

# 2014 年度経団連規制改革要望

2014 年 10 月 14 日

一般社団法人 日本経済団体連合会



安倍政権の経済政策により、デフレからの脱却に向けた経済の好循環が動き始めている。この機を逸することなく、わが国経済を本格的な成長軌道に乗せ、持続的な経済成長を通じた豊かな国民生活を実現することが不可欠である。

経済界としても、技術力や人材力を活かしたイノベーションを通じ、民主導による力強い経済成長の実現に向けて邁進する決意である。このような民間の創意工夫の発揮と自由かつ円滑な事業活動の基盤整備の推進力となるのが規制改革である。

政府においては、「規制改革会議」を中心に、規制改革の取組みを精力的に進めており、本年6月中旬に同会議がとりまとめた「規制改革に関する第2次答申」は、同月末に政府が閣議決定した「規制改革実施計画」および「『日本再興戦略』改訂2014」に反映され、成長戦略の中核を成している。とくに、今般、農業や雇用などの岩盤規制とされる分野において進展が見られたことは、政治の強力なリーダーシップによるものと高く評価する。

今後も、「『日本再興戦略』改訂2014」を着実かつ迅速に実行するとともに、これまでの改革の進捗のフォローアップを行い、必要に応じて措置の強化を図ることが求められる。加えて、健康・医療、雇用、農業、投資促進、地域活性化等の重要分野における現行の規制・制度をゼロベースで見直すなど、改革の手綱を緩めることなく全力で取組むことで企業の持てる力を最大限発揮させる環境を整備することが重要である。

こうしたなか、経団連では、全会員企業・団体を対象に規制改革要望調査を行い、12分野173項目にわたる要望をとりまとめた。政府には、成長を牽引する企業の現場の声に応える着実な改革を求めたい。

## 概 要

本年7月7日から7月30日にかけて、経団連全会員企業・団体を対象に「2014年度経団連規制改革要望に関する調査」を実施。

125社・団体から寄せられた648件の回答を関係委員会で精査し、12分野  
173項目の個別要望を取りまとめた。

### 1. 規制改革要望に関する調査結果と経団連がとりまとめた要望の項目数

|                        | 2014年度 | 2013年度 | 2012年度 | 2011年度 | 2010年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 回答企業・団体数               | 125    | 147    | 118    | 111    | 106    |
| 寄せられた要望数<br>(重複分を含む)   | 648    | 801    | 594    | 648    | 530    |
| 規制改革要望として取り<br>まとめた項目数 | 173    | 202    | 180    | 174    | 208    |

### 2. 分野別項目数一覧

| 分野名             | 項目数 | 分野名             | 項目数 |
|-----------------|-----|-----------------|-----|
| ①土地・住宅・都市再生・観光  | 40  | ⑦情報通信           | 15  |
| ②運輸・流通          | 31  | ⑧金融・保険・証券       | 5   |
| ③農業・食品          | 3   | ⑨雇用・労働          | 13  |
| ④廃棄物・リサイクル、環境保全 | 20  | ⑩通商・国際協力・インフラ輸出 | 4   |
| ⑤危険物・防災・保安      | 5   | ⑪外国人材           | 1   |
| ⑥エネルギー          | 15  | ⑫その他（民間開放含む）    | 21  |

## － 個別要望項目一覧 －

1. 土地・住宅・都市再生・観光分野 …………… 12 ページ
- (1) 建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し
  - (2) 既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し
  - (3) 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の周知徹底
  - (4) 商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し
  - (5) 倉庫業倉庫に関する規制の見直し
  - (6) 駅のホームドアの不燃材料使用規制の見直し
  - (7) 機械排煙設備における排煙機能力基準の見直し
  - (8) 建築材料の防耐火性能認定試験の見直し
  - (9) 建築物の安全性に関する大臣認定期間の短縮化
  - (10) 建築物の避難安全性能に関する大臣認定期間の短縮化
  - (11) 大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続きの見直し
  - (12) 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和
  - (13) 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し
  - (14) 電気通信工事・機械器具設置業における監理技術者資格者の要件緩和
  - (15) 借地借家法における正当事由制度の見直し
  - (16) 区分所有法における決議要件の見直し
  - (17) 都市再開発法区域要件の見直し
  - (18) 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和
  - (19) 市街地再開発組合の設立要件の見直し
  - (20) 都市再生特区における「公共施設」の見直しによる情報インフラ整備の促進
  - (21) 都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上

- (22) 都市再開発法における都市計画事業認可手続と市街地再開発組合設立認可手続の簡素化
- (23) 集合住宅の窓ガラス等の改良の促進に向けた区分所有法の規定の見直し
- (24) 実態上道路として使われていない道路を廃止する際の行政手続きの簡素化
- (25) 工期延長に伴う請負金額変更の可能化
- (26) 建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化
- (27) 公共工事応札要件（監理技術者指定業種）の緩和・統一
- (28) 工場製作期間における監理技術者制度の適用要件緩和
- (29) 工事期間における監理技術者等の途中交代要件の追加
- (30) 点検整備等における業務発注要件の統一
- (31) 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件の変更
- (32) 住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算
- (33) 鉱山、砕石山における国有保安林解除手続きの簡素化
- (34) 公拓法における届出免除区域の設定
- (35) 会社分割時の不動産登記の要件緩和
- (36) 建築士法第 24 条の 8 書面交付義務の免除
- (37) 外国人旅行者の利便性向上のための消費税免税制度の見直し
- (38) 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し
- (39) 通訳案内士試験の改善
- (40) I T を活用した外国語ガイドサービスの普及開発に向けた通訳案内士法の解釈の明確化

**2. 運輸・流通分野** ..... 32 ページ

- (1) 車両の大型化に対応した特殊車両通行許可制度の見直し
- (2) 路外駐車場における換気装置の基準の見直し
- (3) アセット型サードパーティーロジスティクス(3PL)事業における保管用に供される保管庫の倉庫業法上の解釈の見直し

- (4) 物流総合効率化法上の特定流通業務施設の開発許可基準の見直し
- (5) 一般貸切(又は乗合)旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更に係る事前届出手続きの簡素化
- (6) 道路使用許可が認められる時間帯の緩和
- (7) イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定
- (8) 沿海区域の更なる拡大
- (9) N A C C S を利用した不開港場寄港特許の申請手続きの実現
- (10) 外国船舶を対象とした中ノ瀬海域における錨泊に係る運用の見直し
- (11) 京浜港区における指定錨地における錨泊に関する運用の見直し
- (12) 産油国共同備蓄事業における外国船籍タンカーによる国内原油輸送の許可
- (13) 船舶の資格の変更の弾力化
- (14) E L T の出発時の要件の緩和
- (15) 国際貨物チャーター便(エアラインチャーター便)の運航に係る要件見直し
- (16) 操縦士学科試験の受験機会増加
- (17) 適用する最大離陸重量の柔軟な変更
- (18) 追加型式設計変更手続きの簡素化
- (19) 揮発油税法による蔵置管理者の選任の柔軟化
- (20) 市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化
- (21) 全酒類卸売免許の付与に際しての審査順位の決定の柔軟化
- (22) 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和
- (23) 酒類の仕入・販売に関する記帳義務の廃止
- (24) 酒類及び煙草取扱い店舗における年齢確認義務の国民への周知・啓蒙
- (25) 製造たばこ小売販売業の開業要件の緩和
- (26) たばこ小売販売業の予定営業所の環境区分の事前開示
- (27) 店舗内におけるたばこ自動販売機の設置の柔軟化
- (28) コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の参加機会の増大

- (29) 一般医薬品の販売における薬剤師・登録販売者の常駐要件の緩和
- (30) 指定第二类医薬品の陳列に際しての距離基準の緩和
- (31) 一般用医薬品の区分による陳列規則の緩和

### **3. 農業・食品分野** ..... 48 ページ

- (1) 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し
- (2) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援基準要件の見直し
- (3) 砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し

### **4. 廃棄物・リサイクル、環境保全分野** ..... 50 ページ

- (1) 確実にリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し
- (2) バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化
- (3) 県外産業廃棄物流入規制の見直し
- (4) 廃太陽電池モジュール及び廃蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和
- (5) 一般廃棄物由来のごみ固形燃料（RDF）等の廃棄物該当性の判断基準の明確化
- (6) 自ら処理のための産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微変更届出事項の緩和
- (7) 廃棄物処理法の実地確認方法の統一
- (8) 電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長
- (9) 産業廃棄物収集運搬業許可に関わる申請書類様式の全国統一の徹底
- (10) 広域認定制度の申請に関する審査体制の効率化
- (11) 優良産業廃棄物処理業者認定制度における申請書類の提出方法の見直し
- (12) 建設リサイクル法における建築物以外の工作物の工事に関する届出要件の緩和
- (13) 土壌汚染対策法の届出対象の見直し



- (14) 土壌汚染対策における自然由来物質の規制値の適正化
- (15) 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し
- (16) 土壌汚染対策法上の形質変更時要届出区域の指定解除要件への不溶化処理の追加
- (17) 石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の合理化
- (18) 大気汚染防止法で定める事前調査対象の見直し
- (19) 離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の簡易測定法の改善
- (20) 特定施設の設置の許可に係る審査期間の短縮

**5. 危険物・防災・保安分野** ..... 60 ページ

- (1) 危険物の取扱いに関する仮貯蔵許可の柔軟な対応
- (2) 屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法の統一
- (3) 屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認
- (4) 公有水面埋立の緩和
- (5) 非常用発電機に対する、一般取扱所規制の除外または緩和

**6. エネルギー分野** ..... 63 ページ

- (1) 発電用にも供しているボイラーの規制の見直し
- (2) 電気事業法における蒸気タービンに関する規制緩和
- (3) 一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し
- (4) 保安業務従事者等の実務経験に関する要件緩和
- (5) 第3種電気主任技術者の監督の範囲拡大
- (6) 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化
- (7) 風力・地熱発電における環境アセスメント手続き迅速化
- (8) 国立・国定公園における地熱開発規制の緩和
- (9) 省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進
- (10) 省エネ法に基づく中長期計画書作成の負担軽減

- (11) 省エネ法に基づく定期報告対象の限定
- (12) 変圧器に係るトップランナー規制の見直し
- (13) 電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可の緩和
- (14) 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水規制の緩和
- (15) LNG設備、石油・ガスプラント、化学プラント等の建設工事に係る詳細設計図書の提出時期の見直し

**7. 情報通信分野** ..... 71 ページ

- (1) 医療等分野における番号制度の導入
- (2) 官民が保有する情報を連携するための基盤構築
- (3) 医療用医薬品におけるより迅速で確実な情報提供の推進(添付文書情報の電子的な提供の推進)
- (4) 中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大
- (5) 電子保存可能書類の明確化と対象とする書類の拡大
- (6) 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化
- (7) 金融機関での税公金収納取引における納付書の電子的な読み取りを可能とする制度・環境整備
- (8) 政府の情報システム調達に関する改善
- (9) 電波法規制の緩和
- (10) 携帯電話回線の利用制限の見直し
- (11) 主任無線従事者制度の条件緩和
- (12) 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し
- (13) 無線局機器に関する基準認証制度の緩和
- (14) クラウドのサービスレベル基準/技術基準の制定
- (15) 政府機関のクラウドサービス利用における情報セキュリティ対策の明確化と各国政府の要求事項の差異の明確化

## 8. 金融・保険・証券分野 ..... 79 ページ

- (1) 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）
- (2) 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10% 超投資対象企業の範囲等の拡大
- (3) 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和
- (4) 共同出資者の子会社から合併会社への貸付に関する貸金業法適用除外
- (5) 英文開示銘柄に関する説明義務の見直し

## 9. 雇用・労働分野 ..... 82 ページ

- (1) 創造性の高い業務内容・働き方に適した労働時間制度の創設
- (2) 企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大および手続きの簡素化
- (3) フレックスタイム制の見直し
- (4) 変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更
- (5) 休憩時間の一斉付与規制の撤廃
- (6) 労働基準監督行政の統一的運用強化
- (7) 使用者の雇用保障責任に係る判例の整理と予見可能性の高い紛争解決システムの構築
- (8) 就業規則による労働条件の不利益変更法理の規制見直し
- (9) 36 協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用
- (10) 労働契約申込みみなし制度の廃止
- (11) グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し
- (12) 一年以内に離職した労働者の派遣労働者としての受入れ禁止の見直し
- (13) 日雇派遣の原則禁止の廃止

## 10. 通商・国際協力・インフラ輸出分野 ..... 89 ページ

- (1) エンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度への移行
- (2) 安全保障貿易管理に係る行政手続法第二章の適用除外規定の撤廃

- (3) 「公知の技術」に係る定義の見直し
- (4) ODA無償資金協力における運営・維持管理費用の対象化

**11. 外国人材分野** ..... 91 ページ

- (1) 永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し

**12. その他** ..... 92 ページ

**〔経済法制〕**

- (1) 独占禁止法9条（一般集中規制）の廃止等
- (2) 独占禁止法9条ガイドラインの改正による報告の適正化
- (3) 生産出荷集中度調査の調査頻度の見直し
- (4) グループ会社を最終顧客とする製造委託等の下請法の適用除外
- (5) アウトレットにおける景表法上の二重価格表記要件の緩和
- (6) グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係

**〔医療、社会保険等〕**

- (7) 福祉用具専門相談員の常勤換算方法において例外的取扱いが可能であることの周知
- (8) 任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料について、厚生年金から特別徴収を実施
- (9) 任意継続被保険者・特例退職被保険者の保険料前納（支払）期間の追加
- (10) 診療放射線技師の検査機器使用時における医師立会いの不要化
- (11) 保険料の前納に係る割引率の引下げ
- (12) 特例退職被保険者の標準報酬月額決定方法の柔軟化

**〔その他〕**

- (13) 指定医薬部外品の機能性表示規制の見直し
- (14) 医療用医薬品を一般用医薬品として販売するために必要な臨床試験の見直し
- (15) 医療機器の製造業者が自ら製造する医療機器を修理する場合の修理業許

可の不要化

- (16) 動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し
- (17) 指定管理医療機器の製造販売の認証基準の明確化
- (18) C T 搭載車等移動式医療装置の使用前検査および使用許可の取扱いに関する運用の徹底
- (19) 医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法の見直し
- (20) 乳および乳製品の容器に関する規制の見直し
- (21) 展覧会における美術品損害の補償契約の手続きの見直し

以 上

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(1)        | 建築物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及適用対象範囲の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法第87条第1項、第3項  |
| 要望の具体的内容     | <p>既存建築物の一定規模(例えば100㎡未満)かつ一定の用途変更(例えば、物販店舗等を飲食店舗等に用途変更)については、既存不適格の遡及対象外とすべきである。</p> <p>建築基準法第87条第3項より、既存建築物の用途を変更する場合、(類似の用途間の変更を除いて)既存不適格の遡及適用対象となる。このため、商業ビルのテナント入れ替え等、100㎡未満の物販店舗を飲食店舗に用途変更する場合でも、遡及適用対象を免れず、ビル全体に与える影響に鑑みて用途変更を断念するケースもある。</p> <p>一定の規模(例えば100㎡未満)の既存建築物の用途を(例えば物販店舗等から飲食店舗等に)変更する場合には、既存不適格の遡及対象としないことにより、リノベーションが促進され、既存建築物の有効利用に寄与することが期待できる。</p> |
| 規制の現状と要望理由等  |   |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(2)        | 既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認基準の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法施行令第137条の2  |
| 要望の具体的内容     | <p>階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする場合等、床面積は(例えば既存面積の1/10程度まで)増えなくても建築面積や建物階数・高さが増えないといった一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築の安全性確認については、後付けで対応できる耐震補強の手法での既存部分の改修も認めるべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>2012年9月の建築基準法施行令第137条の2の改正により、既存部分の1/2を超える増築であっても、分離増築(新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで増築に係る部分とそれ以外の部分が接する増築)の場合は、増築部分が現行基準に適合し、既存部分が一定の耐震性能を確保すれば、既存不適格建物として存続可能となった。一方、既存部分の1/2以下の増築であっても、増築部分と既存部分が構造上一体である場合には、増築部分と既存部分を合わせた建築物全体について、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。既存不適格建築物において、階高に余裕のある部分の一部に中間階を増床したり、吹き抜け部分を床にする等の増築は構造上一体増築の取扱いとなるため、現行法に従った一定の構造計算による安全性確認が必要となる。ここで安全とは判定できない部分が出てくると、増築内容に比して大規模・非現実的な改修が求められ、結果として増築自体を諦めることとなる。</p> <p>一定範囲内の既存不適格建築物の構造上一体増築(建築時の構造計算における許容範囲内の増築)について、分離増築における既存部分の取扱いと同様に、後付けで対応できる耐震補強の手法による既存改修で安全性が認められれば、増築が容易となり、既存建築物の有効活用が促進される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(3)        | 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の周知徹底  |
| 要望の視点        | 4.その他   |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法第92条、建築基準法施行令第2条   |
| 要望の具体的内容     | <p>小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段が固定階段の場合、当該スペースを「収納」とするか「納戸」とするかかの判断が自治体によって異なっているが、収納に係る面積・高さの規定を満たしている場合には「収納」と一律判断し、容積不算入となるよう周知徹底すべきである。また、固定階段に踊り場を設けた場合についても同様の取扱いとするよう周知徹底すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段について、可動はしこを設置する場合は、「収納」と一律判断され、容積不算入となっている。一方、固定階段については、安全面からその設置を認め、容積不算入とする自治体もあれば、固定階段が設置されることで、収納に係る面積・高さの規定を満たしていても、「納戸」と判断し、容積に参入する自治体もある。また、小屋裏等に収納物を容易に上げることが可能とするために、固定階段の途中に踊り場を設ける場合についても、「納戸」と判断する自治体が多い。</p> <p>2013年度の規制改革要望において、政府から、「固定階段とすることは妨げていない」という回答があったが、固定階段を伴う小屋裏収納に対する判断が自治体毎に分かれている状況が続いており、収納と一律判断するよう周知徹底すべきである。あわせて、固定階段の途中に踊り場を設ける場合についても収納と判断するよう周知徹底すべきである。</p> <p>固定階段を伴う小屋裏収納が収納と判断されれば、安全性を向上させながら小屋裏スペースの有効活用を図ることが可能となる。また、その際、固定階段の途中に踊り場を設けることができれば、利便性と安全性が更に向上する。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省住宅局建築指導課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(4)        | 商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法第92条、建築基準法施行令第2条   |
| 要望の具体的内容     | <p>倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めるべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>倉庫業倉庫は、エコマース等の伸長や物流会社の3PL事業の拡大に伴い、倉庫内作業の効率化を図るため、自動搬送設備や自動倉庫、ピッキングや流通加工等のためのフォークリフトやコンベヤ(これらはマテリアルハンドリング(以下「マテハン」)と呼ばれる)等の原動機を含む設備の導入が重要となっている。</p> <p>しかし、建築基準法第48条より、商業地域、近隣商業地域、準住居地域では、倉庫業を営む倉庫の建設が可能であるにもかかわらず、マテハンを導入した場合には、建築基準法上、原動機を使用する「工場」扱いとなり、その作業場の床面積は150㎡以下(商業地域、近隣商業地域)あるいは50㎡以下(準住居地域)に制限され、時代のニーズにあった倉庫開発が実質上不可能となっている。</p> <p>倉庫業を営む倉庫において原動機を使用する場合であっても、「工場」とせずに、作業場の床面積制限なく倉庫業を営むことを認めることにより、時代のニーズにあった新規倉庫建設や既存倉庫の建替が進み、物流環境がより一層向上することが期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 住宅局市街地建築課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(5)        | 倉庫業倉庫に関する規制の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法施行令第112条、建築基準法第53条、建築基準法施行令第112条第13項  |
| 要望の具体的内容     | 倉庫業を営む倉庫について、防火区画の緩和、庇の建築面積算定方法の緩和、倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和を行うべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>①防火区画の緩和<br/>建築基準法施行令第112条より、倉庫業を営む倉庫は1,500㎡毎に防火区画を設けることが求められている。そのため、倉庫にコンベア等の長いマテリアルハンドリングを導入しようとしても、防火区画内規制があるため、導入を諦めるケースが多く発生し、既存倉庫業の効率化が阻害されている。他方、倉庫を新設する際には、同法同条但書きの「やむを得ない場合」として、消火栓や避難誘導灯を設置すること等により防火区画の設定が免除される。<br/>既存倉庫についても、消火・避難設備の設置を充実させること等を条件に防火区画の設定が免除されれば、安全を確保しながら倉庫業の更なる効率化を図ることができるとしている。</p> <p>②庇の建築面積算定方法の緩和<br/>建築基準法施行令第2条第2号より、倉庫業の建築を算定する際、庇が1m以上突き出ている場合には先端より1m後退した部分までが建築面積に算入される。一定程度までの庇を建築面積に算入しないなど、建築面積算定方法を緩和すれば、豪雨時においても、大型トラックが庇の下で荷降・高積作業を迅速に行うことができ、待機トラックによる交通渋滞やCO2排出増の防止、荷物の定刻運搬等が実現できる。</p> <p>③倉庫内の小規模な間仕切りに関する準耐火構造規制の緩和<br/>建築基準法施行令第112条第13項より、建物の一部が特殊建築物の場合は、その部分とその他の部分を準耐火構造の床・壁等で区画しなければならぬ。<br/>このため、倉庫内に伝票入出力作業場など事務作業をするために間仕切りを設置しようとする場合でも、倉庫部分と作業場を準耐火構造の床・壁等で区画することが求められると、本来不要なコスト増を招くこととなる。<br/>そもそも、小規模作業場のための間仕切りはまだ準耐火構造を要求しなくても、建築基準法に基づく防火安全対策が講じられており、倉庫全体の安全性は十分確保されている。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(6)        | 駅のホームドアの不燃材料使用規制の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 消防法第8条、建築基準法第2条9号、建築基準法施行令第108条の2、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について(国鉄技第124号(平成16年12月27日))  |
| 要望の具体的内容     | 駅のホームドアの扉部分における不燃材料使用規制を緩和し、樹脂製扉を容認すべきである。<br><br>近年、駅のホームにおける旅客の転落防止策としてホームドアの設置が検討されているケースが増加している。ホームドアの扉部分は、建築基準法施行令第108条の2や鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について「等により、不燃であることが求められるため、現在、ガラスが採用されている。ポリカーボネート樹脂は、鉄道や自動車、電機電子機器の部材として使用されており、難燃性が証明されており、安全上問題がないことに加えて、軽量で割れても飛散せず、また、透明であることから安全上・景観上も優れている。<br>ホームドアの扉部分について、不燃材料使用規制を緩和し、ガラスに加えて樹脂を容認することにより、ホームドアの早期普及が可能となり、転落事故の防止に寄与できる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省、消防庁   |



|              |  |
|--------------|--|
| 1-(7)        | 機械排煙設備における排煙機能力基準の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法施行令第126条の3の第9項  |
| 要望の具体的内容     | <p>機械排煙設備における排煙機能力(排煙風量)について、建物用途(病院など)、室容積等の条件に応じて柔軟な基準を設けるべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>建築基準法施行令第126条の3の第9項より、同施行令第126条の2に定める建築物に設置される機械排煙設備の排煙機能力は、室用途・室容積に関係なく1分間に120㎡以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1㎡につき1㎡以上(2㎡以上の防煙区画に係る排煙機の場合は最大の床面積1㎡につき2㎡以上)の空気を排出する能力を有するものでなければならない。</p> <p>しかし、排煙機能力が1㎡/㎡(2㎡以上の防煙区画に係る場合は2㎡/㎡)の機械排煙設備は、起動時に避難用のドアにかかる圧力などを考慮せずに基準が設定されているため、室容積が小さく、気密性のよい防煙区画で起動すると、ドアが開き難くなり、女性・子供・病人の避難に支障をきたす恐れがある。実際、竣工検査や定期検査において、排煙設備起動時に数人がかりでも避難階段扉を開けることができないう事例が発生している。</p> <p>建物用途(病院など)、室容積等の条件に応じて、機械排煙設備における排煙機能力(排煙風量)の基準を柔軟に設けることで、起動時においても、建物内の避難対象者全員を支障無く避難誘導できるようにする。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省住宅局建築指導課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(8)        | 建築材料の耐火性能認定試験の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法第37条第2項   |
| 要望の具体的内容     | <p>一度国土交通大臣の認定を得た建築材料(発泡プラスチック系断熱材)の原材料の一部である発泡剤を、耐火性能が従来と同等以上と評価できる新たな発泡剤に切り替える場合、簡易な審査により認定すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>建築基準法37条第2項より、建築物に使用する建築材料は、国土交通大臣の耐火認定が必要であり、そのためには、性能評価機関における認定試験に合格しなければならない。</p> <p>建築材料の一部である断熱材(インシアスレートフォーム)の原材料の一つの発泡剤として、現在のHFC(フルオロカーボン)よりも高性能で地球温暖化係数が非常に低い発泡剤が開発されており、経済産業省も切り替えを後押ししている。</p> <p>しかし、既に認可を受けた認定書には試験体(断熱材(インシアスレートフォーム))の仕様が細かく記載されるため、新たな発泡剤に切り替える場合、従来と同等以上の耐火性能を確保できるものであっても、性能評価機関の認定試験を全て(30~40種類)受験し直さなければならぬ。</p> <p>認定試験の再受験には3年程の時間および1億円を超える費用がかかるため、新たな発泡剤への切り替えが進まず、結果として、温室効果ガス削減が大きく遅れることになる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 住宅局 建築指導課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(9)        | 建築物の安全性に関する大臣認定期間の短縮化  |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法第20条  |
| 要望の具体的内容     | <p>建築基準法第20条第1号に定める高さが60メートルを超える建築物や、第2号の口で定める制震構造建築物、第3号の口で定める免震構造建築物について、大臣認定期間を短縮化すべきである(例えば、申請は速やかに受け付けるとともに、受付日から新規の認定の場合は必ず2カ月以内、軽微な変更の場合は必ず1カ月以内で認定する等)。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>高さが60メートル以下でも建築基準法第20条第2号の口や第3号の口に定める建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定(大臣認定)を受けなければならない。</p> <p>2013年度の規制改革要望において、政府から、「大臣認定の審査期間の短縮に努めている」と回答があったが、現状では、申請してから認定を得るまで3カ月以上を要しており、大臣認定の申請前に、指定の性能評価機関において既に1カ月半程度の審査を経ていることも踏まえ、4カ月～5カ月もの間、工事等に着手できず工期の長期化やコスト増を招いている。性能評価機関の審査と同等の1カ月半程度まで大臣認定期間を短縮することは可能と考えられる。</p> <p>大臣認定期間が短縮されれば、工事着工、テナント入居スケジュールの明確化が図られ、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(10)       | 建築物の避難安全性に関する大臣認定期間の短縮化   |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法施行令第129条の2の第1項   |
| 要望の具体的内容     | <p>建築物の階が避難安全性を有するものであることについての国土交通大臣の認定期間を短縮すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>建築基準法施行令第129条の2の第1項が定める、建築物の階が避難安全性を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けなければならない。指定の性能評価機関により事前の手続きを経なければならず、しかも、性能評価機関における審査および大臣認定の申請から取得まで6カ月以上かかっている。このため、円滑かつ迅速なビジネス実行の大きな障害となっている。</p> <p>性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、大臣認定の申請から取得までの期間を短縮することは可能と考えられる。</p> <p>大臣認定期間が短縮されれば、施設の閉鎖期間が短縮され、テナントの早期入居が可能となり、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(11)       | 大臣認定を取得した昇降機の軽微な変更による認定再取得時における手続きの見直し   |
| 要望の視点        | 1. 行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第2号、建築基準法第68条の26   |
| 要望の具体的内容     | 構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合、大臣認定番号が変わらないようにすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 建築基準法第68条の26に基づき、構造方法について国土交通大臣の認定を得た昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行う場合、同法施行規則第11条の2の3の第2項第2号より、大臣認定を再度取得しなければならぬが、その際、認定番号が変わってしまう。<br>大臣認定番号が変わった場合、所定の手続きなくして、新たな大臣認定における変更内容を当初の大臣認定で納めた昇降機に対して反映することができない。<br>このため、同じ型の昇降機であるにもかかわらず、当初の大臣認定で納めた昇降機の部品を改廃後の部品に交換するには、特定行政庁に確認・指示に従い、建築基準法第12条第3項または同法第5項による報告を行う、あるいは、同法第87条の2の確認申請書および同法第7条の完了検査を受けることにより大臣認定を引き替えるという一連の手続きを踏まなければならない。しかも、全国各地の昇降機の部品を交換する度に手続きが生じており、大きな手間となっている。<br>構造方法について既に大臣認定を取得した昇降機について、部品の改廃等の理由で軽微な変更を行い、大臣認定を再取得した場合でも、大臣認定番号が変わらなければ、既に納めた昇降機を所管する各々の特定行政庁に確認・大臣認定書の引き換えを行う必要がなくなり、事務手続きの大幅な効率化につながる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 住宅局 建築指導課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(12)       | 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和  |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建設業法第26条  |
| 要望の具体的内容     | 建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和すべきである。<br>また、例えば密接な関連のある二以上の建設工事を同一の場所または近接した場所において施工する場合等、数件の工事を兼務しても品質等に問題がないと判断できる工事においては、監理技術者の兼務を認めるべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合は監理技術者を設置しなければならない(建設業法第26条第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(同第3項)。<br>現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注することがかかないケースが生じている。例えば、電気工事・電気通信工事では、機器製作が工事の大部分を占め、現地工事が監理技術者等を必要とする規模にならないことも少なくない。<br>さらに、現状では金額要件が税込金額とされていることから、増税の都度、請負金額から消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることとなっており、事実上、技術者設置にかかる規制は強化されている。<br>加えて就業者の減少や高齢化により、監理技術者確保が難しくなっている中で、一定の場合に監理技術者の兼務を認めることで、施工効率の向上を図ることができる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省総合政策局建設課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 1-(13)           | 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 建設業法第7条<br>平成19年3月30日 国交省告示第438号<br>平成20年1月31日 国総建第278号  |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員（業務を執行する役員。取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。</p> <p>また、「経営の補佐業務」に該当する具体的な職位の判断が都道府県に委ねられ見解が異なるため例示をすべきである。</p>  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、(イ)許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、(ロ)国土交通大臣に(イ)と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている。「役員」の範囲の見直しについて、近年のコーポレートガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法」第7条第一号イに掲げる者と同年以上の能力を有する者を定める件「昭和三十七年三月八日建設省告示第三百五十一号」において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経歴を有する者として認められ、建設業法第7条に定める「役員」の「これらに準ずる者」として認められても、建設業法の適正な経営を確保することは可能である。さらに、例えば電気通信工事や電気工事業者等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要な知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。</p> <p>また、経営の補佐業務に関して、都道府県により、取締役でない社長が補佐と認められるケースと認められないケースなどがあり、判断が異なるため、統一すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省総合政策局建設課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 1-(14)           | 電気通信工事・機械器具設置業における監理技術者資格者の要件緩和   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 建設業法第15条<br>建設業法施行令   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督の実務経験に必要な講習額を引き下げ「元請」要件を外すとともに、他業種における業務経験を実務経験として考慮する、講習・試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。</p> <p>また、施工管理技士検定種目に電気通信工事・機械器具設置工事を追加すべきである。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者となるためには、元請で請負金額4,500万円以上の工事での指導監督的经验を2年以上有するか、一級の国家資格を有していることが必要である。</p> <p>しかしながら、電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負工事金額4,500万円以上となる工事の割合が少なくなっている。機械器具設置工事についても、例えば昇降機の据付や回収に関する工事は、現在では建築工事の下請けとして受注する機会が多く、元請として4,500万円を超える工事案件は少なくなっており、資格者の確保が困難となることが予想される。</p> <p>また、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験(大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上)が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を有することとなる。</p> <p>電気通信工事や機械器具設置工事では、「技術士」の有資格者のみしか保有資格による監理技術者証の取得が認められていない。代替となる資格を拡充することで、新たな監理技術者の確保が可能となる。</p> <p>昨年の同内容の要望に対する回答でも「検討予定」となっており、速やかな対応が求められる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省総合政策局建設課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 1-(15)           | 借地借家法における正当事由制度の見直し  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 借地借家法第28条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 老朽化物件・耐震性に問題のある物件に関する一定の基準を定め、それらの要件に該当する物件の建替えや法定再開発認等を賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由とすべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>現行法の正当事由の要件が抽象的であるため、物理的・社会的に建替えの必要性がある建物についても、正当事由の有無を巡って賃貸人・賃借人間に見解の相違が生じ、長期の交渉を強いられ、最終的に裁判での解決を余儀なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大になっている。</p> <p>賃貸人の中には、賃借人の明け渡しを実現するまでに多くの時間とコストを要することを憂慮し、建替えを実施する意向があるにもかかわらず、現存する建物の大規模修繕をやむなく選択する事例が散見される。</p> <p>その場合、建物倒壊やそれに伴う賃借人の人的被害等を選ばないため、賃貸人は現存の建物について多額の大規模修繕費用の支出を余儀なくされ、修繕後の賃料等では投資が回収できないことも少なくない。この状況が続けば、賃貸人が大規模修繕すら断念して放置してしまい、老朽化した建物が益々増加することすら懸念される。</p> <p>老朽化・耐震性の判断に用途・築年数等に応じた一定の基準を設けた上で、該当する物件の建替え(区分所有法の建替え決議も含む)において、これを賃貸人の更新拒絶・解約申し入れの正当事由とすべきである。とくに法定再開発の認可については、適用要件を含めて一定の法的手順に基づき決定された事項であるため重視すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 法務省民事局   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 1-(16)           | 区分所有法における決議要件の見直し   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 老朽化した建物等の建替え等を促進する観点から、区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和などの見直しを行うべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>区分所有建物の管理組合総会の決議要件については、①普通決議(区分所有者及び議決権の各過半数の賛成)②特別決議(ex.共用部分の重大変更、規約の変更)(区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、共用部分の重大変更)に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能)③特殊決議【建替決議】(区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない)の3種類がある。</p> <p>これら要件が緩和されることで、老朽化した建物や、省エネ化・バリアフリー化に対応していない建物の建替えや修繕が推進される。なお、今般施行された改正マンション建替え円滑化法については、頭数要件の緩和といった部分の改善が見られないため、同法改正の有無に拘わらず、不動産市場の活性化という観点から、区分所有法の決議要件全般において広く検討すべきである。</p> <p>また、決議要件の緩和により、建替え決議に賛成した区分所有者の買取り負担が大きくなるという懸念については、区分所有法上では、建替え決議に賛成した区分所有者は、賛成しなかった区分所有者に対して売渡し請求権を行使して買取り権が発生するのみであり、要件の緩和が直ちに負担の増加要因とはならない(負担が過大な場合には建替えを中止するという選択肢も可能)。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 法務省民事局、国土交通省住宅総合整備課、市街地建設課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(17)       | 都市再開発法区域要件の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 都市再開発法第3条   |
| 要望の具体的内容     | <p>都心部における再開発事業の促進を図るために、都市再開発法第3条で定める施行区域要件を見直し、すべての建築・宅地面積の中で耐火建築物が占める建築・敷地面積の割合が3分の2を超えない限り認定する、政令が定める耐用年限を短縮する、築年数の浅い建築物でも所有者の再開発事業への同意を条件に認定する、等の緩和をすべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>築年数の浅い大規模建築物など都市再開発法第3条に該当する建築物の建築面積又は敷地面積が、区域内にあるすべての建築面積の3分の1又はすべての宅地の面積の3分の1を超える、再開発事業として都市再開発法の適用を受けられない。</p> <p>都心の木密地域など災害に対する脆弱性が懸念される地域における防災・減災対策や、ビルの省エネ化などエリア全体での低炭素化を進めるためには、再開発事業の推進が不可欠であるが、本規制により地域の一体的な再開発が妨げられているケースがある。</p> <p>要望内容のとおり緩和を図ることで、公共施設の整備・更新の他、都市の防災性能や環境性能の向上が図られるとともに、土地・建物所有者の意思が反映されやすくなる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省都市局市街地整備課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(18)       | 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 都市再開発法第111条、建築基準法第86条  |
| 要望の具体的内容     | <p>市街地再開発事業を進める場合においては、建築基準法の一団地の総合的設計制度における地権者全員同意基準を緩和すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>市街地再開発事業は、都市機能の低下が危ぶまれる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、公共の福祉の観点から地権者の3分の2の同意を前提に事業を進めることができる。一方、建築基準法による一団地の総合的設計制度の認定申請に際しては、地権者の財産権保護の観点から地権者全員の同意が必要とされている。</p> <p>一団地の総合的設計制度は、複数の建築物を有機的に連携させた高度な土地利用の可能性を広げることから、都市計画上も有用な手段であるが、多数の地権者がいる市街地再開発事業においては、地権者全員の同意を得ることは非常に困難であり、一団地の総合的設計制度を活用することができない。</p> <p>市街地再開発事業では、権利変換計画を行う際、地権者全員の権利が規定されるとともに、行政による認可を経てから権利変換が行われ、結果として、計画に同意した地権者により土地・建物が共有・区分所有されることになる。このプロセスを、一団地の総合的設計制度における地権者全員の同意を得ることとみなし、市街地再開発事業に限っては、地権者全員同意基準を緩和をすべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省都市局市街地整備課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(19)       | 市街地再開発組合の設立要件の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 都市再開発法第14条   |
| 要望の具体的内容     | 市街地の計画的な再開発を促進するため、都市再開発法第14条に定める市街地再開発組合の設立要件について、宅地所有者・借地権者「それぞれ」頭数の3分の2以上かつ宅地総面積と借地総面積の合計の3分の2以上の同意が必要とされているところ、特に頭数の「それぞれ」の部分を見直し、「宅地所有者と借地権者の総数の3分の2以上」とすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在、都市再開発法に基づき、第一種市街地開発事業を進めるための市街地再開発組合を設立するためには、再開発を行う区域内の宅地所有者と借地権者について「それぞれ」頭数の3分の2以上の同意が求められている。<br>しかし、とくに借地権者が少数の場合、再開発事業に反対する借地権者の意向が過度に大きく影響し、全体では大勢を占める宅地所有者や他の借地権者が再開発事業を推進したいと考えている場合でも、事業がストップしてしまう。<br>都市再開発法では、組合設立後は土地所有者、借地権者ともに組合員として同じ立場となり、借地権者も土地所有者と借地権に応じて同等の権利を有する。組合設立時においても「宅地所有者と借地権利者の総数」で同意要件を課すべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省都市局市街地整備課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(20)       | 都市再生特区における「公共施設」の見直しによる情報インフラ整備の促進   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 都市再生特別措置法第2条<br>都市再生特別措置法施行令第1条  |
| 要望の具体的内容     | 朝光立国や防災対策の更なる推進に向け、都市再生特別措置法第2条第2項が定める「公共施設」の内容に公衆無線LANなどの情報インフラ整備を追加すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 都市再生特別措置法第2条第1項により、「都市開発事業」とは公共施設整備を伴うものと定義されており、同法第2条第2項により、「公共施設」とは道路・公園・広場その他政令に定めるものと定義されている。<br>朝光立国や防災対策のさらなる推進においては、公共空間での公衆無線LANの整備が有用であるが、費用負担する整備主体の不在や設置に関する手続の問題等により整備が進まないのが現状である。<br>情報インフラ整備を「公共施設」とみなすことで、開発にあたり事業者の費用でインフラ整備が促進されることが期待される。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 都市局  |

|                          |   |             |                  |  |   |
|--------------------------|---|-------------|------------------|--|---|
| 1-(21)                   | 都市再生特別地区における容積配分の自由度の向上   | 2.基準や要件の見直し | 都市再生特別措置法第36条第2項 | <p>都市再生特別地区(以下「都市再生特区」という。)全体では高度利用を図りつつも、都市再生特区内部でのメリハリのある都市開発ができるよう、都市再生特別措置法(以下「都再特措法」という。)第36条第2項で定める建築物の容積率の最高限度「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」を撤廃あるいは引き下げるべきである。</p> | <p>都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区全体を一つのプロジェクトで開発する場合以外では、個別の建築物が採算性を上げるために400%以上の設定された最高限度に近い容積率で建築されてしまっている。高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区等を内包したメリハリのある魅力的な都市作りができない。あらかじめ街区ごとに適切な容積率を定めておかない限り、結果的に、一団地認定や事業者・所有者間での一団開発に向けた調整が必要となり、事業の遅延や特区内部でのコンセンサスの不統一さへとつながるからである。</p> <p>都市再生特区は、従来の都市計画と違い周囲とのバランスではなく、ある区域において土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域に定められる地区であるが、当該地区を一律で容積率の最高限度を定めることは合理的ではなく、その地域の事情に即して適切に建築物の建築を誘導するため、高度利用を図るエリアと低利用により環境を確保するエリアを一体的な計画により整備する開発を念頭に、街区ごとに適切な容積率の最高限度を定めつつ、都市再生特区全体で土地の高度利用が図られることが望ましい。</p> |
| <p>規制の現状と<br/>要望理由等</p>  | <p>都市再生特別措置法では、第36条第2項にて建築物の容積率の最高限度を「10分の40以上の数値を定めるものに限る。」と定め、土地の一律的な高度利用を誘導している。このため、街区全体を一つのプロジェクトで開発する場合以外では、個別の建築物が採算性を上げるために400%以上の設定された最高限度に近い容積率で建築されてしまっている。高層ビル等の高度利用街区と広場や低層商業施設・公共施設等の低利用街区等を内包したメリハリのある魅力的な都市作りができない。あらかじめ街区ごとに適切な容積率を定めておかない限り、結果的に、一団地認定や事業者・所有者間での一団開発に向けた調整が必要となり、事業の遅延や特区内部でのコンセンサスの不統一さへとつながるからである。</p> <p>都市再生特区は、従来の都市計画と違い周囲とのバランスではなく、ある区域において土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域に定められる地区であるが、当該地区を一律で容積率の最高限度を定めることは合理的ではなく、その地域の事情に即して適切に建築物の建築を誘導するため、高度利用を図るエリアと低利用により環境を確保するエリアを一体的な計画により整備する開発を念頭に、街区ごとに適切な容積率の最高限度を定めつつ、都市再生特区全体で土地の高度利用が図られることが望ましい。</p> |             |                  |  |   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p> | <p>国土交通省<br/>都市局都市計画課・都市局まちづくり推進課</p>   |             |                  |  |   |

|                          |   |             |            |  |   |
|--------------------------|---|-------------|------------|--|---|
| 1-(22)                   | 都市再開発法における都市計画事業認可手続と市街地再開発組合設立認可手続の簡素化   | 2.基準や要件の見直し | 都市再開発法第11条 | <p>市街地再開発事業における行政手続の実務では、地方自治体が市街地再開発事業の都市計画決定手続を開始するに際して、都市計画決定後に市街地再開発組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで先に求めている。このため、都市計画決定に重ねて、組合設立認可にも地権者の合意形成手続(縦覧・公告・意見書の処理等)を行わなければならない。事業の都市計画決定手続と組合設立の認可申請手続を同時に(もしくは並行して)行える等、手続を簡素化すべきである。</p> | <p>市街地再開発事業を施行するに当たっては、事業の都市計画決定の後、市街地再開発組合設立の認可を得ることが求められているが、都市計画決定の手順に際して、予め再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう地方自治体から指導されており、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了している場合が大半である。国から関係地方公共団体へ法律上必要のない要件を課することがないよう再三通知されているものの、いまだに改善が図られていない。</p> <p>都市計画決定の手続と市街地再開発事業の認可の手続については、本来、目的が異なるものであるが、現実の手続においては都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにも係らず、その後の組合設立の認可申請においても事業計画の縦覧を行う等の重複が発生し、工事着手まで多くの時間がかかり、関係権利者の財産権に影響が出ている。</p> <p>現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているがこれらを同時に行う、もしくは都市計画決定時に組合設立要件と同等の関係権利者の合意形成を図られている時には組合設立認可手続の一部を省略できる等の改善を図ること、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることを期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p> |
| <p>規制の現状と<br/>要望理由等</p>  | <p>市街地再開発事業を施行するに当たっては、事業の都市計画決定の後、市街地再開発組合設立の認可を得ることが求められているが、都市計画決定の手順に際して、予め再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう地方自治体から指導されており、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了している場合が大半である。国から関係地方公共団体へ法律上必要のない要件を課することがないよう再三通知されているものの、いまだに改善が図られていない。</p> <p>都市計画決定の手続と市街地再開発事業の認可の手続については、本来、目的が異なるものであるが、現実の手続においては都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにも係らず、その後の組合設立の認可申請においても事業計画の縦覧を行う等の重複が発生し、工事着手まで多くの時間がかかり、関係権利者の財産権に影響が出ている。</p> <p>現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているがこれらを同時に行う、もしくは都市計画決定時に組合設立要件と同等の関係権利者の合意形成を図られている時には組合設立認可手続の一部を省略できる等の改善を図ること、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることを期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p> |             |            |  |   |
| <p>制度の所管官庁<br/>及び担当課</p> | <p>国土交通省<br/>都市局都市計画課・都市局市街地整備課</p>   |             |            |  |   |



|              |  |
|--------------|--|
| 1-(23)       | 集合住宅の窓ガラス等の改良の促進に向けた区分所有法の規定の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 区分所有法、標準管理規約   |
| 要望の具体的内容     | マンション標準管理規約において、共用部である窓ガラス等の改良は原則、管理組合がその責任と負担において、計画修繕を行わなければならないが、管理組合が速やかに実施できない場合は、各区分所有者の責任と費用において工事が行うことができると例示されている。これを区分所有法に規定し、集合住宅の窓ガラス等の改良を促進すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在のマンション標準管理規約第22条で窓ガラス等の改良は第1項で原則、管理組合の責任と負担において実施することが定められており、第2項で管理組合が速やかに実施できない場合、各区分所有者の責任と費用において工事が行うことができるよう例示している。しかし、築古のマンションでは規約の整備が不十分でこの規定が明記されていない場合がある。また一部、規約の整備が十分な物件では共用部の改修について「居住者は、共用部に係る模様替等を自ら行うことができず、共用部分にかかわる模様替等（緊急に必要とする修繕工事を除く。）が必要なる場合には、理事長が（緊急に必要とする修繕工事を除く。）が必要なる場合があるが、「緊急に必要とする工事」に含まれる」と記載されている場合もあるが、「緊急に必要とする工事」に含まれるかどうか各管理組合で判断ができない場合、総会決議が必要となつてしまっている。<br>現在、区分所有者は結露や隙間風対策で窓や扉の改修をしようとするれば、管理組合との折衝、管理規約の改定から行わなければならないが、時間と労力が掛かる上に、断熱性などの居住環境性能は集合住宅において住戸位置によって異なるため他の区分所有者の理解、賛同を得づらい。このため改修工事を進めず、住環境が改善されないケースもある。<br>とくに中古物件の購入にあたっては、リフォーム、リノベーション工事の可否が購入者の意思決定に大きく影響を与えるため、上記の改善が図られることで、築古物件の流通促進へとつながる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(24)       | 実態上道路として使われていない道路を廃止する際の行政手続きの簡素化  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 都市計画法第29条（開発行為の許可）   |
| 要望の具体的内容     | 「道路の廃止」は、都道府県知事等による開発行為の許可が必要とされている。しかし、建築計画敷地内にある実態上道路として使われていない道路（私道であって二項道路（建築基準法第42条2項にある特定行政庁が指定した見なし道路）ではないもの等）の廃止については、開発行為の許可を不要とすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 「道路の廃止」は、「土地の区画形質の変更」に該当し、都道府県知事等による開発行為の許可が求められている。しかし、建築計画敷地内の「実態上、道路として使われていない道路（私道であって二項道路でないもの等）」の廃止であっても、都市計画法上の「32条事前協議」から「37条制限解除」まで、多岐に渡り関係各課と協議・締結を遂行しなくてはならない。（なお、前段の条件を満たす道路であれば、所有者の権利として、第三者の通行を封鎖することも可能と理解している。）<br>なお、一般的には建築計画敷地内に存在する「道路の廃止」については、当該計画時に行政と事前協議を行っており、改めて開発許可をとる必要性はないものと考えられる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 都市局都市計画課   |

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 1-(25)       | 工期延長に伴う請負金額変更の可能性   | 1- (26)      | 建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化  |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  | 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 公共工事標準請負契約約款  | 規制の根拠法令      | 建設業法第19条  |
| 要望の具体的内容     | <p>工事着手後、関連工事の遅れ及び工事中断等により、受注者の責にやらない工事延期が発生した場合には、工期延長に伴い発生する必要経費について、請負金額変更の手続ができるように、国交省制定の公共建築工事積算基準に関して、あらかじめ工期を設定した経費算出方法に基準を改訂するか、工期延期にて発生する必要経費を実費精算もしくは経費のみを算出する方法を定めて精算できる等、見直しを図るべきである。</p>  | 要望の具体的内容     | <p>建設業法では、億円単位の建設工事も、数千円の営繕工事も、受発注時に同じレベルの手続きが求められる。</p> <p>また、突発の緊急工事は、現場の担当が優先されることも多く、業法で求められる事前の書類交付が事実上できないことも多い。</p> <p>日常的に発生する小額営繕工事、突発の緊急工事を念頭に一定の条件を設けることで、手続きの簡素化・省略をすべきである。</p> <p>例えば、工事請負基本契約書が締結されている会社間では、</p> <p>① 日常の営繕工事は、書類の記載事項を簡素化・省略する</p> <p>② 緊急工事は、対応完了速やかに注文書・請書を交付する等の対応が考えられる。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>発注者(各地方自治体等)と請負契約を締結する場合、工事費の算定にあたっては、機器および工事に必要な資材(数量)を基に算出しており、現場作業時に必要な経費(現場事務所および現場代理人等)の積算については、直接工事費を対象額として各費目ごとに設定した率での計上を基本としている。</p> <p>そのため、機器および工事資材に関する設計変更が生じた場合は、それに伴う経費等については(率により)自動計算され、差額分が設計変更費として精算されることとなるが、機器及び工事資材の変更が伴わず、関連工事等の影響で工期変更のみが生じた場合には、現状の積算基準では、差額費用(延長分の現場事務所費および現場代理人費等)を算出することができない。</p> | 規制の現状と要望理由等  | <p>建築工事の請負契約にあたっては建設業法(第19条)により工事前の契約書、注文書・請書といった書面の相互交付が義務付けられ、その内容についても工事着手時期をはじめ、業法で定める事項の記載が必要とされるなど細かく規定されている。</p> <p>これらの対象となる工事については金額等の基準がなく、計画的かつ長工期で億円単位の建設工事と、突発対応も多い、日常の数千円・数万円の小規模・短期間の営繕工事が、同レベルの事務手続き(書類の記載内容、交付のタイミング)となっている。</p> <p>工事発注前の書類交付が必要とされているが、現実には緊急工事などは現場担当が優先され事前の書類交付ができないこともある。業法で求められる内容が、実務と乖離していることがあり、結果として業法の不履行を増長する事態となっている。</p> <p>また、発注側の業法の認知度が低いため、物品購入や業務委託と同様の処理で工事発注されることもある一方、受注側は受注を優先し、発注側は是正を求めることが難しいため、この点も業法の不履行につながりやすい。</p> <p>業法の目的である「工物品質確保や費用支払」の適正運用が担保されれば、その手段である手続の簡素化・省略は可能と考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   | 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 土地・建設産業局建設業課  |

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 1-(25)       | 工期延長に伴う請負金額変更の可能性   | 1- (26)      | 建設業法上の工事請負契約に関する契約の簡素化  |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  | 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 公共工事標準請負契約約款  | 規制の根拠法令      | 建設業法第19条  |
| 要望の具体的内容     | <p>工事着手後、関連工事の遅れ及び工事中断等により、受注者の責にやらない工事延期が発生した場合には、工期延長に伴い発生する必要経費について、請負金額変更の手続ができるように、国交省制定の公共建築工事積算基準に関して、あらかじめ工期を設定した経費算出方法に基準を改訂するか、工期延期にて発生する必要経費を実費精算もしくは経費のみを算出する方法を定めて精算できる等、見直しを図るべきである。</p>  | 要望の具体的内容     | <p>建設業法では、億円単位の建設工事も、数千円の営繕工事も、受発注時に同じレベルの手続きが求められる。</p> <p>また、突発の緊急工事は、現場の担当が優先されることも多く、業法で求められる事前の書類交付が事実上できないことも多い。</p> <p>日常的に発生する小額営繕工事、突発の緊急工事を念頭に一定の条件を設けることで、手続きの簡素化・省略をすべきである。</p> <p>例えば、工事請負基本契約書が締結されている会社間では、</p> <p>① 日常の営繕工事は、書類の記載事項を簡素化・省略する</p> <p>② 緊急工事は、対応完了速やかに注文書・請書を交付する等の対応が考えられる。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>発注者(各地方自治体等)と請負契約を締結する場合、工事費の算定にあたっては、機器および工事に必要な資材(数量)を基に算出しており、現場作業時に必要な経費(現場事務所および現場代理人等)の積算については、直接工事費を対象額として各費目ごとに設定した率での計上を基本としている。</p> <p>そのため、機器および工事資材に関する設計変更が生じた場合は、それに伴う経費等については(率により)自動計算され、差額分が設計変更費として精算されることとなるが、機器及び工事資材の変更が伴わず、関連工事等の影響で工期変更のみが生じた場合には、現状の積算基準では、差額費用(延長分の現場事務所費および現場代理人費等)を算出することができない。</p> | 規制の現状と要望理由等  | <p>建築工事の請負契約にあたっては建設業法(第19条)により工事前の契約書、注文書・請書といった書面の相互交付が義務付けられ、その内容についても工事着手時期をはじめ、業法で定める事項の記載が必要とされるなど細かく規定されている。</p> <p>これらの対象となる工事については金額等の基準がなく、計画的かつ長工期で億円単位の建設工事と、突発対応も多い、日常の数千円・数万円の小規模・短期間の営繕工事が、同レベルの事務手続き(書類の記載内容、交付のタイミング)となっている。</p> <p>工事発注前の書類交付が必要とされているが、現実には緊急工事などは現場担当が優先され事前の書類交付ができないこともある。業法で求められる内容が、実務と乖離していることがあり、結果として業法の不履行を増長する事態となっている。</p> <p>また、発注側の業法の認知度が低いため、物品購入や業務委託と同様の処理で工事発注されることもある一方、受注側は受注を優先し、発注側は是正を求めることが難しいため、この点も業法の不履行につながりやすい。</p> <p>業法の目的である「工物品質確保や費用支払」の適正運用が担保されれば、その手段である手続の簡素化・省略は可能と考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   | 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 土地・建設産業局建設業課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(27)       | 公共工事応札要件(監理技術者指定業種)の緩和・統一  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建設業法第2条  |
| 要望の具体的内容     | 下水道施設(大型合併浄化槽を含む)の機械設備工事に従事する監理技術者の要件(業種)を「機械器具設置、水道施設、管工事のいずれでも可能」として全国で統一すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 現状、下水道施設(大型合併浄化槽を含む)の機械設備工事に係る公共工事入札が行われる場合、発注者(地方自治体)が設定する応札要件のなかで、監理技術者の要件(業種)が、機械器具設置であったり、水道施設であったり、管工事であったり、または複数であったり発注者毎に一律ではない設定となつている。<br>同工事に関しては、発注者は違えば工事内容は同種であり、機械器具設置、水道施設、管工事いずれか一つの資格を有していれば技術管理が可能であることは、実際に各発注者が指定する監理技術者要件からも明らかである。同工事に関しては、いずれの資格保有者でも対応可能であることを全国で統一することで、応札できる企業が増え、健全な競争が促進される。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(28)       | 工場製作期間における監理技術者制度の適用要件緩和  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 建設業法  |
| 要望の具体的内容     | 建設業法では、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、監理技術者の管理が必要とされているが、この工場製作期間における監理技術者の資格取得要件については、「工事現場における実務経験を有していなくても取得可能な監理技術者資格(工場製作期間限定)」を新設すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現状、監理技術者は、工場製作期間、現地施工期間に関わらず、工事現場での指導・監督的立場の実務経験が必要とされている。<br>工場製作期間に関しては、技術者は現地で着工前に店社勤務の状態で工場製作における品質・工程等の管理を実施しており、工事現場で実務経験を取得することは難しい。このままでは、実際に工場製作管理をしているものが監理技術者の資格を新規取得ができず工場製作期間の監理技術者が不足することが懸念される。<br>工場製作期間において、工場製作の管理を行うものに限定して、監理技術者の資格取得要件を緩和し、当該技術者の確保を図るべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 1-(29)       | 工事期間における監理技術者等の途中交代要件の追加  | 1-(30)       | 点検整備等における業務発注要件の統一  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   | 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 監理技術者制度運用マニュアル  | 規制の根拠法令      | 建設業法  |
| 要望の具体的内容     | <p>監理技術者制度運用マニュアルにある監理技術者等の途中交代要件の「監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合に、家族の介護の必要を理由とした配置転換等も加えるべきである。」</p> <p>また現場では、「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の死亡・傷病・退職のみと限定的に運用するケースもあると言われている。現実には、監理技術者本人の死亡、傷病に限らず、家族の介護等を理由に配置転換を要する場合もあり、マニュアルの途中交代要件にある「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の家族の介護の必要を理由とした配置転換も含まれるようマニュアルにて明確化するべきである。</p>   | 要望の具体的内容     | <p>下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕業務等の本来建設工事の対象にならない業務に関する発注形態が、各地方公共団体によって「建設工事発注」扱いになっている場合がある。発注者側に「建設工事発注」と「業務委託発注」の適用区分を周知し発注内容の統一を図るべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>監理技術者制度運用マニュアル(2004年3月1日)では、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合に加え、①受注者の真にやむを得ない延長の場合、②工場から現場へ工事の現場が移行する時点、③大規模な工事の一つの契約工期が多年に及ぶ場合を挙げている。</p> <p>また現場では、「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の死亡・傷病・退職のみと限定的に運用するケースもあると言われている。現実には、監理技術者本人の死亡、傷病に限らず、家族の介護等を理由に配置転換を要する場合もあり、マニュアルの途中交代要件にある「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の家族の介護の必要を理由とした配置転換も含まれるようマニュアルにて明確化するべきである。</p> | 規制の現状と要望理由等  | <p>現状、下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕に関する発注形態は、本来、建設工事の対象にならないにも関わらず、各地方公共団体でその発注形態の適用区分が統一されておらず、建設工事として発注される場合がある。</p> <p>これにより、業務委託契約であれば、作業責任者の選任で済むものが、監理技術者を求められることになる。</p> <p>また、平成26年6月4日公布(国土交通省)の建設業法改正に示される「施工体制台帳作成・提出義務」について、下請負発注金額による下限撤廃にとどめ、元請業者には書類作成義務が課せられる。こうした状況は、事業者が無用の負担を課すのみならず、中小事業者が本来受注できる業務を受注できなくなることが懸念され、早急に運用を見直すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省総合政策局建設業課  | 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 1-(29)       | 工事期間における監理技術者等の途中交代要件の追加  | 1-(30)       | 点検整備等における業務発注要件の統一  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   | 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 監理技術者制度運用マニュアル  | 規制の根拠法令      | 建設業法  |
| 要望の具体的内容     | <p>監理技術者制度運用マニュアルにある監理技術者等の途中交代要件の「監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合に、家族の介護の必要を理由とした配置転換等も加えるべきである。」</p> <p>また現場では、「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の死亡・傷病・退職のみと限定的に運用するケースもあると言われている。現実には、監理技術者本人の死亡、傷病に限らず、家族の介護等を理由に配置転換を要する場合もあり、マニュアルの途中交代要件にある「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の家族の介護の必要を理由とした配置転換も含まれるようマニュアルにて明確化するべきである。</p>   | 要望の具体的内容     | <p>下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕業務等の本来建設工事の対象にならない業務に関する発注形態が、各地方公共団体によって「建設工事発注」扱いになっている場合がある。発注者側に「建設工事発注」と「業務委託発注」の適用区分を周知し発注内容の統一を図るべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>監理技術者制度運用マニュアル(2004年3月1日)では、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合に加え、①受注者の真にやむを得ない延長の場合、②工場から現場へ工事の現場が移行する時点、③大規模な工事の一つの契約工期が多年に及ぶ場合を挙げている。</p> <p>また現場では、「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の死亡・傷病・退職のみと限定的に運用するケースもあると言われている。現実には、監理技術者本人の死亡、傷病に限らず、家族の介護等を理由に配置転換を要する場合もあり、マニュアルの途中交代要件にある「真にやむを得ない場合」について、監理技術者の家族の介護の必要を理由とした配置転換も含まれるようマニュアルにて明確化するべきである。</p> | 規制の現状と要望理由等  | <p>現状、下水道施設並びに汚泥再生センターにおける設備点検整備及び小修繕に関する発注形態は、本来、建設工事の対象にならないにも関わらず、各地方公共団体でその発注形態の適用区分が統一されておらず、建設工事として発注される場合がある。</p> <p>これにより、業務委託契約であれば、作業責任者の選任で済むものが、監理技術者を求められることになる。</p> <p>また、平成26年6月4日公布(国土交通省)の建設業法改正に示される「施工体制台帳作成・提出義務」について、下請負発注金額による下限撤廃にとどめ、元請業者には書類作成義務が課せられる。こうした状況は、事業者が無用の負担を課すのみならず、中小事業者が本来受注できる業務を受注できなくなることが懸念され、早急に運用を見直すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省総合政策局建設業課  | 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(31)       | 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件の変更  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条  |
| 要望の具体的内容     | 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件について、構造設計一級建築士であれば、登録資格者講習を免除すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断を実施できるのは、建築士で、かつ、国土交通大臣が定める講習を修了した者となっている。構造設計一級建築士であっても、一部科目の受講が免除されるだけで講習自体は免除されない。講習は、対象建物の構造種別によって、木造耐震診断資格者講習、鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄骨コンクリート造耐震診断資格者講習の4種類あり、全構造種別を耐震診断できるようにするために4つの講習を修了しなければならない。</p> <p>構造設計一級建築士は、構造設計の専門家であることは当然として、構造設計一級建築士の資格取得時にも耐震診断・耐震補強が試験範囲の内容となっており、あらためて耐震診断資格者講習を受講する必要はない。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(32)       | 住宅瑕疵担保履行法の供託に関する販売戸数の合算   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 特定住宅瑕疵担保責任の確保に関する法律   |
| 要望の具体的内容     | <p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合<br/>同一主体が建設業と宅建業を兼業する場合は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握の上、両者を合算して供託金額を算出することが求められている。しかし、契約形態の違いが事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではないため、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合<br/>供給事業者(販売代理店)ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠く。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。</p> <p>昨年の回答において、「現状を踏まえながらさらなる検討を行っている」とされており、早急に具体的な措置を取る必要がある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省住宅局住宅生産課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(33)       | 鉢山、砕石山における国有保安林解除手続きの簡素化  |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 森林法第27条   |
| 要望の具体的内容     | 鉢山、砕石山における保安林の解除手続きのうち、事業継続案件については申請手続きを簡素化すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 鉢山、砕石山の採掘を行うにあたり、保安林がある場合にはその解除申請が必要になるが、採掘場の拡充など、すでに実施している事業を継続する場合でも、新規申請と同様の手続きが必要であり、負担が大きいの。<br>事業継続案件は、地元行政や住民の理解がすでに得られている場合が多いため、簡素化した手続きとしても特段支障が生じるとは考えにくい。また、負担軽減および審査の迅速化につながる。震災後、建築資材への需要が増加する中、申請手続きにかかる期間を短縮することで、資材の迅速な供給が可能となり、また、今後想定される大規模災害に伴う突発的な増産へも円滑に対応することが可能となる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 林野庁   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(34)       | 公拡法における届出免除区域の設定  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 公有地の拡大の推進に関する法律第4条  |
| 要望の具体的内容     | 一定規模以上の土地(市街化区域:3,000㎡以上)の売却に際し、課されている契約締結前の届出について、都道府県の判断により適用除外地域を指定できるようにすべき。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 一定規模以上の土地(市街化区域:3,000㎡以上)を売却しようとする場合、公拡法第4条により、契約締結前に都道府県知事に対して届出を行い、買取を希望する地方公共団体がいるか確認する必要がある。また、買取を希望する地方公共団体がいない旨の通知を受けてから(または届出から)3週間を経ないと売買契約を締結することが出来ない。<br>工業専用地域など、使用用途が限定され、地方公共団体が買取を希望する可能性は低いと考えられる土地についても一律に本届出が必要であり、円滑な土地取引の妨げとなっている。<br>事前に適用除外地域を指定することで、より円滑・迅速な土地取引が可能となり、活発な土地取引に資することが期待される。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |
|--------------|---|
| 1-(35)       | 会社分割時の不動産登記の要件緩和  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 不動産登記法31条、32条   |
| 要望の具体的内容     | 事業再編により会社分割を実施した時の建物の所有者変更について、権利の登記がされていない表題部のみの場合は、権利の登記をせずとも表題部で変更ができるようにすべき。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 事業再編による会社分割の際、権利の登記がされない表題部のみの登記の所有者を変更する場合、一旦権利の保存登記をして、その後、所有権移転登記をしなければならない。そのため、保存および移転それぞれの登記に登録免許税が必要になっている。権利の登記をするかどうかは所有者の意思によるにも関わらず、会社分割時において権利の登記を求めるのは、合理性を欠き、機能的な会社再編の妨げになっている。<br>表題部だけで所有者の変更ができるようになれば、産業活性化につながるが会社分割を推進することが可能となる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省   |

|              |  |
|--------------|--|
| 1-(36)       | 建築士法第24条の8 書面交付義務の免除   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 建築士法 第24条の8  |
| 要望の具体的内容     | 延べ面積が300㎡を超える新築以外についても、書面契約を行った場合は、建築士法第24条の8に規定される書面交付義務を免除すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 建築士法第24条の8において、「建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、書面を当該委託者に交付しなければならない」とされているが、今般の改正により、延べ面積が300㎡を超える新築については、書面契約を行った場合は書面の交付義務を免除することとなった。<br>しかし、新築であっても延べ面積が300㎡に満たない小規模工事や、延べ面積に関わらず改修工事については、書面契約を行った場合でも書面交付義務があり、負担が重い。また、延べ面積300㎡超の新築のみ書面交付義務が免除され、それ以外の建築物について免除を適用しないとすると合理的理由が見つかからない。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 建築指導課  |

|              |   |  |  |
|--------------|---|--|--|
| 1-(37)       | 外国人旅行者の利便性向上のための消費税免税制度の見直し   |  |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |  |  |
| 規制の根拠法令      | 消費税法  |  |  |
| 要望の具体的内容     | 外国人旅行者向け消費税免税制度については、事業者が「輸出品販売場」として物品を免税販売するためには、所轄の税務署長に販売場ごとに許可を受け、免税手続も個別の販売場ごとに行うことになっているところ、個別の店舗での対応が難しい地方の商店街や観光地域、また物産センターやテナント式の商業施設などを念頭に、免税手続業務を第三者に委託することを可能にするともに、委託を前提とした免税許可申請を認めるべきである。  |  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 外国人旅行者向け消費税免税制度については、外国人旅行者のショッピングにおける利便性を向上させ、日本における旅行消費を増加させるため、平成26年度税制改正で、対象品目の拡大等及び手続の簡素化が行われたところであり、今後は地方の免税店を拡大し、地方を訪れる外国人旅行者が地方ならではの特産品を免税店で買物できるようにすることが課題となっている。<br>こうした中、現行の法律では、事業者が「輸出品販売場」として物品を免税販売するためには、所轄の税務署長に販売場ごとに許可を受け、免税手続も個別の販売場ごとに行わなければならないため、地方の商店街の商店など体力に余裕のない個別の販売店が免税対応に取り組むことを躊躇する原因となっている。<br>免税手続の第三者委託という選択肢を導入すれば、個店ごとの対応が難しい地方の商店街や観光地域などでも商店街・観光地域単位の取り組むことが比較的容易になる可能性がある。また、物産センターやテナント式の商業施設などでも、施設内の個々の店舗での手続に代わって専用カウンターでまとめて免税手続をすることが可能になれば、旅行者・事業者ともに大幅に利便性が向上する。 |  |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務省   |  |  |

|              |   |  |  |
|--------------|---|--|--|
| 1-(38)       | 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し   |  |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |  |  |
| 規制の根拠法令      | 外務省設置法  |  |  |
| 要望の具体的内容     | 観光立国の実現に向け、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。また、中国については、個人観光客を対象に導入された東北3県数次びザラの一層の活用に向けて、対象エリアを東北6県、次いで全国へと順次拡大するとともに、査証発給審査の際の所得要件の緩和ならびに手続に必要とされる書類の統一を図るべきである。   |  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 政府が昨年7月に実施したタイ・マレーシアをはじめとする東南アジア諸国に対する査証発給要件の大幅な緩和は、タイで前年比7割以上も訪日旅行者が増加する等、訪日外国人旅行者1,000万人の達成に大きく貢献した。<br>こうした成果を踏まえ、今後も、訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等を念頭に、また、国内の治安維持の確保のための入国審査体制の強化・手続の合理化等と平行して、査証発給要件の緩和をさらに進めるべきである。<br>また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次査証が発給されている。震災で観光に大きな打撃を受けたのは日本海側も同様であり、東北全体の観光の復興に配慮するため、対象エリアを東北6県に拡大するとともに、治安等に大きく影響しない限り、次いで全国へと順次拡大するべきである。<br>また、発給審査の段階で厳しい要件を課しては、制度が有効に機能しない。所得要件の緩和を図るとともに、北京や上海といった中核都市と地方都市では支払能力を証明するために求めらるる書類(会社源泉徴収等、個人事業主の場合は住宅の登記簿、銀行の残高証明書等)にも違いが出ていたため、手続き必要書類の統一を図るべきである。 |  |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 外務省領事局外国人課  |  |  |



|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 1-(39)       | 通訳案内士試験の改善   |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |  |
| 規制の根拠法令      | 通訳案内士法   |  |
| 要望の具体的内容     | 観光立国に向け、報酬を受けて外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をするために資格が必要とされる通訳案内士の裾野を広げるため、年1回しか行われないう通訳案内士の試験を複数回の試験実施に拡充するとともに、現在の一律の資格制度をレベル分け(例:1級、2級)すべきである。また資格の対象言語について、現在の10ヶ国語に加えてマレーシア語等東南アジア諸国の言語を追加すべきである。  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在の通訳案内士制度に基づく通訳案内士は、都心部かつ英語での資格取得者に集中しており、訪日外国人旅行者2,000万人時代には地方を中心にアジア言語等で案内できる人材が不足することが懸念される。<br>現在においても、地域限定通訳案内士制度の創設やTOEIC等筆記試験免除の対象となる資格の拡大等、制度・運用の見直しが行われているが、依然として現場で通訳案内士が不足している。将来的に現状の2倍の訪日外国人旅行者に対応するためには、試験実施回数や試験会場の見直しを行い、希望者が受験しやすい環境を作るべきである。また、現在の通訳案内士試験の合格率が3割以下と難関となっており、現在求められているレベルより下のレベルの資格を設け、利用者が利用目的に応じて適切なレベルの通訳案内士を選択できるようにすべきである。加えて今後、経済成長と観光客に対する査証の発給要件の見直し等により東南アジアからの旅行者の増加が見込まれるなか、それに伴って現在の試験対象言語を追加すべきである。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 観光庁  |  |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 1-(40)       | ITを活用した外国語ガイドサービスの普及開発に向けた通訳案内士法の解釈の明確化  |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |  |
| 規制の根拠法令      | 通訳案内士法   |  |
| 要望の具体的内容     | ITを活用した日本の観光のおもてなしの強化、ならびに、ITを活用した通訳観光ガイドシステムという新たなビジネスモデルの創出とグローバル展開を実現するため、外国人旅行者に対してクラウド技術等を活用して旅行に関する案内を自動的・機械的に行うサービスや観光客と同じ言語を話すスタッフが遠隔地(特に海外)から情報通信端末により旅行に関する案内をするサービスについては、通訳案内士法の規定する「通訳案内」に該当しないことを明確化すべきである。   |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 通訳案内士法では、「報酬を得て」通訳案内をする(外国人に付き添い、外国人を用いて、旅行に関する案内をする)ことを通訳案内士の業務としており(第2条)、通訳案内士でない者が報酬を得て、通訳案内を業として行うことを禁止している(第36条)。<br>こうした中、昨今の技術進歩と共に、将来的にはたとえガイドが旅行者に付き添っていない場合でも、クラウドによる機械的・自動的対応で限りなく双方向に近い旅行に関する案内を外国語で行うサービスが可能になると考えられる。また、近い将来には、タブレットやウェアラブル端末を用いることで、外国人旅行者と同じ言語を話すスタッフが遠隔地から旅行者にきめ細かく案内を行うサービスも可能となるはずである。<br>ITを活用した日本の観光のおもてなしの強化、ならびに、ITを活用した通訳観光ガイドシステムという新たなビジネスモデルの創出とグローバル展開を実現するため、上記のようなサービスの提供は通訳案内士が行う業務とは別物であり、現行の通訳案内士法の規制の対象とはならないことを明確化すべきである。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 観光庁  |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(1)        | 車両の大型化に対応した特殊車両通行許可制度の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 道路法第47条第1項 車両制限令第15条<br>車両の通行の許可の手續等を定める省令<br>道路運送車両の保安基準 第55条 特殊車両通行許可限度算定要領   |
| 要望の具体的内容     | 石油系タンクローリーをはじめとする特殊車両の通行において、車両の軸距を変更せずに積載量を増やす場合も誘導車の配置を不要とすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 2003年5月の道路運送車両の保安基準の改正を受け、分割可能貨物を輸送するセミトレーラについて車両総重量の最高限度が緩和された。さらに、2014年5月に公表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」では、2014年度中に、バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに緩和することが盛り込まれた。これにより、コンテナに積載できる貨物については、重量で約6トン(30%)程度の積み増しが可能となり、更なる輸送効率の向上が図られることになった。<br>他方、仮に上記のとおり緩和された軸重の車両を複製しようとしても、車両の総重量の最高限度は軸距に応じて規定されているため、軸距を延伸することなく目的の総重量を実現しようすれば、通行許可条件が悪化してしまう。条件によっては、誘導車の配置が求められるケースも発生し得るが、連日配送を行う石油系タンクローリーの場合、誘導車の配置に対応することは現実的に不可能である。このため、軸重の最高限度の見直しにより期待できる輸送効率の向上を享受できない可能性がある。<br>誘導車の配置が不要となるよう、特殊車両通行許可限度算定要領において、日条件(重量)に関し、徐行および連行禁止を条件とする)の範囲を拡大することにより、法規制の整合性を図り、車両総重量の基準緩和に即した運用を実現すべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省道路局道路交通管理課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(2)        | 路外駐車場における換気装置の基準の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 駐車場法第11条<br>駐車場法施行令第6条、第12条  |
| 要望の具体的内容     | 駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排出ガス規制の強化等による環境の変化も考慮し、現行の基準よりも引き下げるべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける必要がある。他方、自動車の排出ガス規制の厳格化やハイブリッドカー等の環境対応車の普及により、車両の性能は格段に進歩しているにも係らず、駐車場の換気回数等の設定の基準は昭和32年の駐車場法制定以降、一度も見直されていない。<br>駐車場用換気装置の基準の見直しについては、「駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排出ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直しを検討する(平成21年度検討開始、結論を得次第措置)」「(ハトミミ.com)『国民の声』の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容)とされており、「ハイブリッドカー等の低公害車については、近年急速に普及してきているところであるため、既存の自動車、自動二輪車の利用実態を踏まえつつ、今後の環境対応車の普及動向を注視しながら、駐車場に設ける換気設備の技術的基準について平成22年3月より検討を開始し、現在、適切な基準の考え方、具体的な基準について検討を行っているところ」と承知している。具体的な基準の検討の結果を早急に示すべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省都市局街路交通施設課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(3)            | アセット型サードパーティードロジスティクス(3PL)事業における保管用<br>に供される保管庫の倉庫業法上の解釈の見直し  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の<br>根拠法令      | 倉庫業法第2条第2項<br>倉庫業法施工令第1条<br>倉庫業法施行規則等運用方針〔1〕定義  |
| 要望の<br>具体的内容     | アセット型サードパーティードロジスティクス(3PL)事業において行わ<br>れる保管の用に供される保管庫等について、3PLの包括契約に基づ<br>き行っている貨物の保管が当該他の営業(運送、仕分け、修理、検<br>収、流通加工等)に対して従たる程度に行われるものである場合に<br>あって、当該荷主専用の施設内で保管を行う場合に限りでは、「寄託」<br>に非該当とすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 貨物自動車運送事業において一時保管の用に供される保管庫等<br>は、運送契約に基づき貨物の一時保管を行っている限り、「寄託」に該<br>当しないため、政令の規定を待つまでもなく、倉庫業の定義から外れ<br>るものである、とされている。<br>アセット型3PL事業の包括契約に基づき物流業務全般を請け負う場<br>合で、一部に保管行為が含まれる場合は、物流事業者が「倉庫業を営<br>む倉庫」を設置する必要があるが、保管行為がごく限られた一部に過<br>ぎず、倉庫の設置費用が割高となつて、安価な物流サービスの提供の<br>妨げとなっている。<br>アセット型3PL事業の包括契約に基づき貨物の保管を行っている場<br>合であっても、その物品の荷主専用の施設内で行われる事業であるこ<br>とを前提に、その他の営業(運送、仕分け、修理、検収、流通加工等)<br>に対して従たる程度に行われる保管の用に供されることになれ<br>て、「寄託」に該当せず、すなわち倉庫業の定義から外れることになれ<br>ば、例えば、荷主が所有する「倉庫業を営む倉庫」ではない自家用倉<br>庫を借り受け、そこで当該荷主の物流業務全般を請け負うなど、荷主<br>により安価な物流サービスを提供することが可能となる。また、倉庫事<br>業者でなくとも、「倉庫業を営む倉庫」ではない自家用倉庫等を活用<br>し、アセット型3PL事業に参入することも可能となり、参入障壁の低減<br>が期待できる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省総合政策局物流政策課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 2-(4)            | 物流総合効率化法上の特定流通業務施設の開発許可基準の見直し  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の<br>根拠法令      | 都市計画法 第29条、第34条 開発許可制度運用指針(技術的助言)<br>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流総合効率化<br>法)第5条第2項、第2条第3号<br>「総合効率化計画」認定申請の手引き  |
| 要望の<br>具体的内容     | 物流総合効率化法上の特定流通業務施設の開発許可の基準につ<br>いて、「開発許可制度運用指針」への明記やガイドラインの制定等を<br>通じて、「総合効率化計画」の認定と同様に、「流通業務を総合的かつ<br>効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」の連名に<br>よる申請を排除しない旨を明らかにすべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 市街化調整区域における開発行為は都市計画法第34条各号のい<br>れかき該当すれば、都道府県知事が許可できることとされている。開<br>発許可制度を運用していく際の技術的助言である「開発許可制度運用<br>指針」では、都市計画法第34条第14号に基づき、通常原則として許可<br>して差し支えないものと考えられるものとして、認定総合効率化計画に<br>記載された特定流通業務施設に該当する施設が例示されている。ま<br>た、特定流通業務施設の整備を伴う計画のうち、「流通業務を総合的<br>かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」が異<br>なる場合は、両者の連名による申請であれば、「総合効率化計画」認<br>定の申請が認められている。<br>しかし、一部の地域(自治体)において開発許可の基準を「自前開発<br>の自前使用」に限定している事例も見受けられるため、「流通業務を総<br>合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」<br>が異なる場合は、開発許可の申請を断念せざるを得ない状況も生じて<br>いる。<br>土地の賃貸を前提として、時代のニーズをより多く反映した高機能の<br>流通施設の開発を目指す動きは今後ますます活発化すると考えられ<br>る。開発許可に関する事務は自治事務とされているものの、物流総合<br>効率化法の趣旨や法の整合性を斟酌すると、開発許可の判断は、土<br>地の所有形態のみをもって不許可と判断するのではなく、あくまでも土<br>地の利用計画を勘案し総合的に判断されるべきと考えられる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省総合政策局物流政策課・都市局都市計画課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(5)        | <p>一般貸切(又は乗合)旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更に係る事前届出手続きの簡素化</p>   |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | <p>道路運送法第15条第3項<br/>道路運送法施行規則第15条第2項</p>  |
| 要望の具体的内容     | <p>一般貸切(又は乗合)旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更に係る事前届出手続きについて、当該届出書類の提出の電子化を進めるべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>一般貸切(又は乗合)旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出手続きでは、事業計画の変更の都度、添付書類として、①既に認可を受けた自動車庫の位置、収容能力を示す書面、②営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車庫の面積を示す書面、③自動車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面、④当該届出が増える場合には旅客自動車運送事業者が事業用自動車に運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に、計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等)の提出が求められている。</p> <p>しかし、上記の添付書類のほかに、法令に定めがないものの、追加で運行経路図や使用車両の車検証等の資料の提出を求められることがある。開催頻度の高いイベント(定期的なイベント)等を開催する際に当該届出を行う場合、これら追加資料については内容が同一であっても、届出の都度提出する必要があるため、申請者の負担が大きい。追加で資料の提出が求められる理由が妥当であれば、当該届出書類の提出の電子化を進めることで、届出手続きの簡素化を図るべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省自動車局旅客課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(6)        | <p>道路使用許可が認められる時間帯の緩和</p>  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 道路交通法第77条  |
| 要望の具体的内容     | <p>道路使用許可を要する工事が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、原則9時～17時の間以外でも道路使用を弾力的に許可すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>道路において工事もしくは作業をしようとする者又は当該工事もしくは作業の請負を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない、とされているが、当該工事が認められる時間帯について法令では特段明確に規定されておらず、原則として9時～17時の間(指定時間帯)に工事を実施するよう指導が行われている。しかし、実際には、道路の交通事情に関わりなく、原則として9時～17時の間(指定時間帯)に工事を実施するよう指導が行われている。そのため、例えば17時の時点で、交通の妨害になるおそれなく、あと少し作業すれば当日中に完工できる場合であっても、一律に17時で当該工事を一旦打ち切り、翌日以降に残りの作業を行うことを余儀なくされるケースも少なくない。</p> <p>なお、これらの工事は顧客からの要請等による簡易な改修工事が中心で、所要時間も短く、路上に駐車する車両も1、2台程度にとどまる。こうした事情を踏まえ、当該道路の交通事情が許す限り、道路使用を許可する時間帯の延長を認めるなど、より弾力的かつ柔軟な運用を求めたい。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 警察庁交通局交通規制課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(7)        | イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定  |
| 要望の視点        | 4.その他   |
| 規制の根拠法令      |   |
| 要望の具体的内容     | <p>自動車盗難対策として最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具の所持を、業務その他正当な理由による場合を除き制限することにより、自動車の盗難防止を図るべきである。</p> <p>近年、自動車の盗難を防止するために車両に装備しているイモビライザの機能を無効化する器具を用いた盗難が増加し、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっている。現在、何の規制もないためインターネット上で購入できる場合もあり、この器具が広く流通するに至っている。また盗難車両を用いた二次犯罪も発生している。</p> <p>このような状況に対し何ら対策を講じなければ、たとえ消費者がイモビライザ装着車を選好しても自動車盗難を完全に防止できない状況が放置することになるため、イモビライザを無効化する器具を所持できること自体を問題視する必要がある。</p> <p>住宅侵入犯罪が増加したときに、その対策として「特殊関係用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)が制定したように、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。平成25年7月に愛知県が、正当な理由のない者のイモビライザを無効化する器具の所持を規制するため条例を改正したものの、法令化には至っていない。「規制改革ホットライン」検討要請項目の現状と措置概要)では、「同条例の施行後における同県内の自動車盗の発生状況と効果等を注視しつつ、イモビライザの所持等を規制するための法整備の必要性の検討を含め、効果的な自動車盗難対策を推進してまいります」とされており、早急に検討を開始することが求められる。</p> <p>類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数が激減したことと同様に、本要望の実現により、自動車盗難防止に大きく貢献することが期待できる。また、反社会的勢力等の資金源を断つことにつながり、社会の安全・安心に寄与しうる。</p> |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>警察庁、国土交通省、経済産業省</p>  |
| 制度の所管官庁及び担当課 |   |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(8)        | 沿海区域の更なる拡大   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 船舶安全法施行規則第1条第7項  |
| 要望の具体的内容     | <p>以下の海域を沿海区域の一部拡大の検討海域とし、早期に検討に着手すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 和歌山県潮岬から高知県室戸岬までの海域</li> <li>2. 北海道神威岬から北海道留萌までの海域</li> <li>3. 千葉県大吹埼から宮城県金華山(又は福島県塩屋崎)までの海域</li> </ol>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>荒天時の陸岸への迅速な避難等を前提として概ね陸岸から20海里(約37km)までの水域が沿岸区域として設定されており、沿海区域に限定された構造・設備を有する沿海船が航行できる海域は沿海区域に限られている。</p> <p>他方、半島や島が点在している日本海沖ならびに変針が多く他の船舶との針路交差が多数生じている太平洋側沿岸部ともに、航行海域が陸岸から20海里までの海域に制限されることで、航行時の安全確保や省エネ化の観点で支障をきたしている。沿海区域が拡大することにより、航行距離の短縮化・省エネ化が図られ、環境負荷の低減に寄与するものと考えられる。</p> <p>「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月)に基づき設置された「沿海区域の一部拡大に関する検討会」での検討結果を受け、2013年6月に沿海区域の一部拡大が図られ、新たに5つの海域(尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛島沖及び金沢沖)が沿海区域に追加され、航行環境の改善に繋がった。引き続き必要海域の更なる拡大に向けた検討を積極的に進めることが望ましい。</p> <p>気象海象条件については専門家による検討を要するものの、今回要望した3つの海域は、上記検討会で示されている「検討の基本方針」(一部拡大する海域の範囲指針)に照らし合わせて概ね合致していることから、沿海区域の一部拡大の検討海域とし、早期に検討に着手すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省海事局安全基準課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(9)            | NACCSを利用した不開港場寄港特許の申請手続きの実現   |
| 要望の視点            | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令          | 船舶法第3条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 不開港場寄港特許の申請手続きについて、NACCSによる電子申請を認めるべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 不開港場寄港特許申請について、現行では、書面による申請は窓口での、電子申請はe-Gov電子申請システムでの、申請書類の提出が可能である。書面による申請の場合、申請書類の提出時及び同特許通知書の交付時(申請の2~3日後)の少なくとも2回は窓口に出向く必要がある。また、現在は入出港・輸出入業務の係る手続きの多くについてNACCSを利用した申請が認められており、申請者の負担軽減の観点から、NACCSによる申請への一本化が望ましい。NACCSを利用した申請手続きを認めることにより、利便性の向上や手続きの迅速化が図られ、業務の効率化が期待できる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省海事局外航課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 2-(10)           | 外国船舶を対象とした中ノ瀬海域における錨泊に係る運用の見直し   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 領海等における外国船舶の航行に関する法律第5条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 外国船舶が中ノ瀬海域に錨泊するとき、指定錨地での停泊を経て、中ノ瀬海域に移動する現行の運用を見直すべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項(通報事項)を最寄りの海上保安庁の事務所へ通報することが求められている。これに対し、通報を受けた海上保安庁の事務所長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る外国船舶の船長等に対して、助言又は指導をすることができるとされている。</p> <p>中ノ瀬海域に錨泊する場合、当該船舶の明細ならびに停泊を希望する期間を横浜海上保安部警備救難課に事前通報を行い、停泊許可を申請する。しかし、同課からは、まずは指定錨地に許容期間(72時間)停泊し、その後中ノ瀬海域に移動し錨泊するよう指導を受けている。また、バーズや倉庫の空き待ち等の荷役作業に伴う待機といった明確な停泊理由であるにも関わらず、最終的に停泊を断られるケースもある。</p> <p>安全確保等の観点から移動は可能な限り最小限に止めることが望ましいので、明確な理由が示されることなく外国船籍のみ上述の移動を指導されていることについて、運用の見直しを検討されたい。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省海上保安庁警備救難部  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(11)           | 京浜港区における指定錨地における錨泊に関する運用の見直し  |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | 港則法第5条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 京浜港区における指定錨地における錨泊について、混雑度の低い錨地に限り許容期間(72時間)を超えて錨泊できるよう、運用を見直すべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 京浜港区の指定錨地における錨泊期間は原則として最長72時間とされており、72時間を超えて錨泊する場合は長期錨泊を要する理由を明らかにし、港長の許可を得る必要がある。<br>しかし、荷役施設の混雑を回避しようとする場合、停泊期間が制限されていることにより港外で漂流し入港を意図的に遅らせざるを得ず、燃料費の増大を招いている。また、停泊期間の許容期間を超えた場合には錨泊場所の移動を求められるので、当該船舶の総トン数に応じ、水先人の乗船手配費用等の追加的な負担が発生する可能性がある。<br>錨泊場所の混雑度を考慮することなく、一律に許容期間を超える錨泊を認めない現行の運用を見直し、混雑度の低い錨泊場所に限り、混雑状況や天候等について一定の条件を付したうえで、継続的な長期錨泊を認めると思われる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省海上保安庁交通部安全課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(12)           | 産油国共同備蓄事業における外国船籍タンカーによる国内原油輸送の許可   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 船舶法第3条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 産油国共同備蓄事業からの原油払い出し時に行われる原油の国内港間における沿岸輸送について、アフラマックスサイズの外国船籍タンカーにも認めるべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 原油の国内輸送に関しては、外国船籍船は海難もしくは捕獲を避けようとするとき又は国土交通大臣の特許を得たときを除き、日本国内の港間における沿岸輸送(沿岸輸送特許の取得)が認められていない。<br>他方、産油国共同備蓄事業においては、沿岸輸送特許の取得が認められている。<br>しかし、上記事業において沿岸輸送特許が認められているのは、VLCCサイズ(30~32万積貨重量トン程度)のタンカーのみとされ、当該原油の国内製油所向け輸送に適したアフラマックスサイズ(10~12万積貨重量トン程度)のタンカーには認められていない。また、現状では、アフラマックスサイズのタンカーのうち、国内船籍のものは数隻しかない。そのため、産油国共同備蓄事業から原油が払い出される際に、原油払い出しに合わせた備給ができず、原油の調達を断念せざるを得ないことが多い。<br>産油国共同備蓄事業からの原油調達に係る環境が整備されることにより、円滑な原油調達の実現に資するものと考えられる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省海事局外航課   |

|             |   |
|-------------|---|
| 2-(13)      | 船舶の資格の変更の弾力化  |
| 要望の視点       | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令     | 関税法第25条<br>関税法基本通達 第3章 船舶及び航空機 25-3(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)(2)   |
| 要望の具体的内容    | <p>外航船舶から内航船舶への資格変更について、柔軟な変更を認めるべきである。</p> <p>外航船舶(外国貿易船等)を内航船舶(沿海通航船等)として使用する時、あるいは内航船舶を外航船舶として使用する時、船長は予めその旨を税関に届け出なければならぬ。また、内航船舶として国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外航船舶として使用する予定である場合は、資格変更の届出を受理しないこととされている。</p> <p>外航船舶を内航船舶として使用するため資格の変更を届け出たものについて、届出の日から1週間以内に再び外航船舶として使用することとが予定されている場合は、内航船舶から外航船舶へと資格を再変更する旨の届出が受理されないため、資格の再変更を経て外航船舶として利用することが実質的に認められていない。</p> <p>例えば、石油需要は構造的に縮小傾向にあるものの、近年はしばしば猛暑や寒波等が原因で石油需要が突発的に増大する状況が発生しており、こうした状況への対応策として、石油製品の機動的な輸入の重要性が増している。内航船舶と外航船舶の資格について柔軟かつ迅速な切替が実現すれば、石油需要の突発的な増大に応じて、その都度資格を変更し、船舶を機動的に活用することが可能となり、石油製品の安定供給に寄与するものと考えられる。</p> |
| 規制の現状と要望理由等 | 財務省関税局監視課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(14)       | ELTの出発時の要件の緩和   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 航空法第62条<br>航空法施行規則第150条4  |
| 要望の具体的内容     | <p>航空機には、2式のELT(Emergency Locator Transmitter:救命無線機)が装備されている。出発時に2式の作動を求めているのは、日本国のみであるので、航空機製造メーカーのマニュアル(基準)および他国同様、一定期間(短期間)、1式を不作動とみなす運用とすべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>航空機には、外部アンテナを有するELTと持ち出すタイプのELTが搭載されており、出発時において、日本の航空機には2式の作動が求められるられている。</p> <p>被雷後、外部アンテナを有するELTは整備マニュアルに従い試験電波を放射し、正常な作動を確認する必要がある。しかしながら、試験電波を放射できるのは電波法(国際法)の定めにより毎時0～5分の間のみであるので、被雷後の試験待ちによる出発遅延が発生する。また、外部アンテナを有するELTが不作動となった場合、部品調達のため遅延が発生する。</p> <p>他方、他国においては被雷後の一定期間、1式を不作動とすることを認めているため、試験を都合の良いところまで延期し、かつ修理も持ち越すことができ、遅延なく出発することができる。</p> <p>以上、出発時に2式の作動を求めることは遅延を誘発して顧客の利便性を損ねていることから、他国同様、一定期間の1式の不作動を可能とすべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 航空局 安全部 航空機安全課  |



|              |   |
|--------------|---|
| 2-(15)       | 国際貨物チャーター便(エアラインチャーター便)の運航に係る要件見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 国土交通省航空局長 通達 平成25年5月16日国航空事第726号(改正) 本邦を発着する国際チャーター便の運航について   |
| 要望の具体的内容     | <p>国際貨物チャーター便(エアラインチャーター便)の運航について、現在 通達6③③で設けられている「航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合の要件(イ 外国港湾のストライキによる貨物の滞留など大規模緊急事態・荷主の突発需要に対応することを目的とすること。ロ 運航しようとする都市間で運航されている定期便では、実質的に対応できないと確認されるもの)」を見直すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現在、航空自由化が実現していない国・地域へエアラインチャーターを行う場合、航空自由化が実現している国・地域との間で運航する時には課されない要件(イ 大規模・突発需要に対応することを目的とすること。ロ 運航しようとする都市間で運航されている定期便では、実質的に対応できないと確認されるもの)が設定されている。</p> <p>航空自由化が実現していない国との間には定期便が少なく、チャーター便が公共交通機関として果たす役割は非常に大きい。しかしながら、航空会社から航空局に対して突発需要等を証明することは容易でなく、上記の要件を利用したチャーター便の運航は極めて難しい。その荷主との輸送契約の締結)を利用する方法を取らざるを得ないが、航空貨物の輸送はコスト面の都合等、混載輸送が一般的であり、例外規定を適用して輸送することは荷主にとって多大なコスト負担となる。</p> <p>また、上記要件は相手国企業が運航する場合に限らず、本邦企業が運航する場合も同様に課されるものであり、自国企業の保護につながっているわけではない。要望を実現した場合でも自国企業に特段の不利益は生じないと考える。</p> <p>要望が実現することで、荷主のコストが削減されることが期待されるのと同時に、わが国製造業のグローバルなサプライチェーンの形成に資すると考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省 航空局 航空事業課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(16)       | 操縦士学科試験の受験機会増加   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 対象法令なし(官報による公示)  |
| 要望の具体的内容     | <p>操縦士の各種学科試験は、准定期運送用操縦士 4回/年、自家用操縦士 3回/年、定期運送用操縦士 4回/年となっているが、それぞれの資格試験を年6回にすべきである。併せて、既に米国や中国で導入されているコンピュータ一化も引き続き検討すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現行、操縦士の学科試験の実施は准定期運送用操縦士 4回/年、自家用操縦士 3回/年、定期運送用操縦士 4回/年となっている。昨今の操縦士不足に鑑みると、学科試験の受験機会を増大させ、短期間で効率的に操縦士を養成する体制を構築することが喫緊の課題であるため、すべての試験について年に6回実施すべきと考える。要望の実現により、わが国航空行政の短期的および長期的な課題である乗員不足の対応の一助になることが期待される。</p> <p>※2013年度においても提案したところ、コンピュータ一化については多額の予算が必要のために実施が困難との回答であったが、引き続き実施に向け尽力いただくとともに、その前段階として各種資格の学科試験については、年6回の実施を要望する。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省航空局   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(17)           | 適用する最大離陸重量の柔軟な変更  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 航空運送事業の用に供する航空機の最大離陸重量の変更について<br>(空総第2012号、空経572号、空管第1018号、空機第733号)<br>平成11年6月4日  |
| 要望の<br>具体的内容     | 離陸時の重量制限値である「最大離陸重量」については、航空機ごとに最大3つまで航空会社側で設定し、使用形態に応じてどの値を適用するかを選択できる。しかしながら適用した数値は一定期間変更することが認められていない。当日の旅客・貨物の予約状況または搭載燃料量に基づき、既に設定していた他の数値へと変更することが可能となるよう、規制が緩和されることを要望する。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 航空機に適用可能な最大離陸重量は最大3つまで申請可能であり、使用形態に応じていずれか1つを適用することができる。航空会社はそれぞれ形態に必要な燃料や乗客の重量を十分考慮した上で適切な値を設定・申請し、その上で課金される着陸料と、その航空機が投入される路線に応じた適正な最大離陸重量を、設定した3つの数値の中から選んで運用している。<br>しかしながら、使用形態を変更してから10日間以上経過しなければ再変更はできない状況にあるため、目的地等の悪天候や運航上の制約を受けた場合、最大離陸重量の制限により十分な燃料を搭載できない、または貨物や旅客を収容できない場合がある。加えて、航空機を予定していた路線とは異なる路線へ転用(投入)することも、困難になることがある。<br>運航時に使用する航空機に適用する最大離陸重量値について、既に設定していた他の数値へ変更することが可能となれば、就航率の向上や顧客・貨物の確実な輸送など、顧客の利便性に資すると考ええる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省 航空局   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-(18)           | 追加型式設計変更手続きの簡素化   |
| 要望の視点            | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令          | 航空法第13条の2第3項<br>航空法施行規則第23条の4   |
| 要望の<br>具体的内容     | 航空機設計国である米国においてSTC(Supplemental Type Certification:追加型式設計変更)が承認された場合、日本国での承認手続き(検査、審査)については、日米の基準が一致している部分をBASA (Bilateral Aviation Safety Agreement)に基づき省略することができる取扱いとすべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 航空機的设计を変更する手段の1つとしてSTCという手法がある。STCの利用には、航空機設計国である米国にSTCを申請、承認された後、日本国でもSTCを申請、承認される必要があり、日米で重複してSTCの承認を仰る手続きとなっている。現在、日本と米国は設計に関する相互承認について、二国間取決めとなるBASAを締結しており、航空製品の耐空性の証明・試験に関わる相互承認が可能となっている。このBASAをさらに有効に活用し、日米で基準が一致している部分については、日本での承認手続きを省略できる取扱いとするよう要望する。<br>※昨年度も同様の要望を提出したところ、STC取得の申請に関する手続きの負担は軽減されたものの、耐空性等の審査については簡略化が進んでいないため、迅速に対応すべきである。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 国土交通省航空局  |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(19)       | 揮発油税法による蔵置管理者の選任の柔軟化   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の徹底や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 揮発油税法 基本通達   |
| 要望の具体的内容     | <p>揮発油税法の未納税蔵置場における「蔵置業務を統括する責任者」について、受託会社の従業員からの選任、あるいは製造業者の従業員による現地常駐によらない管理体制を認めるべきである。</p> <p>揮発油税法基本通達第55条において、未納税蔵置場の指定の要件として、製造者等の従業員が当該蔵置場における揮発油の貯蔵、販売等の業務を統括する責任者として専ら従事していることと定められている。</p> <p>2006年の労働安全衛生法改正に伴う運営全面委託業務の拡大によって、油槽所は委託事業所が大半になってきているにもかかわらず、現状の揮発油税法に基づき蔵置管理者の選任のために新たに雇用する必要が生じており、人員体制上不合理な体制が生じ、製造者等において負担となっている。このため、未納税蔵置業務を委託している場合においては、この要件に受託会社の従業員を加えるよう要望する。また、受託会社従業員からの責任者選任が認められない場合、関税の保税蔵置場における貨物管理責任者は常駐であるか否かにかかわらずその責任を全うできる体制を求めているところ、蔵置製造業者従業員(蔵置責任者)についても同様の考えを適用し、現地常駐によらない管理体制を認めるべきである。</p> <p>蔵置管理業務は、オンラインシステム等により、製造者等において貯蔵数量の把握・管理が可能となっているため、本業務の遂行には支障がない。また、受託会社従業員に委託した場合も、被許可者が事業所を定期的に監査することで、責任を全うする体制が確保できる。</p> |
| 規制の現状と要望理由等  |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務省、国税庁  |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(20)       | 市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化  |
| 要望の視点        | 4.その他   |
| 規制の根拠法令      | 都市計画法第34条<br>開発許可制度運用指針   |
| 要望の具体的内容     | <p>市街化調整区域へのコンビニエンスストアの出店に際して、都市計画法第34条1号の運用が硬直的にならないよう、自治体に対する開発許可制度運用指針を周知・徹底すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現在、都市計画法第34条において市街化調整区域における例外的な開発が認められており、開発許可制度運用指針において、第34条第1号の運用が硬直的にならないよう留意することを求めている。しかしながら、市街化調整区域内にコンビニエンスストアを出店する際、店舗面積による一律の規制を設ける自治体が存在する。消費者の利便性を考えた場合、標準店舗面積として200㎡は必要であり、店舗面積による規制は不合理である。</p> <p>各自自治体が市街化調整区域内の居住者の利便性に資する運用を行うよう、開発許可制度運用指針を周知・徹底することを要望する。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省   |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(21)       | 全酒類卸売免許の付与に際しての審査順位の決定の柔軟化  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 酒税法第9条、10条、11条  |
| 要望の具体的内容     | 全酒類卸売免許の付与にあたり、複数回抽選に漏れた免許申請者に対して優先的に免許の審査をするなど配慮すべきである。<br><br>現在、酒類の販売を行うおととする場合、酒税法に基づき販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から販売業免許を受けなければならないが、需給調整の観点から、免許可能件数が定められている。例えば2013年度は、東京都における「全酒類卸売業免許」の免許可能件数8件に対し、抽選対象申請書等件数は30件と、高倍率の抽選状況となっている。現状の制度の場合、申請者によっては長年にわたる抽選を待たなければならない状態が続く場合があり、申請者の販売戦略に支障が生じる可能性がある。<br>そこで、複数回抽選に漏れた申請者に対する免許付与に関して優先的に免許の審査をするなど配慮を行うことを要望する。 |
| 規制の現状と要望理由等  | 国税庁   |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国税庁   |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(22)       | 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 酒税法 法令解釈通達第9条・10条関係  |
| 要望の具体的内容     | 通信販売酒類小売免許において全ての酒類の販売を可能とすべきである。<br><br>現在、2都道府県以上の消費者を対象とした通信販売を新規に行う場合、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があるが、同免許では取り扱うことのできる酒類の範囲が限定されている。<br>その一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売業免許」であれば、販売商品やチャネルに関わらず販売が可能のため、免許取得時期によって既得権益が保護され、事業者間の不公正な事業環境が生じている。<br>自由競争の妨げである本規制は著しく経済合理性を欠いているため、本要望を実現させ、公正な事業環境を整備すべきである。それにより、業界が活性化し、消費者の利便性の向上にも資すると考える。<br>2013年度も同様の要望を提出したところ、財務省回答では、本規制の目的として、「需給均衡の維持」と「未成年者の飲酒防止」を謳っている。<br>しかしながら、需給均衡の維持については、大手通信販売事業者等は買取によって通信販売酒類小売業免許を獲得し、全酒類の通信販売に参入している実情があり、目的にかたくなっていない。また、未成年者の飲酒防止については、既に通信販売酒類小売業免許要件において、「未成年者でないことを確認する手段を講ずる」とされており、本要望の実現による未成年者の飲酒拡大にはつながらないと考ええる。 |
| 規制の現状と要望理由等  | 国税庁 酒税課  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国税庁 酒税課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(23)       | 酒類の仕入・販売に関する記帳義務の廃止   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 酒税法第46条   |
| 要望の具体的内容     | 酒類の小売販売業者に対して義務付けられている、仕入及び販売に関する事項についての記帳義務を廃止すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在、酒税法第46条に基づき、酒類の販売業者に対して、受入(仕入)及び払出(販売)に関する記帳義務が定められている。しかしながら、法人税法第126条に基づく帳簿義務により、仕入や払出の記帳を行っており、異なる法令による二重の帳簿義務が発生し、事業者に対して大きな負担となっている。また、酒税法第47条に基づく数量報告義務を行う際、法人税法で定めた記帳で代えることが可能と考える。ことから、受入および払出に関する記帳義務は不要であると考 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務省   |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(24)       | 酒類及び煙草取扱いい店舗における年齢確認義務の国民への周知・啓蒙   |
| 要望の視点        | 4.その他  |
| 規制の根拠法令      | 未成年者飲酒禁止法第4条<br>未成年者喫煙禁止法第1条4項   |
| 要望の具体的内容     | 酒類及び煙草取扱いい店舗における販売者の年齢確認義務について、国民への周知・啓蒙を強化するなど、売買に関するトラブルの防止に向けた取組みを強化すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 酒類や煙草を販売する際、未成年者の飲酒・喫煙を防止する観点から販売者は購入者の年齢確認を義務付けられている。販売者は、法に基づき店舗における購入者への年齢確認を徹底しているところ、年齢確認義務に対する理解不足等により、購入者からクレームが寄せられるのみならず、悪質な購入者による店舗従業員への暴行や器物破損等のトラブルに至るなど、営業活動に支障が生じることもある。販売業者においても年齢確認義務に対する購入者への周知・理解促進に取り組んでいるところであるが、民間レベルでの取組みには限界があり、政府における国民への周知・啓蒙の一層の強化など政府レベルでの取組みの強化が不可欠である。これにより、未成年者の飲酒・喫煙のさらなる防止につながり、青少年の健全な育成に資すると考える。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務省理財財局<br>国税庁酒税課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 2-(25)       | 製造たばこ小売販売業の開業要件の緩和   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | たばこ事業法第23条第5号<br>たばこ事業法施行規則第22条第1号   |
| 要望の具体的内容     | 製造たばこ小売販売業の許可申請における1カ月以内の開業要件について、例外的に1カ月以上先に申請することの合理性があれば、最大1年以内まで要件を緩和すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在、たばこ事業法施行規則第22条第1号により、製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり、許可後1月以内に開業しない場合には不許可になる。<br>しかしながら、企業が大規模商業ビル等への出店を行う際、事業主との賃貸借契約から実際に開店するまでに1年程度かかるため、出店を把握した同業他社が距離基準内にプレハブ小屋を建設して先に申請する等の妨害行為が発生しており、営業活動に支障をきたすケースが少なくない。<br>本要望が実現することにより、出店妨害等の不正競争を回避し、企業による積極的かつ計画的な出店を可能にし、ひいては消費者の利便性に資すると考える。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 2-(26)       | たばこ小売販売業の予定営業所の環境区分の事前開示  |
| 要望の視点        | 4.その他   |
| 規制の根拠法令      | たばこ事業法第23条<br>たばこ事業法施行規則第20条2号  |
| 要望の具体的内容     | 予定営業所の環境区分について問い合わせた場合、環境区分を事前に開示すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在、製造たばこ小売販売業の許可申請を行う際、予定営業所の環境区分については許可申請後の実地調査の結果に基づくとされており、環境区分は免許許可発表時にしか分らない。このため、区分が分らないことにより免許取得の見通しが立てにくくだけでなく、特に、たばこが重要な収益源である場合、環境区分が分らないことによるビジネス上の不透明感は営業活動に大きく影響する。<br>要望が実現することにより、免許取得可否の目算が立てやすくなり、店舗出店の一助となる。このことにより、積極的な出店へとつながり、消費者の利便性に資すると考える。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 財務局   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 2-(27)       | 店舗内におけるたばこ自動販売機の設置の柔軟化  |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |  |
| 規制の根拠法令      | たばこ事業法施行規則第20条3項  |  |
| 要望の具体的内容     | たばこ事業法施行規則第20条3項による規制を緩和し、店舗内におけるたばこ自動販売機の柔軟な設置を可能とすべきである。  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | たばこ事業法施行規則第20条3項においては、営業所の位置が不適当な場合として、「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が難しいと認められる場所である場合」とされている。これにより、たばこ自動販売機は「従業員から容易に視認できる場所に設置するよう」に指導されている。<br>しかしながら、タスポの導入により自動販売機を介した未成年者のたばこの購買が実際上不可能となったため、従業員が容易に視認できる場所に設置しなくとも規制目的は達せられると見られる。<br>「従業員の視認」という条件を緩和することにより、店舗内の客の出入りが多い場所(店の入り口、エレベーター横等)に自動販売機を設置することができ、消費者の利便性向上に資すると考えられる。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 関東財務局 理財部理財課  |  |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 2-(28)       | コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の参加機会の増大   |  |
| 要望の視点        | 4.その他  |  |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第39条1項2項3項<br>薬事法施行規則第162条2項1号  |  |
| 要望の具体的内容     | コンタクトレンズ販売営業管理者講習会の参加機会を増やすべきである。  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 高度管理医療機器である指定視力矯正用レンズ等(コンタクトレンズ)を販売する際には、営業所ごとに管理者を置くことを義務付けられており、基本的には、管理者となるためには公益財団法人医療機器センターが開催するコンタクトレンズ販売営業管理者講習会を受講しなければならぬ。<br>しかしながら、講習会は年間を通じて2回しか開催されず、その定員数も限られているため、講習会に参加できない場合、営業に支障をきたす可能性がある。実際、2014年度においても、講習会は2回とも定員超過である。<br>講習会の参加機会を増加(回数の増加、定員数の拡大、実施地域の拡大等)することで、小売業および関連業の活性化につながり、ひいては消費者の利益にも資すると考えられる。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省 販売・保守委員会(公益財団法人医療機器センター)   |  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 2-(29)           | 一般医薬品の販売における薬剤師・登録販売者の常駐要件の緩和  |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 薬事法第26条第4項第2号<br>薬事法施行規則第159条の14   |
| 要望の<br>具体的内容     | 店舗における一般用医薬品の販売および情報提供に際しての、営業時間内での薬剤師・登録販売者の常駐要件を緩和すべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>現在、店舗において一般用医薬品を販売する場合、販売時間内において薬剤師および登録販売者、またはそれぞれその管理・指導の下での一般従事者による対面での販売・授与が義務付けられている。また、一般用医薬品を販売・授与する営業時間内は、薬剤師または登録販売者が常駐していなければならない。</p> <p>そのため、各店舗ごとに数名の有資格者が必要となり、人員確保の困難さから医薬品を取り扱う店舗の拡大や24時間販売可能な店舗の設置が難しい状況にある。</p> <p>店舗において有資格者を1名配置すれば、一般従業者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営、販売管理は対応可能である。また、店舗において有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者がテレビ電話等で購入者に情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。</p> <p>以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考えられる。</p> <p>本要望の実現により、一般用医薬品を24時間取り扱う店舗が増大し、消費者の利便性向上に資すると考えられる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 厚生労働省  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 2-(30)           | 指定第二类医薬品の陳列に際しての距離基準の緩和  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 薬事法施行規則218条の2第2項   |
| 要望の<br>具体的内容     | 指定第二类医薬品を情報提供設備から7メートル以内に陳列しなればならないなどの条件の緩和を要望する。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>現在、指定第二类医薬品を陳列する場合、情報提供設備から7メートル以内に陳列しなくてはならず、当該医薬品の陳列量が制限されるのみならず、情報提供設備周辺の通路面積を縮小せざるを得なくなることで顧客の利便性を損ねることがある。</p> <p>顧客の安全確保の観点からは、一律に7メートル以内に規制することとは合理的根拠に乏しく、店舗の柔軟なレイアウトを制限することにより、かえって薬剤師や登録販売士の目が届きにくくなることもありうる。むしろ、レイアウトを工夫したり、情報提供設備を大型化するなど、顧客が相談しやすい環境を作ることが顧客の安全確保上重要であると考える。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 厚生労働省  |



|              |   |
|--------------|---|
| 2-(31)       | 一般用医薬品の区分による陳列規則の緩和   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 薬事法施行規則第218条の3第3項   |
| 要望の具体的内容     | <p>第一類医薬品、第二类医薬品及び第三類医薬品を混在させて陳列することを可能とすべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現在、一般用医薬品の安全使用の観点から、リスク分類別の陳列が徹底されており、シリーズ化された商品であっても、シリーズ毎に陳列することができない。そのため、シリーズ化された商品を使用している消費者にとって不慣れた状況が生じている。</p> <p>医薬品毎に当該商品が属する区分を明記することが義務付けられていることから、あえてリスク分類別に陳列しなくとも消費者の安全性確保は可能であると考えられる。</p> <p>要望が実現することにより、陳列に自由度が増し、消費者が目的とした商品を探しやすくなり、医薬品の適正使用の一助となると考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 3-(1)            | 農業生産法人の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 農地法第2条第3項、4項<br>農地法施行令第1条、第7条  |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和を迅速に進めるべきである。具体的には、企業による農業生産法人の議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべきである。</p>  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>2009年12月に施行された改正農地法では、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、農業生産法人の構成員要件については、関連事業者の出資比率が原則議決権の4分の1以下に制限されている。「日本再興戦略改訂2014(2014年6月24日閣議決定)」では、構成員要件について、「議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならぬ一方で、2分の1未満については制限を設けない」としている(次期通常国会に提出予定)。また、農地所有については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する」とされている。国内に経営感覚あふれる多様な農業の担い手を育成・確保していくことが喫緊の課題とされている中、企業の農業参入を一層促進するとともに、その健全で安定的な経営・事業環境を整備していくことが肝要である。</p> <p>そのためには、農業生産法人の要件緩和等の農地規制のさらなる見直しや運用の適正化が必要であり、具体的には、企業による議決権取得を全体の2分の1以上まで認めるとともに、リース方式で参入した法人についても、農地所有を認めることが不可欠となる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 農林水産省経営局農地政策課  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 3-(2)            | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援基準要件の見直し   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(6次産業化・地産地消法)第3条   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下、「機構」という)が支援対象とする6次産業化事業者を拡充するため、6次産業化・地産地消法における「農林漁業者等」の定義を広げるべきである。具体的には、直接的に農林水産物を営んでいない農林漁業者であっても、6次産業化の推進等、実質的に農林水産物の利益を向上させる活動をしている者については「農林漁業者」として位置づけるべきである。</p>  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行により、農林漁業者と2次産業・3次産業の事業者(以下、「パートナー企業」という)が共同出資で設立する6次産業化事業者への出資が可能となったが、出資対象事業者には資本構成要件があり、農林漁業者とパートナー企業との関係では必ず農林漁業者の議決権割合が上回っている必要がある。また6次産業化・地産地消法で、「農林漁業者等」とは、農業者、林業者もしくは漁業者またはこれらの者の組織する団体をいうと規定しているが、現状では現実には農業、林業又は漁業を営んでいることが要件となっている。</p> <p>意欲のある農林漁業者は、地域の支援も含め、先見的に6次産業化に取り組んでおり、その結果、自らは農林漁業を直接営まなくなった業者が多く存在する。こうした事業者が農林漁業者と認められないため、ファンダ出資が出来ない状況にある。</p> <p>農林漁業者の定義をより広く取り、事業内容にも着目し、組織の成り立ちや農林漁業者の利益向上への役割などの観点からも農林漁業者として位置づけられれば、真に意欲のある事業者への出資が可能となり、6次産業化による新事業の創出、農林漁業全体の利益向上に資することとなる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 食料産業局産業連携課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 3-(3)        | 砂糖・でん粉の価格調整制度、豚肉差額関税制度の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、関税暫定措置法  |
| 要望の具体的内容     | <p>わが国農業の競争力・体質強化を図るとともに、消費者負担から納税者負担への移行等の検討を進め、甘味資源作物等の生産振興などの目的で需要者から徴収されているマークアップや調整金の見直し、需要者や消費者の負担を軽減するとともに、この一環として、豚肉の差額関税制度の抜本的見直しも検討すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している（価格調整制度）。</p> <p>しかし、マークアップや調整金は、需要者、ひいては消費者の負担となっているほか、国内産の生産増大（外国産の輸入減少）や制度の対象とならない小麦調製品・加糖調製品等の輸入増大等が起これば収支の悪化から財源不足に陥る懸念があるなど、不安定な制度設計となっている。また、豚肉の差額関税制度についても、その適正な運用に向け2012年4月に豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等が図られたところであるが、制度自体が不正行為を誘因している面も少なくないとの指摘もある。</p> <p>昨年のお返答では、TPP交渉の進捗状況も踏まえながら検討したいとのことであったが、現在TPP交渉の中でも豚肉の関税撤廃について議論されているところであり、こうした状況も踏まえつつ、制度を抜本的に見直す必要がある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 農林水産省、外務省   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 4-(1)            | 確実リリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し  |
| 要望の視点            | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 廃棄物処理法第14条第1項   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>確実リリサイクル可能な発泡スチロール、ペットボトルなどの資源物に関しては、廃棄物処理法における規制を見直し、全国で統一して産業廃棄物収集運搬業許可を不要とすべきである(例えば、法第14条第1項但書の「専ら物」の対象とする等)。</p> <p>スーパー等の店頭で回収したペットボトルや発泡スチロールは、リサイクルシステムが構築され、確実リリサイクルが可能である。しかし、現行法では「廃棄物」と判断され、収集運搬するには許可が必要とされる。そのため、リサイクルのための優れた処理技術を活用して、各都道府県等における許可取得、収集運搬業者への委託、マニフェストの発行等、収集運搬を行う際に多額のコストがかかり、効率的なリサイクルが阻害されている。また、ペットボトルや発泡スチロールは、容器包装リサイクル法の対象となっており、資源の有効利用が推進されている。</p> <p>なお、見直しにあたっては、全国一律のリサイクルシステムで対応が可能となるよう、全国的に統一された取扱いがなされることが重要である。</p> |
| 規制の現状と<br>要望理由等  |   |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 4-(2)            | バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化  |
| 要望の視点            | 3. 規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第8条、第15条   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>バイオマス燃料の廃棄物該当性について、これまで示した判断事例集等を集約し、より明確な判断基準を示すべきである。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の許可を取得する必要があるが、許可の取得には何年も要することが障害となり、バイオマス発電設備の設置が遅々として進まないのが現状である。</p> <p>そもそも、バイオマス発電設備については、廃棄物から成るバイオマス燃料であっても、それが廃棄物と判断されなければ、廃棄物処理法の適用を受けることはなく、廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要もない。</p> <p>すでに、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月)や『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物諸地方の適用関係について)(環境省令第13032911号、平成25年3月29日)において、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性について、判断材料が出されている。しかし、行政の現場においては、都道府県等によって判断が異なり、事業者の予測可能性が担保できない。</p> <p>バイオマス発電の着実な導入を促すため、都道府県等において統一的な判断が可能となるよう、より明確な判断基準を示す必要がある。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  |

|       |                                  |                |  |  |                                  |
|-------|----------------------------------|----------------|--|--|----------------------------------|
| 4-(3) | 県外産業廃棄物流入規制の見直し                  | 3.規制・制度の撤廃や見直し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条   | <p>昨年政府回答に基づき実態調査に着手するとともに、都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、県外産業廃棄物の流入規制を見直すよう都道府県等に働きかけるべきである。また、事前協議の運用において、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子媒体を活用するなど、早急に手続を簡素化すべきである。</p> <p>廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬入する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっている。</p> <p>昨年度の政府回答において、「…御指摘を踏まえ、今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。」との回答を得ているが、まだ実態調査が行われていない。</p> | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p> |
| 4-(4) | 廃太陽電池モジュール及びび廃蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和 | 3.規制・制度の撤廃や見直し | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第9条の9、第14条、第15条の4の3</p> <p>都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含めた、県外産業廃棄物の流入規制の見直しについて都道府県等に働きかけるとともに、広域認定制度を見直し、廃太陽電池モジュール及びび廃蓄電池等の効率的な回収が可能となるようにすべきである。</p> | <p>急速に普及が進んでいる太陽電池モジュール及び蓄電池等は、今後、大量に廃棄物として排出されることが予想される。廃棄物となったこれらの品目を適切に処理・再利用するためには、広域的に回収するのが効率的である。</p> <p>しかし、許可を受けて収集運搬する場合、これらを県外から搬入するには、搬入先の都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされる場合が多く、時間と労力がかかる。また、広域認定制度による認定を取得した場合であっても、収集運搬を行う業者の住所や代表者等に軽微な変更があった際に、遅滞なく、登記事項証明書等添付するなどして届け出る必要がある等、許可を維持・管理するための負担が大きくなり、許可が維持できないことがある。</p> <p>回収が容易になることにより、有価物化や再資源化を促進することができると見られる。</p>   | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p> |

|       |                                  |                |  |  |                                  |
|-------|----------------------------------|----------------|--|--|----------------------------------|
| 4-(4) | 廃太陽電池モジュール及びび廃蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和 | 3.規制・制度の撤廃や見直し | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第9条の9、第14条、第15条の4の3</p> <p>都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含めた、県外産業廃棄物の流入規制の見直しについて都道府県等に働きかけるとともに、広域認定制度を見直し、廃太陽電池モジュール及びび廃蓄電池等の効率的な回収が可能となるようにすべきである。</p> | <p>急速に普及が進んでいる太陽電池モジュール及び蓄電池等は、今後、大量に廃棄物として排出されることが予想される。廃棄物となったこれらの品目を適切に処理・再利用するためには、広域的に回収するのが効率的である。</p> <p>しかし、許可を受けて収集運搬する場合、これらを県外から搬入するには、搬入先の都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされる場合が多く、時間と労力がかかる。また、広域認定制度による認定を取得した場合であっても、収集運搬を行う業者の住所や代表者等に軽微な変更があった際に、遅滞なく、登記事項証明書等添付するなどして届け出る必要がある等、許可を維持・管理するための負担が大きくなり、許可が維持できないことがある。</p> <p>回収が容易になることにより、有価物化や再資源化を促進することができると見られる。</p>   | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p> |
| 4-(3) | 県外産業廃棄物流入規制の見直し                  | 3.規制・制度の撤廃や見直し | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条   | <p>昨年政府回答に基づき実態調査に着手するとともに、都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、県外産業廃棄物の流入規制を見直すよう都道府県等に働きかけるべきである。また、事前協議の運用において、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子媒体を活用するなど、早急に手続を簡素化すべきである。</p> <p>廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬入する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっている。</p> <p>昨年度の政府回答において、「…御指摘を踏まえ、今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。」との回答を得ているが、まだ実態調査が行われていない。</p> | <p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課</p> |

|       |   |                    |   |   |                     |
|-------|---|--------------------|---|---|---------------------|
| 4-(5) | <p>一般廃棄物由来のごみ形状燃料(RDF)等の廃棄物該当性の判断基準の明確化</p> | <p>2.基準や要件の見直し</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条<br/>平成25年3月29日付環境産発第134032911号</p> | <p>産業廃棄物に関してと同様、一般廃棄物由来のRDF等についても、「再生利用又はエネルギー源として利用するため」に有償で譲り受ける者へ引き渡す場合には、引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するため「に有償で譲り受ける者が占有者となった時点で以降については、廃棄物に該当しない」などの判断基準を示すべきである。</p>  | <p>制度の所管官庁及び担当課</p> |
| 4-(6) | <p>自ら処理のための産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微変更届出事項の緩和</p>  | <p>2.基準や要件の見直し</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条3項、第15条の2の6<br/>10</p>              | <p>平成25年3月29日付環境産発第134032911号において、廃棄物が否か判断する際の輸送費の取扱い等に関する解釈の明確化が図られ、「産業廃棄物の占有者(排出事業者等)がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受けるものが占有者となった時点で以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこととされた。</p> <p>しかし、この通知は、産業廃棄物に関するものであり、一般廃棄物をエネルギー源として利用する場合等が含まれるか否かが明確でない。例えば、自治体が家庭ごみから製造したRDFを燃料利用目的で有償にて売却した場合に、自治体が輸送費を負担することで逆有償となる例が多々生じている。</p> | <p>制度の所管官庁及び担当課</p> |

|       |                    |  |   |   |                     |
|-------|--------------------|--|---|---|---------------------|
| 4-(6) | <p>2.基準や要件の見直し</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条3項、第15条の2の6<br/>10</p> | <p>産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設については、役員等(法定代理人、役員、5%以上出資者、使用人の代表者)の変更時における軽微変更届出を不要とすべきである。</p> | <p>現行法上、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に届け出た役員等を変更した場合、軽微変更として届け出ることが義務付けられている。その際、住民票や成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書などを添付しなければならず、社外取締役等の増加もあり、事務的な負荷が増している。</p> <p>自社の廃棄物のみを処理するために施設を設置している事業者は、施設設置許可に係る規制だけでなく、排出事業者としての規制も課せられており、自ら排出した廃棄物を、排出から最終処分まで適正に処理することになっている。また、仮に法違反があった場合でも、人に帰属する処理業の許可と異なり、モノに帰属する処理施設の設置許可は、事業者(行為者)の所在が明確であり、特定が比較的容易である。</p> | <p>制度の所管官庁及び担当課</p> |
| 4-(6) | <p>2.基準や要件の見直し</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条3項、第15条の2の6<br/>10</p> | <p>産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設については、役員等(法定代理人、役員、5%以上出資者、使用人の代表者)の変更時における軽微変更届出を不要とすべきである。</p> | <p>現行法上、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に届け出た役員等を変更した場合、軽微変更として届け出ることが義務付けられている。その際、住民票や成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書などを添付しなければならず、社外取締役等の増加もあり、事務的な負荷が増している。</p> <p>自社の廃棄物のみを処理するために施設を設置している事業者は、施設設置許可に係る規制だけでなく、排出事業者としての規制も課せられており、自ら排出した廃棄物を、排出から最終処分まで適正に処理することになっている。また、仮に法違反があった場合でも、人に帰属する処理業の許可と異なり、モノに帰属する処理施設の設置許可は、事業者(行為者)の所在が明確であり、特定が比較的容易である。</p> | <p>制度の所管官庁及び担当課</p> |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(7)        | 廃棄物処理法の実地確認方法の統一   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項  |
| 要望の具体的内容     | <p>優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合等の実地確認方法について示した通知(環廃産発第110204002号)を各自治体に周知徹底するとともに、実地確認方法や確認頻度の統一に向けた働きかけを行うべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現行法では、排出事業者の委託先への実地確認は努力義務とされている。しかし、自治体によっては、条例や要綱で実地確認を義務付けており、その実施の方法や頻度が異なっていることから、対応に苦慮している。</p> <p>昨年度、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合の実地確認方法について、要望を提出したところ、政府から「優良認定事業者に処理を委託する際、産廃廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産廃廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産廃廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができる」ということを既に通知しているところであり、引き続き自治体に周知を図ってまいります。」との回答を得たが、改善が見られない。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産廃廃棄物課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(8)        | 電子マネーフエストにおける運搬・処分報告期間の延長  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第2項<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の34  |
| 要望の具体的内容     | <p>電子マネーフエストシステムを利用する場合における産廃廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」とあるのを実際の運用において対応できる形にすべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>産廃廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、電子マネーフエストシステムを利用する場合、産廃廃棄物の運搬又は処分を行った後、3日以内に電子マネーフエストの登録を行うことが義務付けられている。一方、紙マネーフエストの場合は、産廃廃棄物の運搬又は処分を行った後、10日以内にマネーフエストB2票・C2票・D票・E票を排出事業者又は収集運搬業者に送付する事となっている。</p> <p>排出事業者は、処理委託した産廃廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務があるため、運搬又は処分を行った後3日以内に電子マネーフエストの登録が行われているかを確認しているが、休日直前に運搬又は処分した場合に3日以内に登録できない事例がある。その場合、収集運搬業者・処分業者を指導することになるが、土日が休日の場合は実質1日しか余裕がなく、また、年末年始等の長期休暇の場合は3日以内に登録することが実質的に困難な状況がある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産廃廃棄物対策課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(9)        | 産業廃棄物収集運搬業許可に関わる申請書類様式の全国統一の徹底   |
| 要望の視点        | 1. 行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条<br>廃棄物の処置及び清掃に関する法律施行規則第9条の2  |
| 要望の具体的内容     | 産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類様式の全国統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第6号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。<br>しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、一書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。<br>すでに、環境産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請して頂いたところであるが、申請書類の様式の統一化は進んでいないのが現状である。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(10)       | 広域認定制度の申請に関する審査体制の効率化  |
| 要望の視点        | 1. 行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、第15条の4の3<br>広域認定制度申請の手引き(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9及び第15条の4の3に基づく廃棄物の広域的処理に係る特例制度の申請要領)   |
| 要望の具体的内容     | 「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1 申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1 申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法を確認することが目的とされるが、相談・事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い。(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている。)実際の本審査期間は、標準期間である3カ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均8カ月から12カ月程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  |



|              |  |
|--------------|--|
| 4-(11)       | 優良産業廃棄物処理業者認定制度における申請書類の提出方法の見直し   |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第9条の9<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項15号、第9条の3   |
| 要望の具体的な内容    | 優良産業廃棄物処理業者認定制度の申請において、基準を満たすことを証明するために必要とされる添付書類の一部を、データ提出または「産廃情報ネット」による閲覧で代替可能とすべきである。(特に「事業の透明性」に係る基準)を満たすことを証する、インターネットによる情報公開履歴の書面)  |
| 規制の現状と要望理由等  | 当該制度の認定を申請する場合、基準に適合することを証する「書類」を申請書に添付しなければならない。中でも、基準のひとつである「事業の透明性」に係る基準」を満たすことを証するためには、インターネットによって公開している情報及びその更新履歴をすべてプリントアウトして書面で提出する必要があることにより許可の期間が7年となるため、認定を受けて以降の許可更新時には、毎回7年分の更新履歴をプリントアウトして添付しなければならない。一方で、制度開始当初に「優良確認」によって認定を取得した場合は7年を待たず更新申請を行うが、その場合でも添付書類はすでに膨大となっている。申請書提出時の審査では公開情報の更新頻度や公開内容が十分であるか等が確認されるが、その内容を確認する資料については必ずしも「書面」である必要はない。当該制度を管轄する環境省のマニュアルにおいては、情報公開のツールとして公開項目や更新履歴の管理が容易である「産廃情報ネット」の利用を推奨している。処理業者が情報公開のために利用するだけでなく、行政側が審査時に情報公開履歴を確認するために「産廃情報ネット」を活用すべきである。なお、「産廃情報ネット」によらずに情報公開を行っている場合には、USBメモリやCD等の情報記憶媒体を活用するなど、データ化・オンライン化の時代に即した、資源と労力を抑えた申請方法とすべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(12)       | 建設リサイクル法における建築物以外の工作物の工事に関する届出要件の緩和  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第3項、第10条第1項<br>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項4号  |
| 要望の具体的な内容    | コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等において、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材の使用量あるいは廃棄物としての排出量が極少量である場合、もしくは、廃棄物としての排出がない場合には、例えば、現行の届出要件に「発生する廃棄物の量を一定量以上の場合に限る」どの限定を加えるなどとして、要件を緩和すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 現行法上、コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準(請負金額500万円以上)に該当するものは、建設リサイクル法対象の建設工事として、定められた期限までに都道府県知事への届け出なければならない。建設資材を確実にリサイクルするには、一定の基準を設け、届出により、行政が的確に排出状況を把握し、必要な措置を取れるようにすることは重要であり、対象工事の規模として、その工事請負金額等を基準とすることの妥当性は理解する。しかし、工事内容によっては金額規模の要件に該当していても、廃棄物が少量もしくは全く発生しないケースも多々ある。このようなケースでは、実質的な建設資材リサイクルへの寄与度が大きくなく、行政が把握する必要性が低い。例えば、電力会社では、設備の基礎等にコンクリート等の特定建設資材を使用しているが、変電所機器取替工事等においては、基礎部分の軽微な改造を行うたうえで流用するケースも多く、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材自体の取扱い量は僅かである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 4-(13)           | 土壌汚染対策法の届出対象の見直し   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 土壌汚染対策法第4条<br>土壌汚染対策法施行規則第22条、第25条   |
| 要望の<br>具体的内容     | 3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う場合であっても、①該当土壌を敷地外に搬出ししない、②地下水のモニタリングを実施する、ということとを条件として、届出を不要とすべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための請香や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。これが、工場や建物のスクラップ・アアンド・ビルドを躊躇させ、企業の設備投資意欲を減退させている。<br>本年の規制改革ホットラインの回答では「掘削した土壌を敷地外に搬出しなくても、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴う」とされているが、地区外に流出する地下水のモニタリングを実施し、汚染地地下水が流出していることが判明した場合に対処する体制を整えていけば、対応可能である。<br>これが実現すれば、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下支えることができる。また、東京オリンピックを控えて多くの工事が予定されている中、工事の迅速化を図ることが可能になる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省水・大気環境局土壌環境課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 4-(14)           | 土壌汚染対策法における自然由来物質の規制値の適正化   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 土壌汚染対策法施行規則第7条第1項<br>土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)<br>ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準   |
| 要望の<br>具体的内容     | 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。<br>これが難しい場合、同法に基づく基準値を、温泉水水に関する暫定基準と同等のレベルとすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」により、法令上の根拠なく対象とされた。<br>このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。<br>昨年のホットライン回答で環境省は、自然由来物質を規制対象とすることについて「自然的要因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがある」ことを理由としている。しかし、同じく自然由来の物質に関して規定している水質汚濁法においては、日帰り温泉の設備は対象とされており、著しく公平性に欠ける制度となっている。<br>さらに、土壌汚染対策法上の基準値は、地下水1リットルあたり、ふっ素は0.8mg、ほう素は1mgとされている。一方、温泉排水に関する暫定基準では、1リットルあたり、ふっ素に関しては、掘削によらない温泉は30mg(土壌汚染対策法の基準の37.5倍)、その他の自然に湧出している温泉は50mg(土壌汚染対策法の基準の62.5倍)、ほう素に関しては、500mg(土壌汚染対策法の基準の500倍)とされている。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省水・大気環境局土壌環境課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(15)       | 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 土壌汚染対策法第35条  |
| 要望の具体的内容     | 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更は、事前ではなく、変更決定後、一定期間内に届け出るようにすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 土壌汚染対策法上の指定調査機関は、法人の名称、住所、代表者や役員の名、技術管理者、法人構成員の割合調査を行う区域等を「変更しようとする日の14日前までに届け出なければならぬ」とされている。<br>しかし、代表者や役員の変更は株主総会や総会後の取締役会で決議されるものである。取締役の選任等、会社法で総会で決議することが求められる事項に関し、総会の議を経る前に対外的に届け出れば、会社法に違反しているともみなされかねない。<br>登記をはじめとする各種届出において、代表者、役員、住所の変更等は、事後的に、議決後一定期間内に届け出ることが求められている。土壌汚染対策法上の指定調査機関に関しても、同様の扱いとすべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省 水・大気環境局 土壌環境課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 4-(16)       | 土壌汚染対策法上の形質変更時要届出区域の指定解除要件への不溶化処理の追加   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 土壌汚染対策法 第11条第2項<br>土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号)<br>土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン(改訂第2版)   |
| 要望の具体的内容     | 形質変更時要届出区域の解除要件に、不溶化処理により基準値を満たした場合を追加すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 形質変更時要届出区域に関し、都道府県知事は、汚染の除去等の措置により全部または一部についてその指定の事由がなくなったと認めるときは、指定を解除するとされている。<br>「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002)」では、「汚染の除去などの措置により要措置区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなったと認めらるる場合」として、「土壌汚染の除去により要措置区域内の土壌の特定有害物質による汚染状態を汚染状態に関する基準に適合させることにより、当然に、健康被害が生ずるおそれに関する基準にも該当しないこととなる場合」があげられている。<br>しかし、土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン(改訂第2版)では「不溶化埋め戻し、原位不溶化処理だけでは形質変更時要届出区域は解除されない」「当該不溶化処理された土壌が除去された場合には形質変更時要届出区域が解除される」とされており、不溶化処理により基準に適合していても、さらに土壌の除去を行うことが求められている。<br>不溶化処理により基準に適合していれば、指定の解除要件を満たしているにもかかわらず、さらに土壌の除去も要件に追加されているため、事業者は過大な負担を負わされている。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省 水・大気環境局 土壌環境課  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 4-(17)           | 石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の合理化   |
| 要望の視点            | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令          | 大気汚染防止法 第18条の15<br>石綿障害予防規則(労働安全衛生法) 第5条   |
| 要望の<br>具体的内容     | 石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に<br>関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちら<br>かの窓口)に提出すれば足りることとすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められている。いずれの届出においても、工事の場所や期間、作業者の氏名や所在地等を記載することが求められており、類似の内容について複数の行政機関に届け出なければならなくなっている。<br>「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では「関係する各制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各者と連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる」と指摘されている。<br>こうした指摘も踏まえ、同法令を満たす統一様式を定め、共通の窓口に提出することで足りることとすべきである。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省 水・大気環境局大気環境課<br>厚生省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 4-(18)           | 大気汚染防止法で定める事前調査対象の見直し   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | 大気汚染防止法 第18条の15、17<br>大気汚染防止法施行規則第16条の5   |
| 要望の<br>具体的内容     | 作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替え<br>については、大気汚染防止法上の特定工事に該当しないことが明らか<br>な建設工事に含めるべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 大気汚染防止法では、「建築物等を解体し、改造し、または補修する<br>作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明<br>らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」と<br>いう。)」の受注者は、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否か<br>について調査を行う」こと、「当該解体等工事が特定工事に該当すると<br>きは、「特定粉じん排出等作業の種類」、「特定粉じん排出等作業の<br>実施の期間」、「特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分<br>における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積」<br>「特定粉じん排出等作業の方法」等について、書面に記載して説明す<br>ることが義務付けられている。<br>同法施行規則では「特定工事に該当しないことが明らかでない建設工<br>事」が挙げられているが、作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触<br>機や蛍光灯等の取替えは含まれていない。<br>このため、特定粉じんが発生しない作業を行うために、特定粉じんが<br>発生する作業と同等の煩雑な事前調査を実施することが求められて<br>いる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 環境省 水・大気環境局大気環境課  |

|                                 |  |  |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
|---------------------------------|--|--|--|--|--|---|-----------|------|----------------------|------------------|------|--|--------------------|--|--|-----------------------|--|---------------------------------|-----------------|------|--|------------------|--|-----------|-----|-----|-------|-------|-----------------|-----|-----|-------|-------|-----------------|-------|-----|-------|-------|--------------------|
| 4-(19)                          | <p>離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の簡易測定法の改善</p> <p>2. 基準や要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境庁通達（環大発第241号 昭和62年11月6日付）</li> <li>○離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の測定法について</li> <li>○資源エネルギー庁通達（平成2年1月5日付）</li> <li>○離島に立地するガスタービン、ディーゼル機関に係るばい煙の測定法について</li> <li>○環境庁通達（環大発第179号 昭和62年8月14日付）</li> <li>「ばい煙簡易測定法」の取扱いについて</li> </ul> | <p>通知が定める簡易測定法に、JISで規定されている測定方式を追加すべきである。少なくとも、「ガルバニ電池方式」、「定電位電解方式」は現行の簡易測定法より測定精度が高く使用実績もあり、また取扱いが容易な分析計であることから、1次スクリーニング用の測定方式である簡易測定法への追加を認めるべきである。</p> <p>＜ガルバニ電池方式＞（JIS B 7983）</p> <p>溶存酸素濃度に比例して電流を発生させるガルバニ電池を採用し、電流量から酸素濃度を求める。測定項目は酸素（O<sub>2</sub>）。</p> <p>＜定電位電解方式＞（JIS B7982 付属書1「簡易測定法」）</p> <p>ガス透過性膜を通じて拡散吸収された二酸化硫黄や一酸化窒素などが、定電位電解によって酸化されたときに得られる電解電流を測定して濃度を求める。測定項目は窒素酸化物（NO、NO<sub>2</sub>）、二酸化硫黄など。</p> | <p>離島に設置されているガスタービンおよびディーゼル機関に係るばい煙濃度の測定は、船舶による交通の便が著しく不便なこと等を考慮して、大気汚染防止法施行規則別表1、2および3の9の欄に掲げる日本工業規格に定める測定法による測定に代えて「簡易測定法」により、ばい煙濃度の排出基準を把握することも可能であると整理し、環大発第241号昭和62年11月6日付）及び資源エネルギー庁通達（平成2年1月5日付）によって認められている。</p> <p>このため、内閣府環境省のガスタービン及びディーゼル機関のばい煙濃度の測定については、1次スクリーニングとして簡易測定法による測定を行い、排出基準の超過のおそれがある場合は、制度JISによる測定を行い、真値を確認している。</p> <p>※環大発第241号に認められたばい煙簡易測定法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○検知管法（硫黄酸化物、窒素酸化物、酸素）</li> <li>○イオンクロマトグラフ法（硫黄酸化物、窒素酸化物）</li> <li>○スモーク・テスター法（ばいじん）</li> </ul> | <p>現行の簡易測定法は、下表のとおり測定誤差が大きい。実際の運用においては、測定値が排出基準を超過しているおそれがあるために、JIS法による測定を実施する頻度が多い。また、JIS法による測定結果では、ほとんどの場合排出基準内にある。</p> <p>このようなか中で現行の簡易測定法のみでは、今後上記のような対応が多くなる。船舶による交通の便が著しく不便なことを考慮して、離島向けに簡易測定法によるばい煙濃度の排出状況を把握することも必要不可欠である。測定精度が高い測定法を用いて1次スクリーニングすることを使用することによる排出基準を把握することによる排出基準が高かったが、その後の技術革新等を踏まえ、新たな測定方式を追加すべきである。</p> <p>2009年、その後の技術革新等を踏まえ、新たな測定方式を追加する各都府庁からの再調査について、「頂いたご意見を踏まえ、早急に検討を開始する予定」と回答しているもの、現在に至るまで検討・改善が行われていない。</p> | <p>＜参考＞</p> <p>■ガルバニ電池方式+定電位電解方式を採用した分析計と検知管法の単差比較（実測値例）</p> <table border="1"> <tr> <td>O<sub>2</sub> (測定範囲 0~25vol.%)</td> <td>±0.2vol.%</td> <td>検知管法</td> </tr> <tr> <td>NO (測定範囲 0~3,000ppm)</td> <td>±5ppm (0~100ppm)</td> <td>±12%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>±5% (101~2,000ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>±10% (2,001~3,000ppm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NO<sub>2</sub> (測定範囲 0~500ppm)</td> <td>±10% (0~200ppm)</td> <td>±32%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>±5% (201~500ppm)</td> <td></td> </tr> </table> <p>■窒素酸化物規制値に対する検知管法の測定誤差の想定（計測機器メーカー一資料）</p> <table border="1"> <tr> <td>規制値 (ppm)</td> <td>950</td> <td>540</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>誤差による最小値 (-32%)</td> <td>626</td> <td>367</td> <td>1,282</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>誤差による最大値 (+32%)</td> <td>1,274</td> <td>713</td> <td>2,518</td> <td>1,999</td> </tr> </table> <p>※実測値では、誤差想定値を超える場合がある</p> | O <sub>2</sub> (測定範囲 0~25vol.%)                   | ±0.2vol.% | 検知管法 | NO (測定範囲 0~3,000ppm) | ±5ppm (0~100ppm) | ±12% |  | ±5% (101~2,000ppm) |  |  | ±10% (2,001~3,000ppm) |  | NO <sub>2</sub> (測定範囲 0~500ppm) | ±10% (0~200ppm) | ±32% |  | ±5% (201~500ppm) |  | 規制値 (ppm) | 950 | 540 | 1,900 | 1,500 | 誤差による最小値 (-32%) | 626 | 367 | 1,282 | 1,000 | 誤差による最大値 (+32%) | 1,274 | 713 | 2,518 | 1,999 | <p>環境省 水・大気環境局</p> |
| O <sub>2</sub> (測定範囲 0~25vol.%) | ±0.2vol.%  | 検知管法   |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| NO (測定範囲 0~3,000ppm)            | ±5ppm (0~100ppm)   | ±12%   |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
|                                 | ±5% (101~2,000ppm)   |  |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
|                                 | ±10% (2,001~3,000ppm)  |  |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| NO <sub>2</sub> (測定範囲 0~500ppm) | ±10% (0~200ppm)  | ±32%   |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
|                                 | ±5% (201~500ppm)   |  |  |  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| 規制値 (ppm)                       | 950  | 540  | 1,900  | 1,500  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| 誤差による最小値 (-32%)                 | 626  | 367  | 1,282  | 1,000  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| 誤差による最大値 (+32%)                 | 1,274  | 713  | 2,518  | 1,999  |  |   |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |
| 4-(20)                          | <p>特定施設の設置の許可に係る審査期間の短縮</p> <p>1.行政手続の簡素化</p>  | <p>瀬戸内海環境保全特別措置法第5条</p>  | <p>瀬戸内海環境保全特別措置法に関する特定施設の新設の際の審査期間を短縮し、標準処理期間内に処理を行うよう、関係府県知事に列して通知を発出すべきである。</p>  | <p>瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県内において特定施設を設置しようとする事業者は、同法第5条に基づき申請書を設置場所の府県知事に提出することが求められている。</p> <p>この標準処理期間として、例えば徳島市は50日、愛媛県は55日と設定している。しかし、現在は審査が長期化し、許可までに半年から1年の期間がかかっており、工事の着手・完了が遅延をまたらしている。</p>  | <p>規制の現状と要望理由等</p>   | <p>制度の所管官庁及び担当課</p> <p>環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室</p> |           |      |                      |                  |      |  |                    |  |  |                       |  |                                 |                 |      |  |                  |  |           |     |     |       |       |                 |     |     |       |       |                 |       |     |       |       |                    |

|                  |  |
|------------------|--|
| 5-(1)            | 危険物の取扱いに関する仮貯蔵許可の柔軟な対応   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 消防法第10条  |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>危険物の取扱いに関し例外的に認められている仮貯蔵について、平常時においても、10日を超える仮貯蔵の繰り返し承認が柔軟に認められるよう対応すべきである。</p> <p>現行法上、所轄消防長又は消防署長の承認により、10日以内に限り、仮貯蔵することが認められている。仮貯蔵は、例外的な措置であり、繰り返し承認は認められにくいのが現状である。</p> <p>そのため、現行の運用下においては、例えば、電力会社では、平常時においても、変圧器等の油入機器の分解点検・修理等において、機器内の絶縁油を、一旦抜油の上、発電電所等の構内に仮貯蔵し、修理等完了後に、再び戻すという作業を実施しているが、仮貯蔵許可期限10日以内という制約の中で、この分解点検・修理等に係る一連の作業を完了しなければならぬため、本来実施したい一部修理等の実施を繰り延べて計画する等の対応を行っている。天候不順等の影響により作業時期・時間に制約を生じる等、作業工程の柔軟性が確保できない場合もあり、設備保全および作業安全の確保にも支障が生じる懸念がある。</p> <p>そうした中、東日本大震災を受けて、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いにおける10日を超える仮貯蔵の際の繰り返し承認については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きについて」(消防法第364号・消防法第171号平成25年10月3日)が通知され、繰り返し承認について柔軟な対応が認められた。</p> <p>そこで、安全性を検討した上で上記結論に至ったのであれば、平常時においても、安全対策を行うことを前提に、同様の柔軟な対応が可能となるようにすべきである。</p> |
| 規制の現状と<br>要望理由等  |  |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 消防庁 危険物保安室   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 5-(2)            | 屋外タンク貯蔵所における指定数量の計測方法の統一   |
| 要望の視点            | 4.その他  |
| 規制の根拠法令          | 消防法第9条の4、第10条<br>危険物の規制に関する政令第11条の11、第2条第2号  |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断は、タンクごとに行う旨の通知を出すべきである。</p> <p>現行法上、危険物の貯蔵を行う場合、指定数量以上の場合は、危険物貯蔵所として消防法、指定数量未満の場合は、少量危険物貯蔵所として市町村条例の適用を受ける。</p> <p>屋外タンクで貯蔵する場合、指定数量以上か否かの判断については、タンクごとに判断するとの各市町村条例の下の運用基準や規則で規定されている場合もあるが、必ずしも統一されていない。このような運用を定めていない市町村では、複数タンクを設置する場合に、タンクごとに判断をすれば少量危険物貯蔵所となる場合であっても、複数のタンクの貯蔵量を合計し、危険物貯蔵所と判断されることがあり得る。</p> <p>実際に、農業用ハウスの暖房設備として、指定数量2,000リットルの重油につき、1,900リットルタンク8基の設置届出をする際、当初は危険物貯蔵所と判断されたものの、協議の結果、少量危険物貯蔵所として扱われることとなった事例があり、企業は対応に苦慮している。</p> <p>そこで、政府からの統一見解として、屋外タンクで貯蔵する場合の指定数量の計測方法については、タンクごとに判断する旨の通知を出すべきである。</p> |
| 規制の現状と<br>要望理由等  |  |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 総務省 消防庁  |

|              |  |
|--------------|--|
| 5-(3)        | 屋上ヘリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 消防法第10条第4項<br>危険物の規制に関する政令第17条第1項第2号   |
| 要望の具体的内容     | ドクターヘリ屋上ヘリポートにおいて、1日当たり、1,000リットル(指定数量)以上の給油が可能な給油取扱所(航空機給油取扱所)の設置を可能にすべきである。<br><br>ドクターヘリ運航においては、屋上ヘリポートに、屋上給油施設を設置して運用している。ドクターヘリの屋上給油施設を設置する場合、給油取扱所(航空機給油取扱所)としての設置は認められておらず、市町村条例で設置許可が可能な「少量危険物取扱所」として設置されている。<br>しかし、少量危険物取扱所では、給油する航空燃料(JETA-1)の指定数量が1,000リットルとされ、1日当たりの給油量が1,000リットル未満となることから、運航回数に制限が生じる。具体的には、ドクターヘリ運航の主なヘリ(MD900/BK117C-2/EC135)の燃費と運航毎の給油量はおよそ200リットル程度であり、最大運航回数は1日あたり5回となる。また、1,000リットル/日という給油量の制限下では、大型の防災ヘリ等の給油要請に協力することが出来ない。<br>安全性については、屋上ヘリポートに、給油設備用を含めた消化設備を設置している。また、給油施設の周囲に溝を設けるとともに、吸着剤・吸着マット等を常備するほか油水分離槽を設置するなど、直接地上に燃料が溢れないようにするための消滅対策を十分に講じている。航空燃料の取引量が増加することのみをもって安全性に問題が生じるとは思われず、安全対策を講じた上であれば、航空機給油取扱所の設置も可能と考ええる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省消防防   |

|              |  |
|--------------|--|
| 5-(4)        | 公有水面埋立の緩和  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 公有水面埋立法第4条第1項第5号<br>公有水面埋立法施行規則第3条第3項<br>各県環境影響評価に関する条例  |
| 要望の具体的内容     | 民間企業が保有する岸壁・護岸等は、老朽化が進行しており、今後発生が目前に迫っていると想定されている大規模自然災害等により、崩壊し浸水する、液状化によるはらみ出しにより航路を塞ぐ等の被害をもたらす可能性がある。<br>そこで、耐震化等防災・減災対策の目的であれば、民間企業が沿岸から数メートル程度の前出しを伴う補修・補強を認めるべきである。また、環境アセスメントを含む手続きの簡素化を図り迅速な対応を図れるようにすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <規制の現状><br>民間の埋立は、公共目的に限定されていることから実質的に許可されていない。また、本来50ha以上で行うべき環境アセスメントについても各港湾管理者から求められる。<br><要望理由><br>南海トラフ等巨大自然災害等の発生時には、企業の保有する岸壁・護岸等が壊傷、または崩壊して浸水する、液状化によるはらみ出し等により航路を塞ぐ等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や事業継続の観点から耐震化等護岸・岸壁の補強対策が必要であるが、現在の公有水面埋立法上は、前出しが認められていないことから、供用中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すしかない。しかしながら稼働中の構造物を撤去し、地盤改良等を行う工法は、技術的に非常に困難であり、かつ膨大なコストと時間を要する。逆に、海側から現状の岸壁・護岸の前面を埋立補強を行うことができれば非常に短時間で低コストで実施できる。従って、防災・減災効果を発揮できる、およそ2m程度の埋立法線の前出し(公有水面の埋立)に範囲を限定して、民間による公有水面の埋立を認めることを求める。<br>また、同時に法上は50ha以上の埋立について求めている環境アセスメントが、公有水面埋立法施行規則では全ての埋立に対して、各港湾管理者の条例等では小規模な埋立に対して求められており、環境アセスメントに要する時間がかつ3年程度と長期間に亘ることから本来の法の原則に反し、かつ既に当該地域では港湾作業等が実際行われていることを勘案して、項目の簡略化等を行うことにより安全対策に要する時間を一層短縮できる。<br><要望が実現した場合の効果><br>国土強靱化は、公共インフラの強化と、民間の産業インフラの強化が同時に行われることにより、初めて、わが国の国土強靱化が達成されるものである。本要望が実現して民間の岸壁・護岸の耐震化(安全対策)が行われることにより、財政規律を守りつつ、当該地域に加えてわが国全体の産業・雇用を守ることができ、かつ後背地の住宅等住民の安全に資することとなる。それにより現在政府が進めている国土強靱化の流れにも沿うものであり、かつ早期実現に資するものである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土省港湾局、各港湾管理者  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 5-(5)                   | 非常用発電機に対する、一般取扱所規制の除外または緩和   |
| 要望の視点                   | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令<br>要望の<br>具体的内容 | <p>危険物の規制に関する政令第19条2-三、第12条1-四<br/>危険物の規制に関する規則第28条の54、57</p> <p>非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2-三により危険物一般取扱所に該当しており、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、設置場所に応じて各種規制を受けている。しかし、そもそも非常用発電機は、停電時のみ燃料を消費し、平時は稼動しない設備である。そこで、現状の安全設備水準について丹念な検討を行うたうえで、安全性が確認されれば一般取扱所にかかる諸規制の対象外とする、または緩和することを求める。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等         | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2-三により危険物一般取扱所その他これに類する一般取扱所に該当している。このため、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、非常用発電機の設置場所(屋内、屋外(地上)、屋外(屋上))に応じて、設置にかかる諸規制を受ける。とりわけ、1日の取扱量が指定数量30倍以上となる非常用発電機については、屋上設置は不可、屋外設置の場合は発電機と発電機の間5メートルの離隔距離が必要となり、屋内設置の場合は発電機毎に部屋を防火区画する必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告書等では、災害時にも資金決済機能や企業の本社機能などの経済中枢機能について、3日間程度の継続性を確保することが求められている。しかしながら、これを実現しようとする大型の非常用発電機が必要となるため、1日に消費する燃料の量が指定数量の30倍以上となる例が多く、敷地や建物による制約から、非常用発電機を新たに設置することや、燃料の備蓄量を増やすことができない状況となっている。</p> <p>既にデータセンターにおける非常用発電機については、安全設備が十分に整備されている。今後は各種安全設備等について丹念な検証を行ったうえで、データセンターはもちろんのことが国全体も視野に入れて、非常用発電機に対する一般取扱所規制の除外を検討していく必要がある。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>屋上や屋外での非常用発電機の設置にも取り組みやすくなる。これにより、従来敷地や建物による制約の下で非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機による非常用電源の確保(運転時間:72時間以上)を実現するための対策が可能となり、発災後の通信インフラ機能等の維持や企業の事業活動の継続性強化にも大きく寄与する。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課        | 総務省消防庁危険物保安室   |



|                  |   |
|------------------|---|
| 6-(1)            | 発電用にも供しているボイラーの規制の見直し   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 電気事業法<br>昭和40年7月1日40公局第566号<br>労働安全衛生法  |
| 要望の<br>具体的内容     | ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用している場合に、蒸気の半分以上を発電用に充当しても、当該ボイラーの適用法規を電気事業法ではなく労働安全衛生法にすべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用する場合、昭和40年7月1日40公局第566号により、蒸気の半分以上を発電用に充当すれば、当該ボイラーは電気事業法の規制が適用される。半分以上の場合、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される。そのため、これまで全工場用に供給してきた蒸気を半分以上発電用として使用する場合、当該ボイラーは、労働安全衛生法の規制から電気事業法の規制の適用へと変更され、電気事業法の技術基準を満たすためにボイラーに改造が必要となる。これには多額の費用が発生するため、蒸気を発電用として使用するのを断念せざるを得ないケースが多い。<br>他方、ボイラーの蒸気を発電用に使用し、発電後の抽気及び排気を全工場用に使用する場合、2003年の見直しにより、一定の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される旨が示された(それまでは電気事業法の規制が適用)。本見直しは、ボイラー自体の安全性について、電気事業法の規制でも労働安全衛生法の規制でも同等の安全性が確保されるために行われたものである。<br>そこで、ボイラーの蒸気の半分以上を発電用に充当しても、上記と同様の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーについては労働安全衛生法の規制を適用すべきである。これにより、小型蒸気発電機の導入が進むこととなる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 6-(2)            | 電気事業法における蒸気タービンに関する規制緩和   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 電気事業法47条1項、48条1項、<br>同法施行規則62条1項、63条1項、別表第2<br>同法施行令9条9項  |
| 要望の<br>具体的内容     | 電気事業法における工事計画の届出等は、汽力発電設備については、例えば300kW未満の場合は不要とすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>現状は、火力発電所のうち、ガスタービンを原動力とするものは1,000kW未満、内燃力を原動力とするものは10,000kW未満の場合、認可および工事の事前届出が不要である。<br/>他方、汽力を原動力とするものは、蒸気タービンの設備容量に関わらず、0kWから電気事業法の規制対象になっている(施行規則別表第2、施行令9条9項)。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>電力の需給状況、エネルギーの有効利用等の観点から見ると、工場において、余剰蒸気を利用して蒸気タービンにより電力を発電することが有効と考えられる。しかし、300kW未満のタービンであっても電気事業法による規制対象となっているため、届出等の手続きが煩雑であり、検査等のコストとも相まってコストパフォーマンスが悪くなり、余剰蒸気の発電利用が阻害されている。<br/>総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会は、小型発電設備規制検討ワーキンググループ報告書(2010年1月)では、リスク評価等の結果、「汽力発電設備については、300kW未満等の要件を満たせば届出を不要とすることが適切である」旨が記載された。この報告書は、電力安全小委員会(第23回)において了承され、必要な手続きが進められることとされたため、速やかに規制を原直すべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>余剰蒸気の有効利用により、省エネルギー化・電源確保に資する。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部   |

|              |   |
|--------------|---|
| 6-(3)        | 一般電気工事工事に従事できる者の要件の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 電気工事士法第4条第3項第1号 同法施行規則第2条の4   |
| 要望の具体的内容     | <p>第一種電気工事士が一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など)で受電する建物の電気設備の工事に従事するための免状の交付要件については、第二種電気工事士の場合、当該工事に必要な知識・技能は筆記試験にて確認され、実務経験が不要であることに鑑み、以下の①～③のいずれかであり、とすべきである。</p> <p>①現状どおり、3年から5年の実務経験を要件とする。</p> <p>②当該工事に必要な知識に係る講習の受講を条件に、①の実務経験を1年間短縮する。</p> <p>③当該工事に必要な知識に係る別途試験の合格を条件に、①の実務経験を不要とする。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など)で受電する建物の電気設備の工事は、免状を有した第一種電気工事士および第二種電気工事士が従事できる。</p> <p>この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。他方、第一種電気工事士の場合、最低でも3年から5年の実務経験が必要となる。理由は、第一種電気工事士試験の出題範囲は自家用電気工作物に係ることに限られ、第二種電気工事士試験の出題範囲は一般用電気工作物に関する器具や配線の知識、法令について必要な知識を保持しているとは判定できず、一般用電気工作物に係る電気工事士の保安の確保の観点から第一種電気工事士試験に合格したことをもって第二種電気工事士免状の交付対象とすることはできないためである。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>第二種電気工事士の場合は実務経験がなくても上記の知識を有していることを試験によって確認できれば速やかに工事に従事できる制度であるから、第一種電気工事士の試験合格者についても、上記の知識に関する所定の講習を受講し、知識を有していることが確認できた場合は、必要な実務経験を、例えば1年間短縮できるような制度とすべきである。</p> <p>あるいは、上記の知識に係る別途試験に合格すれば第二種と同様の知識レベルを判定しうるため、そのような試験を新設し、その試験に合格した場合は実務経験を不要とすべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>上記の工事に従事できる者の要件を合理化することで、電気設備の業務に係る人材の拡充を図ることができる。これにより有休人材の速やかな雇用が望め、電気工事業界の活性化に繋がる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 6-(4)        | 保安業務従事者等の実務経験に関する要件緩和  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 電気事業法第43条、同法施行規則52条第2項、第52条の2第1号口の要件、第1号ハ及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(経済産業省告示平成15年第249号、平成26年5月30日改正 以下告示という)第1条第2項  |
| 要望の具体的内容     | 電気主任技術者免状を取得している者には、信頼性が高く比較的点検が容易な簡易受電方式の受電設備について、短期間(第3種は3年、第2種は2年、第1種は1年)の実務経験をえた後に保安業務従事者(電気管理技術者を含む)として業務が行えるようにすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>電気事業法第43条に係る外部委託制度における受託者としての要件のひとつとして求められる実務経験年数については、簡易受電方式の設備等の一定の要件を満たした自家用電気工作物の場合、第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>平成17年の電気事業法改正以前は、財団法人 電気保安協会の職員は、電気主任技術者免状を取得すれば、実務経験年数は必要なく、保安業務従事者としての業務が行えた。</p> <p>しかし、平成17年の電気事業法改正において、民間法人の電気保安業務への参入が容認された際、すべての法人の保安業務従事者について実務経験が必要(第3種電気主任技術者免状取得者が5年、第2種は4年および第1種は3年)との規制強化が行われた。</p> <p>その後、第5回電力安全小委員会において規制緩和が検討され、「いきなり2年ではなく、安全サイドに立って1年程度の短縮が可能ではないか」との審議を経て、平成26年に、告示「電気主任技術者外部委託制度における実務経験の見直しについて」が改正され、実務経験年数を1年間短縮する(第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年)という規制緩和が行われた。</p> <p>しかし、上記のとおり、そもそも平成17年以前は実務経験が不要であったこと、第5回電力安全小委員会では2年の短縮の可能性についても言及されていること等を考慮すれば、更に1年短縮(第3種電気主任技術者免状取得者が3年、第2種は2年および第1種は1年)とすべきである。</p> <p>また、平成17年の規制強化により、保安業務従事者の急激な高齢化・人数減少が生じたため、現在も保安業務従事者が不足しており、保安レベル低下の懸念が強いため、平成26年の規制緩和に加えて更に緩和すべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>資格取得後の電気保安法人への就職等の門戸が広く開かれるため、保安業務従事者の減少・高齢化への歯止めとなる。ひいては電気保安業務市場において市場競争原理が働くことになる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 6-(5)        | 第3種電気主任技術者の監督の範囲拡大   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 電気事業法施行規則第56条3   |
| 要望の具体的内容     | <p>第3種電気主任技術者免状取得者が監督出来る範囲を、一定の研究等を条件として、現状の電圧5万ボルト未満から電圧8万ボルト未満に緩和すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/> 電気事業法施行規則第56条3によると、電気主任技術者の監督範囲は、資格区分によって異なっており、第2種では17万ボルト未満、第3種では5万ボルト未満の事業用電気工作物(出力5千ワット以上の発電所を除く)の工事、維持及び運用となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/> 近年は、いわゆるメガソーラー等の5万ボルト以上の事業場に配置する電気主任技術者不足が大きな問題になっているという実態がある。電力安全小委員会(2014年3月10日開催)で審議した『第2種電気主任技術者の確保の円滑化について』によれば、その人数は需要に対して十分に足りていない。しかし、有資格者の居住地と事業場の位置関係の問題から、実際に事業場で雇用できる有資格者の数は限られる。また、有資格者が死亡した場合等においては、経済産業省に届出などを行っていないため、有資格者数についても正確であると考える(同資料はこれらに触られていない)。</p> <p>また、電気主任技術者資格要件検討ワーキンググループ報告書(平成21年3月)によれば、「第3種電気主任技術者が保安の監督できる電気工作物(電圧が5万ボルト未満)が、事業用電気工作物の多くを占め」との記載がある。しかし、前述のとおり、近年は5万ボルト以上の案件が増えている。また、近年、主遮断装置GIS(ガス絶縁開閉装置)化されたことにより、従来よりも電気工作物の安全性が向上していることや、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンプルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば一定の研究等を条件として、電圧8万ボルト未満までを第3種電気主任技術者の保安監督範囲としても問題がないと考えられる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/> 上記のとおり、現在の実態に即して第3種電気主任技術者免状の監督の範囲を拡大することで、第3種電気主任技術者免状所持者の有効活用・雇用の拡大に繋がる。また、副次的効果として、主任技術者としての知識レベルが向上して他の保安業務に役立てることが出来、保安レベルが向上し、需要家にも今以上に安全で適正な電気保安を提供できるようになる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課   |

|              |   |
|--------------|---|
| 6-(6)        | 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化  |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 環境影響評価法<br>環境評発第121130301号  |
| 要望の具体的内容     | <p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。</p> <p>環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う意義は乏しい。</p> <p>したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することで足りることとし、努力義務である意見聴取は不要とするよう、改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとっており、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。</p> <p>これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。</p> <p>なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告」(2012年11月27日)では、「平成25年4月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体的方策までは示されていない。また、2013年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的方策を統一的に示すには、情報収集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発電設備を一日も早く運転開始し、環境改善に貢献したいと考えており、事例の積み重ねを待たずに、既存の発電所を稼働し続ける必要があるため、環境改善が遅れてしま</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省総合政策環境局環境影響評価課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 6-(7)        | 風力・地熱発電における環境アセスメント手続き迅速化  |
| 要望の視点        | 1. 行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 環境影響評価法第3条、第5条、第10条～第24条、電気事業法   |
| 要望の具体的内容     | <p>風力・地熱発電における環境アセスメント手続きを迅速化すべきである。その一環として、以下の見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他サイトでの既存データを国でデータベース化し、過去の調査結果と重複する箇所は調査を不要とする。</li> <li>・調査結果の審査を、国及び自治体が合同若しくは並行して実施し、住民への説明、縦覧及び意見集約も並行して実施する。</li> </ul>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt; 規制の現状 &gt;</p> <p>現状の環境影響評価法に則る手続きの具体的な流れは、①事業者側で方法書作成→②公告・縦覧(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)→③審査→④調査・予測・評価→⑤準備書の提出→⑥公告・縦覧、説明会の開催(地域の方々の意見・行政(県・経産省・環境省)の意見)→⑦審査→⑧評価書の提出→⑨公告・縦覧である。</p> <p>&lt; 要望理由 &gt;</p> <p>上記②および⑥において、他サイトの過去の調査と重複する調査が求められる場合があり、非効率となっている。そこで、例えば、過去の調査結果をデータベース化し、行政がそれらを参照して判断・意見できるようにし、重複調査等を回避すべきである。</p> <p>さらに、⑥の住民への説明、縦覧及び意見集約を並行して実施することや、⑦の審査を、国および自治体が合同もしくは並行して実施することも可能であると考えられるので、これらを認めるべきである。</p> <p>&lt; 要望が実現した場合の効果 &gt;</p> <p>調査開始から事業開始までの手続の迅速化、行政効率の向上が図られる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省総合環境政策局環境影響調査審査室<br>経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 6-(8)        | 国立・国定公園における地熱開発規制の緩和  |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 自然公園法第20条、第21条、第33条<br>環自国発第120327001号「国立・国定公園における地熱開発の取扱いについて」   |
| 要望の具体的内容     | <p>国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種および第3種特別地域から特別保護地区及び第1種特別地域への傾斜掘削を認めるべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第2種特別地域(農林漁業活動)について、つとめて調整を図ることが必要な地域)、第3種特別地域(通常の農林漁業活動)については規制のかからない地域)、普通地域(風景の保護を図る地域)での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。また、特別保護地区(特につぐれた自然景観、原始状態を保持している地区)および第1種特別地域(現在の景観を極力保護することが必要な地域)にいたっては、全面的に禁止されている。傾斜掘削も禁止されており、その理由も明確になっていない。</p> <p>そこで、国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種及び第3種特別地域から特別保護地区および第1種特別地域への傾斜掘削に特別保護地区及び第1種特別地域の地表への影響がなく、また地下水の水源の保全等に大きな悪影響を及ぼさないものに限って、個別に判断して認めることができるようにすべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 環境省自然環境局国立公園課   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 6-(9)            | 省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化の推進   |
| 要望の視点            | 1. 行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令          | エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条<br>エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条<br>地方自治体における地球温暖化対策条例等   |
| 要望の<br>具体的内容     | 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求めた、事業者負担の軽減に対する配慮や既存の法体系との整合性確保に関し、その後の各地方自治体の対応を把握するとともに、文書の様式や記載項目の統一、提出先の一元化に向け、必要な措置を講じるべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省産業技術環境政策課環境経済室<br>環境省地球環境局地球温暖化対策課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 6-(10)           | 省エネ法に基づく中長期計画書作成の負担軽減  |
| 要望の視点            | 3. 規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | エネルギー使用の合理化等に関する法律第14条<br>エネルギー使用の合理化等に関する法律施行規則第15条   |
| 要望の<br>具体的内容     | 特定事業者が毎年度、主務大臣に提出する中長期的な計画(中長期計画)において記載を求められている「Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」、「Ⅲ その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」、「Ⅳ 前年度計画書との比較」について、過去に提出された中長期計画の記載を分析し、可能な限り、記述式だけでなく、選択肢式でも回答可能な様式とすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 特定事業者は、毎年度、経済産業省の定めるところにしたがい、エネルギーの使用の合理化目標達成のための中長期計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。特定事業者が中長期計画を作成するにあたり、各事業所が記載する内容の確認・精査に膨大な時間を要しているため、選択肢式の届出項目を増やすことで、記入者および受領者における作業負担の軽減を図るべきである。過去、多くの事業者から届出が行われていることに鑑みれば、その内容を分析することで、自由記述部分を減らし、選択肢式の届出項目を増やすことは可能と考える。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省資源エネルギー庁  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 6-(11)           | 省エネ法に基づく定期報告対象の限定  |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)第15条<br>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第17条   |
| 要望の<br>具体的内容     | 特定事業者が毎年度実施している、工場等におけるエネルギー使用の状況等の主務大臣への報告について、個別の工場・事業場の報告部分の作成を不要とすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 省エネ法に基づく定期報告書においては、事業者全体に係る報告だけでなく、個別の工場・事業場に係る報告も求められている。これにより、事業部ごとにデータを管理している特定事業者においては、省エネ法に基づく定期報告書作成のために工場・事業場ごとのデータを再集計するなどの追加的な事務負担が発生している。個別の工場・事業場を報告対象としなくても、事業者全体のデータを把握していれば省エネの推進は可能であり、個別の工場・事業場については、報告対象から除外すべきである。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省資源エネルギー庁  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 6-(12)           | 変圧器に係るトップランナー規制の見直し  |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 改正省エネ法に基づく「トップランナー変圧器2014」<br>JISC4304:2013「配電用油入変圧器」  |
| 要望の<br>具体的内容     | 2014年4月以降に、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合について、両者の省エネ効果を比較すると、実質0.3%程度しか差がないにも関わらず、価格は約2倍(*1)となっている。効率アップに対し価格が高すぎるため、規制の見直しを願っている。<br>(*1) 2014年4月時点での工事委託者の標準的な見積値であり、購入時期、購入数あるいは交渉等により価格は変動しうる。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>変圧器のトップランナー判断基準が見直されたことにより、2014年4月以降は、従来のトップランナー変圧器2006(JIS C4304(2005))に準拠した変圧器は出荷できなくなった。このため、2014年4月以降に事業者が変圧器を交換する場合は、「トップランナー変圧器2014」に準拠した変圧器を購入し交換する必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>政府審議会(変圧器判断基準小委員会(第1回)議事要旨)によると、「製造コストの変化につき質問があり、業界代表委員より、概ね1.5倍程度の上昇であるが、製造コストは経済状況、銅板や銅の価格等の諸要件により流動的であり、また、現行基準策定時においては巻線にアルミニウムを使用することが一般的であったためその分のコスト上昇があった」とある。すなわち「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」へのコスト増加は1.5倍未満と見積もられた。しかし、実際には約2倍のコスト増加となっている。</p> <p>そして、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合の省エネ効果(変圧器の全損失の減少)が少ないことが問題である。例えば、60kVAのトランスについて、年間電気使用量を160,000kWh/年として省エネ効果を計算すると、省エネ効果の違いは、わずか0.3%程度となる(トップランナー-2006全損失(0.5kW)-トップランナー-2014全損失(0.444kW)=0.056kW)。</p> <p>このように、費用対効果が小さいため、例えば上記の場合、設備投資分を回収するためには少なくとも25年以上も連続運転を要することになる。徹々たる省エネのために事業者負担がかかっているため、規制の見直しをお願いしたい。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>経費削減となり、他の省エネ機器等の投資につながる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 6-(13)       | 電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可の緩和   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 電波法第100条<br>電波法施行規則第45条、第46条  |
| 要望の具体的内容     | 電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可を、個別許可から型式許可にすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>電波法では、高周波利用設備を設置する場合、原則、設置場所ごとに個別に総務大臣の許可(個別許可)を得る必要がある。ただし、設備の製造業者等が、申請により総務大臣から型式指定(型式許可)を受けた場合、その型式の高周波利用設備は個別の設置許可は不要になる。型式指定の対象となる設備は、インターホンや超音波洗浄機など10種類に限られている。</p> <p>昨年、電気自動車の非接触給電装置の実用化に向けた取り組みが進められている。電気自動車の非接触給電装置が実用化すれば、充電の利便性が向上し、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の充電を必要とする次世代自動車の普及に向けた動きが加速されると考えられる。</p> <p>他方、電気自動車の非接触給電装置は、高周波利用設備に該当しており、設置にあたっては、総務大臣の許可が必要となるが、型式指定の対象に含まれておらず、装置ごとに個別に総務大臣の許可が必要となる。そのため、設置に関する事務負担が大きくなっている。これは、今後、電気自動車の非接触給電装置が円滑に進まない可能性がある。</p> <p>そこで、型式指定の対象に電気自動車の非接触給電装置を加えるべきである。なお、総務省の電波有効利用の促進に関する検討会の報告書(2012年12月25日)では、非接触給電設備の設置にあたっては、個別許可ではなく、型式許可にすることが望ましいと示されている。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省   |

|              |  |
|--------------|--|
| 6-(14)       | 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水規制の緩和  |
| 要望の視点        | 4.その他  |
| 規制の根拠法令      | 下水道法第2条<br>平成24年3月28日付「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」   |
| 要望の具体的内容     | 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水を下水道法上の「雨水」として取り扱うよう、通知等により自治体の判断を統一すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>潜熱回収型ガス給湯器(地球温暖化対策として家庭への普及が促進されている高効率給湯器)は、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水が一定量発生する。下水道法では、生活に起因する排水は、原則、「汚水」に分類され、汚水系統の排水設備に排出することとなる。ただし、ドレン排水については、生活に起因する排水であるもの、平成24年3月28日付「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」により、水質汚濁防止法の水質基準を満たしていることなどから、「雨水」と同様の取り扱い扱いとし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能になっている。</p> <p>しかし、自治体によっては、下水道法の原則に基づき、ドレン排水は汚水であるとの判断しか示されないところもある。ドレン排水を「汚水」として排出すると、「雨水」として排出する場合に比べ、配管設置等のコストが高くなる。そのため、潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大が妨げられている。</p> <p>自治体における判断が統一されれば、汚水処理しきれない地域としていた地域でも雨水処理が可能となり、その結果、省エネルギー性・環境性に優れた潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大に寄与することができると考えられる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 国土交通省  |

|              |  |
|--------------|--|
| 6-(15)       | LNG設備、石油・ガスプラント、化学プラント等の建設工事に係る詳細設計図書の提出時期の見直し   |
| 要望の視点        | 4.その他  |
| 規制の根拠法令      | 消防法、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、鉱山保安法  |
| 要望の具体的内容     | <p>LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る許可申請書には、調達品等の詳細設計図書（機器のベンダー図、強度計算書等）まで要求されているところ、詳細設計図書の完成検査の際に提出すれば足りるようすべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/> LNG設備、石油・ガスプラントおよび化学プラント等の建設工事に係る各許可申請書には、調達品等の詳細設計図書（機器のベンダー図、強度計算書等）まで要求されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/> そもそも、工事着工の判断をする上では、主要図書（建設する設備の概要がわかるもの、配置図や設備構成図等）および詳細設計図書の参考図書があればよいと思われ。例えば、ポンプなら、申請段階においては型式、容量、揚程等の情報があればよく、メーカー・型番までの詳細情報は必要ないと思われる。</p> <p>申請時は、基本設計が終了した段階ではないため、実務においては、詳細設計図・調達品図が確定していない場合がある。このような場合に機器のベンダー図等を要求されると、短時間のうちに、詳細仕様を固め、複数のベンダーへ引合し、技術評価・価格交渉を経てベンダーを決める必要が出てくる。時間が十分でないことにより、その後仕様変更が生じたり、十分な価格交渉ができないため、高いものを買ってしまう等の不具合が発生することがある。</p> <p>そこで、詳細設計図書は完成検査の際に提出すれば足りるようになってほしい。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/> 上記のような不具合が解消される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 消防法：総務省消防庁・地方自治体消防本部<br>電気事業法・ガス事業法・高圧ガス保安法：鉱山保安法：経済産業省・都道府県知事   |



|              |  |
|--------------|--|
| 7-(1)        | 医療等分野における番号制度の導入   |
| 要望の視点        | 3. 規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 「日本再興戦略」改訂2014<br>「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方」に関する報告書」   |
| 要望の具体的内容     | 医療等分野においても番号制度を導入し、医療機関等の情報連携や医学研究等のさらなる推進のため、個人を識別できる基盤を整備すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 政府が進めている「社会保険・税番号制度」は、行政機関等における情報連携のための基盤整備を目指しており、医療機関等の情報連携は対象とされていない。一方で、医療機関等の地域連携、公衆衛生・医療水準に資する医学研究等のさらなる推進には、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。このため、一般的に機微な情報が多く含まれる医療等分野において、情報をより一層有効活用するために、効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法整備が必要と考える。<br>番号制度が制定されることで、「医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供(医療機能の強化等)」「公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進」「医療保険者機能の強化(地域の医療費等分析、保健指導の効果的な推進等)」「国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効率的運営(オンライン資格確認等)」の推進が期待され、医療等のサービスの拡充や質の向上に寄与するものと考えている。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 内閣官房社会保障改革担当室<br>厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室他、厚生労働省関係部局  |

|              |  |
|--------------|--|
| 7-(2)        | 官民が保有する情報を連携するための基盤構築  |
| 要望の視点        | 1. 行政手続の簡素化  |
| 規制の根拠法令      | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第8項、第9条、第19条柱書第5号、第7号、第19号、第19条第1項、附則第6条第1項、第5項、第6項、別表第一、別表第二   |
| 要望の具体的内容     | 顧客としての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有する個人(顧客)の住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできない。<br>東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求郵便に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新住所、避難先等を提供できることが明確になれば、確実な保障の提供が可能となる。同法では利用範囲が社会保険等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。さらに、マイ・ポータルが整備され生命保険会社が利用するフォルダを利用して通知を行うことができれば、顧客の利便性が一層向上する。同法では法施行後3年(2018年秋)を目途として検討を行い、所要の措置を講ずるとされているが、適切な情報管理を前提に官民間の情報を連携する基盤を構築し、国民の利便性の向上を図り、行政や民間事業者のサービスの品質向上や事務効率化を図る必要がある。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 内閣官房社会保障改革担当室、情報通信技術(IT)総合戦略室<br>内閣府大臣官房番号制度担当室、政策統括官(防災担当)  |

|              |   |              |   |
|--------------|---|--------------|---|
| 7-(3)        | 医療用医薬品におけるより迅速で確実な情報提供の推進(添付文書情報の電子的な提供の推進)   | 7-4)         | 中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  | 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第52条   | 規制の根拠法令      | 古物営業法第15条第1項第2号、古物営業法施行規則第15条第2項  |
| 要望の具体的な内容    | <p>医療用医薬品の適正使用を推進するためには、最新の情報を提供すること、また、古い情報が提供されることを防止することが必須である。</p> <p>このため、物流のリードタイムなどにより情報の陳腐化が避けられない現在の紙媒体による添付文書情報の提供方法について、全面的に電子的な提供方法に改め、最新情報の提供を確実なものとするべきである。</p>   | 要望の具体的な内容    | <p>古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めざるべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/> 医療用医薬品に係る添付文書情報は、紙媒体の添付文書を製品に添付することにより提供することとされている。添付文書改訂に係る情報提供は十分に実施しているものの、安易に製品に添付されている(情報が古くなった)添付文書を読んだ結果、適正使用上誤った判断を行ってしまう可能性を否定できないなか、(独)医薬品医療機器等総合機構のHPでは、ほとんどの医療用医薬品について、最新の添付文書情報をタイムリーに閲覧することができ、添付文書情報のうち、用法・用量の変更等、当該医療用医薬品の承認事項の一部を変更した場合、当該変更が承認されると、その日をもって従来の添付文書を添付した製品の出荷が禁止される。そのため、通常より在庫を積み増すことにより安定供給を確保している。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/> 全面的に電子媒体を用いた提供に一本化できれば、古い情報を誤って入手する可能性を排除でき、より迅速でより確実な情報提供を実施することが出来る。添付文書情報のうち承認事項が変更された場合、生産調整が不要になる。添付文書情報は「情報」であり、「モノ」よりもはるかにIT化への親和性が高いにもかかわらず、対応が遅れている。日本再興戦略で目指している「世界最高水準のIT社会の実現」のためにも必要な対応である。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/> タブレット等に対する手書きのサインの記録データを、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するための」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取りを行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。</p> | 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/> 古物営業法第15条第1項第2号では、相手方の真偽を確認する方法の一つとして文書による確認を規定し、古物営業法施行規則第15条第2項において、その方法「万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたもの」による署名であることを求めている。電子的な対応として、古物営業法第15条第1項第3号では、電子署名(電子署名法第2条第1項に規定のもの)の方法も認めている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/> 古物買取の確認方法は、電子的な保存は書面に比べて、証拠となる資料の管理を効率的、安全に行うことが期待されるが、現状では普及が限定的な電子署名による方法しか認められていないため、民間事業者は電子的な管理の恩恵を享受しにくい。タブレット等を行う手書きサインの記録データも、書面で万年筆、ボールペン等により行う署名と同等の改ざん防止機能や、必要な情報提供がなされる限り、古物営業法施行規則第15条第2項における署名と同等に見なすべきと考えられる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/> タブレット等に対する手書きのサインの記録データを、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するための」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取りを行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医薬食品局  | 制度の所管官庁及び担当課 | 警察庁、警視庁(生活安全課)、都道府県警察本部   |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 7-(5)        | 電子保存可能書類の明確化と対象とする書類の拡大  |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |  |
| 規制の根拠法令      | 電子帳簿保存法、地方税法   |  |
| 要望の具体的内容     | <p>国税関係書類(法定保存帳票)については、原則紙で7年間保存、所轄税務署へ申請し、許可が下りれば、一部の書類について、スキヤクで読取った電子データでの保存(電子保存)が認められている。</p> <p>国税関係書類以外の帳票について、保存方法が明確でないものが多数存在しており、環境への配慮やコスト削減の面から、電子保存が可能な書類を明確にし、可能な限り対象を拡げるべきである。</p>   |  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の要望&gt;<br/>         例えばコンビニでの税金等の収納において、現状では顧客より収納した控を店舗および本部で紙保存しているが、各自治体に電子保存への変更を打診しても、明確な根拠を提示されないまま引続き紙保存を要請される。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>         それらの書類について現状では明確な規定がなく、グレーゾーンとなっている。<br/>         国が改めて指針を掲げ、電子保存が可能な書類を明確にすれば、これらの問題は解消し、電子保存が促進されると思われる。これにより、長期間紙保存する書類が削減され、紙資源の有効活用、及び環境への負荷軽減を実現できると考える。</p> |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省、国税庁  |  |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 7-(6)        | 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化   |  |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化  |  |
| 規制の根拠法令      | 「税務署照会」国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条、国税通則法第74条の3、第74条の3、地方税法第26条、「福祉事務所照会」生活保護法第29条、「捜査関係事項照会」刑事訴訟法第197条第2項、事件事務規程(法務省訓令)11条       |  |
| 要望の具体的内容     | <p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の構造的統一及び番号制度の導入状況を踏まえつつ、照会手続の電子化を図るべきである。</p>    | <p>行政機関等は多くの構造的紙媒体文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では2012年度に約100万件の税務関連の照会あり)。生命保険会社は行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、回答を行っている。</p> <p>行政機関等からの照会文書の構造的統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等の印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。</p> <p>多種多様な照会文書の構造的統一することにより、生命保険会社における事務の効率化およびコスト削減が促進され、行政機関等が迅速に回答を得られる。生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。</p> <p>番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会とは社会保障分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現できる。</p> |
| 規制の現状と要望理由等  |   |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署照会:財務省・国税庁・総務省</li> <li>・福祉事務所照会:厚生労働省・社会・援護局保護課</li> <li>・捜査関係事項照会:警察庁刑事局捜査第一課</li> </ul> |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 7-(7)        | 金融機関での税公金収納取引における納付書の電子的な読み取りを可能とする制度・環境整備  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 地方自治法施行令(第168条の3)<br>銀行法<br>印紙税法  |
| 要望の具体的内容     | 金融機関の窓口事務で行われる税公金収納受け付け処理は、納付書の書式が非常に多数(数万種)以上で年々更新される状況存在しており、機械処理・自動受付システム化の難易度が高く、コストがかかる状況。また金融機関で受付処理を実施した最後に領収印を押す必要があり自動機受付などの効率化施策の実現が困難な状況。<br>書式の統一または絞り込み、自動化処理可能な押印事務代替方法などを検討できるよう、制度の見直しや規制緩和等、環境を整備すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の要望&gt;<br/>金融機関では税公金収納取引で、数万種類にも及ぶ多種多様なフォーマットの納付書を受け付けているが、これが、システム化・効率化できない要因となっている。また、窓口での税公金収納事務処理では人手を介して領収印を押す作業が発生しており、関連制度の状況等から金融機関として自動化が困難な事務となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>税公金の納付書フォーマットを統一化、あるいは数種類の用途別等に絞り込むことができれば、機械処理化が進む。また機械的に領収印などの受取りの証跡を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動機で対応が可能となる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>納付受付を利用者自ら実施できれば納付処理の接点(ATM)等で受付できるようになる(が増え、窓口営業時間外に納付処理ができるなど利便性が向上する)。金融機関では納付処理(時期)にもよるが事務全体の1/4にもなる)がシステム化できれば事務効率化が図れる。また収納先は取りこぼしが無くなるなどの効果が見込める。</p> <p>納付処理はゆうちょ銀行独自の制度として対応やペイジー(バーコードや所定の番号入力)では体系化されており、自動機での受付処理が実現できている。このようなルーラル化を納付書及び事務全体に広げること、更に収納処理のコスト削減につながるものも考えられる。またマイナンバーなどの制度が加わる場合でも、PCや携帯などを利用できない方も、紙媒体での処理で、同様の受付サービスを受けることが可能となる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省、金融庁、国税庁   |

|              |   |
|--------------|---|
| 7-(8)        | 政府の情報システム調達に関する改善   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | (1)情報システムに係る政府調達の基本指針(以下、「根拠1」)、(2)平成18年8月25日付け財務大臣通知「公共調達の適正化について(財計第2017号)」(以下、「根拠2」)、(3)産業技術力強化法(以下、「根拠3」)、(4)会計法及び「予算決算及び会計令」(以下、「根拠4」)   |
| 要望の具体的内容     | <p>以下を推進すべきである。</p> <p>(1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-I-1-(2)-(7)」)</p> <p>(2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-III-3-(6)」)</p> <p>(3)知的財産権の帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条)</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」)</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>(1)の入札制限は分離調達の原則に則り採用されているが、上流工程と下流工程で業者が異なるため、作業の重複や責任所在が曖昧となる問題がある。(2)は「根拠1」で「限度の設定」を規定しているが、実態として制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けられないこと」について実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)契約金額も含まれた開示が求められ、守秘義務の観点からも問題である。(5)長期プロジェクトであったも終了時の一括支払いとなっている場合がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>(1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを累積する必要もある。結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見て、「根拠2」に記載する情報を求める国はないと理解している。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>調達の高め、IT産業育成にも大いに貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省、経済産業省、財務省   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 7-⑨          | 電波法規制の緩和  |  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |  |
| 規制の根拠法令      | 電波法施行規則第6条第1項第2号の規定による免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数(昭和32年郵政省告示第708号)   |  |
| 要望の具体的内容     | 免許不要である程度広い範囲の商用アンテナの特性を測る際には、法令通りに、アンテナから3m離れた地点の電界強度で規定すると微弱な電波しか出せない。例えば、1km角に近い敷地がある会社などでは、その敷地の境界点での電界強度を基準にすれば、実用的な出力でアンテナの評価ができる。また、外部に対して電波による影響を出さずにこの測定が行える。3m規定の電界強度の規制を緩和すべきである。  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>電波発信源から3m地点における電界強度が規制値になっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>アンテナ等新規装置開発時に必要な実験が、敷地外では規制値内になっている場合でも、安易に行えないため、電波暗室等に過大な投資が必要となり、製品のコストアップ、世界的競争力の低下を招いている。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>関連する製品の製品コストを低下させるとともに、開発速度のアップし、無線関連分野への新規参入が容易になる。</p> |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省総合通信基盤局  |  |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 7-(10)       | 携帯電話回線の利用制限の見直し   |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |  |
| 規制の根拠法令      | 電波法施行規則第3条第4号、第4条第12号   |  |
| 要望の具体的内容     | <p>近年、飛行ロボットの利用が進んでいる。飛行ロボットで撮影した画像をリアルタイムに受信するには、現在Wi-Fiあるいは画像伝送装置を用いているが、送受信距離に限界があり、概ねWi-Fiでは100m、1.2GHzの画像伝送装置でも1~2kmが限度である。同様に、飛行ロボットやカメラの制御はZigBeeを利用しているが、到達距離は120m程度が限界である。</p> <p>そこで、飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載し、遠方であっても飛行ロボットにより撮影した画像をリアルタイムに確認するとともに飛行ロボットの制御を可能にすべきである。</p>   |  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>携帯電話は、通話の輻輳を避け多数の携帯電話の利用を図るため、陸上あるいは河川、湖沼等でのみ利用できる陸上移動局とされており、飛行ロボットに搭載して利用することは、認められていない。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>飛行ロボットは人間が容易に近づけない場所を撮影するのに効果的であるが、予め飛行ルートを設定して撮影すると同時にメモリーに記憶させ、戻ってきたらメモリーを取り出して画像を確認している。そのため、対象の場所を正確に調査・把握することが困難である。また、老朽インフラの点検を飛行ロボットを利用して行うことを計画しているが、劣化場所を見つけた場合など、その状況に応じた臨機応変の対応が必要であり、飛行ロボットの制御を随時適切に行う必要がある。長大橋の場合など、Wi-FiやZigBeeは通信距離が短く、リアルタイムの画像の確認や飛行ロボットの制御が困難である。このような場所を撮影する飛行ロボットの高度は、地上の構造物の高度以下であり、飛行ロボットの画像伝送・制御用に携帯電話回線を利用したとしても、他の携帯電話に影響を与えないものではない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載することができれば、人間が容易に近づけない場所の映像を飛行ロボットにより撮影し、その画像をリアルタイムに確認することができる。また、その画像を確認することにより、必要に応じ飛行ロボットを制御し、飛行ルートの変更、カメラの制御等を随時適切に行うことができる。これにより、人間が容易に近づけない場所の把握を的確に行うことができる。</p> |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 総務省 電波部電波政策課、同部移動通信課  |  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 7-(11)           | 主任無線従事者制度の条件緩和   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 電波法第39条、施行規則第34条の3   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>無線従事者であっても、異動時には同一免許人の無線局であれば3カ月を待たずに主任選任が可能となるよう規制緩和すべきである。また、主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。</p> <p>更に電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。しかし、運用する無線局によっては無線局を離れた場所での監督も可能であり、この要件を緩和すべきである。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>現在の主任無線従事者専任の条件(一部)選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持つていること。選任を受ける無線局等に、選任日より前5年間に3カ月以上の従事経歴を持つていること。主任無線従事者を選任した無線局の免許人は、選任の日から6カ月以内、以後5年以内に1回主任無線従事者として選任した者に、主任無線従事者講習を受けさせなければならない。(講習開催月は6月、10月、2月)電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>上記条件が設定されていることにより、人事異動等の場合、一時的に人員を増員した状態で資格者の維持が必要となる場合がある。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>同一免許人の無線局であれば、従事経歴の縛りを無くすことにより資格所有者が人員確保の軽減及び、より柔軟な人員配置を実施することが出来る。受講期間を6カ月以内とする事により、年3回の受講選択が可能となる。(例:7月に選任を受け10月に講習の受講を予定していたが、交通事故などの不測の事態により受講不可となった場合に6カ月以内の講習受講が不可となると、一年以内とすることで次の2月の講習での受講が可能となる)</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 総務省 総合通信基盤局  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 7-(12)           | 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し  |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令          | 電波法施行規則第6条第4項第5号<br>無線設備規則第49条の8の2の2第1項第1号ハの規定に基づく総務省告示第389号2の4の(二)   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>経済的に機能の高度化を実現すべく検討された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の放射が規制されて通信容量が大きく減じられてしまうため、通信品質を確保するための代替周波数を割当てておくべきである。</p> <p>代替周波数は、他の無線システムとの共用条件を変化させないよう、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数を拡大することが望ましく、具体的には1884.5～1893.5MHzの周波数を追加共用すべきである。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話システムの通信容量が最大60チャネルから最大24チャネルへと減じられ、折角導入されたデジタルコードレス電話の新方式で高度化アプリケーションを実現するにはチャネル不足となる。規制される周波数分の代替周波数があれば通信品質を確保することができる。デジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、共用周波数を拡大すれば周辺の無線システムに変化を与えない。新規に共用を要望する1884.5～1893.5MHzの周波数は、PHSの無線局の需要予測を元に2001年に追加割当てられたが、現在の契約者数は需要予測を下回っており、年間300万局以上増加している。時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局との共用周波数を拡大すべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>高度化アプリケーションを高品質かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信網へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることが出来る。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を効率的に確保し、総合的に限りあり電波資源を有効利用する効果が期待できる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 総務省 総合通信基盤局電波部移動通信課   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 7-(13)           | 無線局機器に関する基準認証制度の緩和   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 無線局機器に関する基準認証制度  |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>新しい通信機器や通信方式の研究開発を目的とした電波発信を可能とするために設置された「実験免許局認定」の範囲拡大、および端末機器等の「電波法認証」にかかる無線通信試験の条件緩和をすべきである。</p> <p>新しい通信機器や通信方式の研究開発を目的とした電波発信を可能とするために設置された「実験免許局認定」の範囲拡大、および端末機器等の「電波法認証」にかかる無線通信試験の条件緩和をすべきである。</p>  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>通信事業者等の通信局などで使われている通信機器の認定は、「無線局機器に関する基準認証制度の手順」に従い、電波発信検査等に合格したものに与えられている。通信機器の新機種や新たな通信技術の開発には「実験免許局認定」が設置されており、通常制度の手順から一部検査が簡素化され、事業者の機器等の開発期間の短縮に寄与する制度となっている。これは、別記、ユーザーが使う端末機器に関しては電波法認証の「技術基準適合証明」を得る必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>「実験免許局認定」において、中継局に使われる機器の認定が簡素化されても、末端の通信局で使用される通信機器の認定は従来の認定制度により行われるため、システム全体の認定は従来の制度に引きずられる形となり、「実験免許局認定」による開発期間短縮の効果は享受できていないといいたい。また、ユーザーが使う端末機器に関しては、パラメータを変えながらの検証等が規制されている。現在5GHz帯は、無線LAN、交通システム、衛星システム、気象レーダーなどの共存利用研究等加速し、オリビック時のサービス提供を早急で開発が急務となっている。「実験免許局認定」の適応範囲を末端通信局で使われる通信機器にまで拡大することが望まれる。さらには、サブ6GHz帯、60GHz帯においても同様な認定が行われることを望む。また、端末機器に対しては、例えば半徑50m程度の空間における試験という一定の条件を前提に実施を行うことを可能とするなどの要件緩和を望む。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>新製品やシステムの市場導入までの期間の大幅短縮。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 総務省 総合通信基盤局 電波部  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 7-(14)           | クラウドのサービスレベル基準/技術基準の制定   |
| 要望の視点            | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令          | 現状なし   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>クラウドサービスにおいて、信頼性や性能などのサービスレベルに対する共通の基準を制定すべきである。これによって、利用者は、サービスレベルの異なるクラウドサービスを容易に区別して選択することが可能となり、クラウドサービスの活用が促進される。また、プロバイダにとっては、利用者に対して高いサービスレベルを訴求することが容易となり、クラウドサービスビジネスが活性化され、さらに安定したクラウドサービス提供が促進されることによって、社会や企業のIT基盤の安定化・クラウド活用による効率化の進展が期待できる。</p>  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;&lt;要望理由&gt;<br/>一般にクラウドサービスプロバイダは、自社のサービスの特徴付ける目的で、それぞれ独自のサービスレベル、信頼性を規定してクラウドサービスを提供する。しかし、現状では、サービスに対して規定されるサービスレベル、信頼性について共通の基準が存在しないため、利用者は、いろいろなプロバイダのクラウドサービスレベルを簡単に比較して、目的に適したサービスレベルを規定しているクラウドサービスを選択することは困難である。結果として、仮に高いサービスレベルを提供しようとするプロバイダがあっても、それが正当に評価されず、最低レベルのサービスレベルを提供するプロバイダが設定するサービス料金まで値下げ要求されることになるといえる。上記の問題を解決するために、クラウドサービスのサービスレベルに対して共通のランク付けの基準を制定する。たとえば、可用性に関しては、99.99%以上を特A級、99.99%未満99.9%以上をA級、99.9%未満をB級、といった基準を制定し、クラウドサービスプロバイダが自社のサービスに対して、このランク付けを明示できるようにする。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>利用者にとってはプロバイダ、サービスの正当なランクが判別しやすくなることにより、活用途によるクラウドサービスの選択・使い分けが可能となり、稼働後のトラブルが減少し、クラウドサービスの活用が促進される。プロバイダにとっては、利用者に対して高いサービスレベルのサービスを訴求することが容易となるため、クラウドサービスビジネスが活性化され、さらに安定したクラウドサービスの提供が促進されることにより、社会や企業のIT基盤の安定化・クラウド活用による効率化の進展が期待できる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 7-(15)       | 政府機関のクラウドサービス利用における情報セキュリティ対策の明確化と各国政府の要求事項の差異の明確化  |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年度版)」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の策定と運用等に関する指針」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」   |
| 要望の具体的内容     | <p>政府のクラウドサービス利用において、適用業務の秘匿度に対応したシステムのセキュリティ強度の具体的基準と監査方法を制定し、これを調達要件の一つとして提示する。</p> <p>また、各国(米英)政府の政府クラウド要求事項や監査方法との差異を明確にすべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt; 規制の現状 &gt;</p> <p>政府のICTシステムの情報セキュリティについて具体的なセキュリティ強度の共通調達基準と監査基準 (IA)がない。パブリッククラウドサービス (IaaS) は、世界共通基準で構築運営されているが、政府のセキュリティ要求事項が明確でない。</p> <p>&lt; 要望理由 &gt;</p> <p>クラウドサービスの適用業務の秘匿度に応じた情報の配置とシステムのセキュリティ強度の共通基準を制定し、調達要件の一つとして提示していただきたい。グローバル化が進み、海外政府でのクラウドサービス利用の割合が出てくるが、共通基準で開発・運営されているため日本の開発・運用部隊が、海外からの監査対象となってきたりしている。監査内容が公開されておらず苦慮しているため、政府調達システムの監査 (IA)の基準を定め、英米間で情報共有を図り、明確にすべきである。米政府はNIST SP800シリーズ、英政府はディフェンスインパクトレベル (IL)としてセキュリティ基準を定めている。</p> <p><a href="https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/">https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/</a></p> <p><a href="http://www.cesg.gov.uk/publications/Documents/business_impact_tables.pdf">http://www.cesg.gov.uk/publications/Documents/business_impact_tables.pdf</a></p> <p>&lt; 要望が実現した場合の効果 &gt;</p> <p>適用業務の秘匿度に対応したセキュリティ強度のサービスが提供できる。情報の重要度に応じたデータの配置が徹底できる。要求事項が明確になる事により、設計段階から機能を盛り込みコストダウンにつながる。認定の共通化により、海外監査会社への監査費用の削減とノウハウの流出が防げる。国内クラウド事業者の監査技術の向上が図れる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 内閣官房情報セキュリティセンター  |



|                  |  |
|------------------|--|
| 8-(1)            | 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行<br>(グループ間限定)   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 保険業法第8条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 【平成26年6月24日閣議決定「規制改革実施計画」に記載の「保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)」に同じ】<br>同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合には必要ない“認可”を不要とすべきである。手続きを不要とできない場合は、「届出」に緩和すべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 保険会社の常務に従事する取締役または執行役は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならないとされている。<br>この制度趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。<br>本件は、平成26年6月24日閣議決定の「規制改革実施計画」30ページ(No.66)に記載があり、「平成26年度中検討・結論」とされているので、是非とも実現すべきである。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室   |

|                  |   |
|------------------|---|
| 8-(2)            | 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率<br>10%超投資対象企業の範囲等の拡大   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | 保険業法施行規則第56条  |
| 要望の<br>具体的内容     | 保険業法施行規則第56条第5項等の10%超例外投資可能企業の要件に関し、投資先企業が成長し、中小企業の要件から外れた場合においても、特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)で、初回投資時に要件を満たしていた企業については、10%超となる追加投資を可能とすべきである。   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、15年以内に限られ、その合算対象から除かれる。投資先企業が成長し中小企業の要件から外れた場合には、追加投資が出不来ない。<br>昨今、ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がり、リードベンチャーキャピタルの資金調達支援を含めた企業育成の重要性がより増してきているが、この規制により、ベンチャー企業の資金調達に支障をきたす恐れがあることから、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)については、上記のような場合においても追加投資が出来るよう緩和すべきである。<br>当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができる。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室  |

|              |   |
|--------------|---|
| 8-(3)        | 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 保険業法第106条、保険業法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-3-4(1)(5)  |
| 要望の具体的内容     | <p>外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制を緩和すべきである。</p> <p>保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大が措置されたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備が検討されている。</p> <p>上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用される場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。</p> <p>保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和すべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室、監督局保険課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 8-(4)        | 共同出資者の子会社から合弁会社への貸付に関する貸金業法適用除外  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 貸金業法施行令及び貸金業法施行規則  |
| 要望の具体的内容     | <p>共同出資会社から合弁会社への貸付けについては一定の要件を満たせば貸金業法適用除外となったが、合弁会社と出資の関係にない共同出資会社の子会社(具体的には金融子会社を想定)からの貸付けについても同要件を満たした場合には貸金業法適用除外とすべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>本年4月1日の改正において共同出資会社が合弁会社に対して行う貸付けについては、①貸付が合弁会社の総株主または総出資者の同意に基づきものであること、②貸付を行う会社等が合弁会社の議決権の20%以上を保有していることを要件として貸金業法適用除外となった。しかしながら、合弁会社と出資関係が無い共同出資会社の子会社が合弁会社に対して貸付けを行う場合は貸金業法が適用される。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>本年4月1日の改正において実質支配力基準に基づく子会社を含むグループ会社間の貸付けにおいて貸金業法適用除外とされ、金融子会社が子会社等に対して行う貸付に対して貸金業法適用除外となった。連結経営において連結グループ会社間の金融取引を専門知識、投資を備えた金融子会社が担うことが一般的であり、金融子会社の取引対象会社は貸金業法適用外となった子会社等に加えて他者との合弁会社も含まれる。合弁形態による企業の海外進出を金融面からサポートする為、金融取引において専門性を有する金融子会社を効率的に活用すべく、合弁会社向け貸付について金融子会社が行うものについても貸金業法適用外とすべきである。貸金業法適用除外範囲が企業グループ内に留まり、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会的な悪影響も及ぼさないものである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;<br/>金融子会社の貸金業法対応業務が不要となり業務効率が格段に向上する(例:貸金業取扱い主任者(国家資格)3年毎の更新必要)の設置の業務付け、3年毎の貸金業登録更新、その他貸金業法に則した業務(契約締結前書面の公布、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の完了後10年間の保存、法定標識の事務所内での掲示等)。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局企画課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 8-(5)        | 英文開示銘柄に関する説明義務の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 金融商品取引法第38条第7号<br>金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第25号  |
| 要望の具体的内容     | <p>「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券(英文開示銘柄)については、顧客から有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが金融商品取引業者に対して義務付けられているが、当該義務を撤廃するか、または当該義務の対象につき、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外としてはどうか。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>取引方法の如何を問わず、取引時までに金業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することが金融商品取引業者等に義務付けられている。書面交付については、契約締結前交付書面に記載し事前に交付する方法が認められる等、一部緩和されているものの、説明の履行は必要となっており、今もなお英文開示銘柄の取引に一定の障害となっている。このことが、外国企業への参入を躊躇させる遠因ともなりかねないと思料する。外国株式の発行会社が、英文等の外国語で届出書等を開示していることは、顧客も十分承知しており明白であることから、斯様な規制を行う必要性は希薄であり、撤廃すべきである。</p> <p>全面的な撤廃が困難である場合、少なくとも、外国市場に上場している場合(外国市場への委託取引による方法、国内金融商品取引業者との間で相対取引)に関しては当該義務の撤廃を願いたい。要望が実現した場合には、外国企業による日本市場への参入を容易にする要因となるほか、日本の投資者による外国企業への投資が容易になり、投資対象が拡大することによる投資効果や、分散投資が可能になることによるリスクヘッジの実現等のメリットがある。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 金融庁総務企画局市場課、企業開示課<br>金融庁監督局証券課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 9-(1)        | 創造性の高い業務内容・働き方に適した労働時間制度の創設  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 労働基準法第32条、第34条、第36条、第37条   |
| 要望の具体的内容     | <p>イノベーションを生み出し時間ではなく成果で評価される労働者の活躍を促す環境を整えるため、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす研究者・技術者・市場調査担当等の専門職等について、労働時間・深夜・休日規制の適用除外を認める制度を創設すべきである。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>現行の労働時間法制は、原則として労基法第41条の規定に該当する者(管理監督者等)を除く全ての労働者は、労働時間・深夜および休日に関する規定の適用を受ける。しかし、研究・技術開発系や事業系等の労働者の中には、専門知識や技術、あるいは企画・調整等の高度な能力に基づき、創造性の高い仕事を行っている者がいる。このような労働者は、一定期間の業務内容と課題・成果目標等を上司と話し合っで設定した上で、具体的な業務遂行の方法や時間配分は自己の裁量で行っており、労働時間の長短と評価の対象となる目標達成度・成果等は直接リンクしない働き方に特徴がある。現行の労働時間法制は、このような労働者の働き方に適しておらず、諸規制により、生産性の高い働き方、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を困難にしている。</p> <p>労働者保護とともに企業の競争力の強化にむけて、企業の業務実態に合わない制度を改革し、わが国経済の持続的成長と国民生活の向上を実現すべきである。</p> <p>このため、労働者の健康確保に十分配慮することを前提として、一定の要件を満たす労働者に対し、労働時間規制、深夜・休日労働規制の適用を除外する新たな制度を創設すべく、次期通常国会に向け検討を進めるべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 9-(2)        | 企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大および手続きの簡素化  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 労働基準法第38条の4、「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(厚生労働省告示353号)、労働基準法施行規則第24条の2の5、第66条の2  |
| 要望の具体的内容     | <p>労基法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている対象業務、かつ厚生労働省告示353号で「常態として」対象業務に就くとされている対象労働者の制限を見直し、労使委員会で決議することを要件として、対象業務や対象労働者の範囲を大幅に拡大するとともに、個人同意も不要とすべきである。</p> <p>届出については、企業内の各事業場における労使委員会の決議が同一内容であれば、企業単位での一括届出を認めることとすべきである。また、労働基準監督署長への6カ月に1回の定期報告は廃止しないしは簡素化すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進む中、企業における業務は高度化、複合化してきている。現行の対象業務および対象労働者の範囲は、企業の業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。個別企業における集団労使自治を尊重し、労使が企業実態に適する形で対象業務・労働者の範囲を決定できるとすべきである。また、対象者への個人同意要件についても、同意者と不同意者が混在する場合に管理が難しくなるため、不要とすべきである。</p> <p>届制度を導入、運用する場合、企業実務の実態としては労使委員会の決議の内容は企業内で統一したものとするのが一般的であるため、本社一括での届出を認めるべきである。また、現行、届制度の運用は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康確保措置については労使で不断のチェックをしているため、報告義務を軽減しても適正な運用ができる。</p> <p>上記の対応により、業務実態に応じた柔軟な働き方の選択肢が広がる。さらに労働者自身が能力の最大発揮を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課   |

|       |                        |             |  |  |   |  |
|-------|------------------------|-------------|--|--|---|--|
| 9-(3) | フレックスタイム制の見直し          | 2.基準や要件の見直し | 労働基準法第32条の3、「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて」(平成9年3月31日・基発第228号)    | <p>週休2日で1カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1カ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準として暦日数から算出した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。</p> <p>また、業務の繁閑に応じて労働者がより柔軟に労働時間を設定することでワークライフバランスを高めることができるよう、現在1カ月以内とされている清算期間をより長く設定できるようにすべきである。</p>            | <p>1カ月単位のフレックスタイム制を週休2日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数(1日8時間/1週40時間)に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。</p> <p>こうした状況を回避するため、平成9年3月31日・基発第228号(通達)により、「①週休2日で、かつ、②29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、③各日の労働時間が概ね8時間以下等」という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされているが、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下」という要件は曖昧である。</p> <p>また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね8時間以下で働くよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることは適切ではない。</p> <p>また、現在1カ月以内とされている清算期間についても、各企業の事業実態や労働者個人の事情に応じて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、さらに柔軟な働き方を可能にし、労働者個人のワークライフバランスにも寄与する。</p> <p>本来、フレックスタイム制は、労働時間の削減、通勤時の混雑回避、育児期社員の支援に資するものであるが、上記の制約が運用を複雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。</p> | <p><b>規制の現状と要望理由等</b></p> <p>厚生労働省労働基準局労働条件政策課</p> |
| 9-(4) | 変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更 | 2.基準や要件の見直し | 労働基準法第32条の2、労働基準法第32条の4、「1年単位の変形労働時間制を採用した場合における休日振替」(平成11年3月31日・基発168号) | <p><b>要望の根拠法令</b></p> <p><b>要望の具体的内容</b></p> <p>台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。</p> <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> | <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後における労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出動日が決まっている状況では認められない。</p> <p>しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。</p> <p>そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未定の労働日の変更(非労働日の設定)を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業の緊急時への対応にも一定の配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>  | <p><b>規制の現状と要望理由等</b></p> <p>厚生労働省労働基準局労働条件政策課</p> |

|       |                        |             |  |  |   |  |
|-------|------------------------|-------------|--|--|---|--|
| 9-(4) | 変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更 | 2.基準や要件の見直し | 労働基準法第32条の2、労働基準法第32条の4、「1年単位の変形労働時間制を採用した場合における休日振替」(平成11年3月31日・基発168号) | <p><b>要望の根拠法令</b></p> <p><b>要望の具体的内容</b></p> <p>台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。</p> <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> | <p>1カ月単位および1年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後における労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出動日が決まっている状況では認められない。</p> <p>しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。</p> <p>そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未定の労働日の変更(非労働日の設定)を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業の緊急時への対応にも一定の配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>  | <p><b>規制の現状と要望理由等</b></p> <p>厚生労働省労働基準局労働条件政策課</p> |
| 9-(3) | フレックスタイム制の見直し          | 2.基準や要件の見直し | 労働基準法第32条の3、「フレックスタイム制における時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて」(平成9年3月31日・基発第228号)    | <p>週休2日で1カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1カ月の法定労働時間の枠は、週40時間を基準として暦日数から算出した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。</p> <p>また、業務の繁閑に応じて労働者がより柔軟に労働時間を設定することでワークライフバランスを高めることができるよう、現在1カ月以内とされている清算期間をより長く設定できるようにすべきである。</p>            | <p>1カ月単位のフレックスタイム制を週休2日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数(1日8時間/1週40時間)に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。</p> <p>こうした状況を回避するため、平成9年3月31日・基発第228号(通達)により、「①週休2日で、かつ、②29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、③各日の労働時間が概ね8時間以下等」という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされているが、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下」という要件は曖昧である。</p> <p>また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね8時間以下で働くよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることは適切ではない。</p> <p>また、現在1カ月以内とされている清算期間についても、各企業の事業実態や労働者個人の事情に応じて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、さらに柔軟な働き方を可能にし、労働者個人のワークライフバランスにも寄与する。</p> <p>本来、フレックスタイム制は、労働時間の削減、通勤時の混雑回避、育児期社員の支援に資するものであるが、上記の制約が運用を複雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。</p> | <p><b>規制の現状と要望理由等</b></p> <p>厚生労働省労働基準局労働条件政策課</p> |

|              |   |                   |
|--------------|---|-------------------|
| 9-(5)        | 休憩時間の一斉付与規制の撤廃  | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課 |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |                   |
| 規制の根拠法令      | 労働基準法第34条第2項  |                   |
| 要望の具体的内容     | <p>休憩時間の一斉付与の規制撤廃を行い、労使協定の締結がなくとも休憩時間を自由に付与できるようにすべきである。</p> <p>休憩時間については、1999年に適用除外許可が廃止され、労使協定の締結により適用除外が認められるようになったが、事業場ごとに一斉に休憩を付与することが原則となっている。過去においては、労働集約型産業が中心であり、休憩を一斉に付与することに意義があったと考えられるが、個人個人の志向・働き方が多様化していると共に、情報通信技術の進化により、時間や場所にかかわらず働くことが可能（在宅勤務等）となっている。労務管理の個別化が進展し、且つ自律的に働くことを希望する労働者がいる中で、労働者の主体的な労働時間の配分に制約を課すことから、一律・機械的な休憩の付与はその意義を失っていると考える。また、在宅勤務を含めた多様な働き方の増加等を踏まえると、休憩の一斉付与の義務付け自体を撤廃すべきと考える。一斉付与の撤廃は、今後の労働人口の減少を昇据え、業務の効率化や多様な働き方を可能とするインフラ整備につながるが、日本における各企業の生産性向上・競争力強化につながるものと考えられるため、規制撤廃を行い、労使協定の締結がなくとも休憩時間が自由に付与できるようにすべきである。</p> |                   |
| 規制の現状と要望理由等  |   |                   |
| 制度の所管官庁及び担当課 |   | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課 |

|              |   |                   |
|--------------|---|-------------------|
| 9-(6)        | 労働基準監督行政の統一的運用強化  | 厚生労働省労働基準局労働基準監督課 |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |                   |
| 規制の根拠法令      | 労働基準法第101条～105条   |                   |
| 要望の具体的内容     | <p>行政運営の公正確保と透明性向上に向け、労働基準監督官に対する研修の充実などにより、法令解釈や事実確認の手法、指導内容等の統一的な運用を強化すべきである。</p> <p>労働時間をはじめとす労働基準監督行政については、同様の事案であるにもかかわらず、労働基準監督署ないし監督官によつて法令解釈が異なる場合や、指導内容の強弱が異なる事例等が散見されている。そのための、企業内での統一した対応が困難になる場合がある。法令順守にむけた企業の積極対応を促すためにも、統一的な運用に向けた取組みが必要である。</p> |                   |
| 規制の現状と要望理由等  |   |                   |
| 制度の所管官庁及び担当課 |   | 厚生労働省労働基準局労働基準監督課 |

|              |  |
|--------------|--|
| 9-(7)        | 使用者の雇用保障責任に係る判例の整理と予見可能性の高い紛争解決システムの構築   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 労働契約法第16条  |
| 要望の具体的内容     | <p>労働契約法第16条は「解雇は客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当でない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と抽象的であるため、より具体的な判断ができるように措置を講ずべきである。</p> <p>また、主要先進国で導入されている事例を十分に研究した上、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する、予見可能性の高い紛争解決システムを創設すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>日本における解雇要件は「客観的に合理的理由を欠き、社会通念上相当である場合」と抽象的であり、労働紛争となった際に個々のケースは裁判所の判断に委ねられることから、労使双方にとって負担が大きく、長期化する場合が多い。これまでの判例法理をふまえ、より具体的な判断が可能となるよう雇用指針の充実と周知を図るなどの措置を講じることで、労使双方にとって建設的な解決を促すことに繋がる。</p> <p>また、透明で客観的な労働紛争解決システムに関して、とりわけ事後型金銭解決は労使双方に紛争解決の選択肢を増やし、早期かつ現実的な解決を促すものと期待される。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 9-(8)        | 就業規則による労働条件の不利益変更法理の規制見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 労働契約法第10条  |
| 要望の具体的内容     | <p>過半数労働組合との合意または過半数組合がない場合には労使委員会の労使決議等を条件に、変更後の就業規則の合理性を推定することを労働契約法に明文化すべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>企業が人事・賃金制度を見直すために就業規則を変更する際、その合理性の判断は裁判所に委ねられているが、裁判所の判断を予測することは極めて困難である。もとより、何が合理的であるかは労働者の感じ方によって変わらうところであり、企業労使が話し合いながら、多様な労働者の利害調整を進め、理解を得て合意することこそが労働者の公平な処遇確保にも有効である。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課  |

|                  |   |
|------------------|---|
| 9-(9)            | 36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令          | 労働基準法36条<br>平成15年10月22日基発1022003号   |
| 要望の<br>具体的内容     | 36協定の特別条項に関し、労働基準監督署において、特別延長時間の上限、一時的・突発的な事情、健康確保措置の実施状況等を総合的に判断し、認定された場合には「全体として1年の半分を超えない」という要件について柔軟な適用がなされるべきである。<br><br>しかし近年、企業が世界規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならぬ事態が発生している。このような場合、状況によっては時間外労働時間を一定期間継続的に延長しなければならぬこととなるが、上記の基準により適切な生産活動を行うことが困難となる場合がある。<br>昨今の先が見通しにくい事業環境のなかで、わが国内での雇用を維持するためにも、国内に拠点を留まらせることは必要不可欠であり、特段の事情が生じた際には柔軟に対応すべきである。                        |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 36協定に定める限度時間を超えて労働時間を延長することができる「特別の事情」については、平成15年10月22日基発1022003号において、「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」と通達で示されている。<br>しかし近年、企業が世界規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならぬ事態が発生している。このような場合、状況によっては時間外労働時間を一定期間継続的に延長しなければならぬこととなるが、上記の基準により適切な生産活動を行うことが困難となる場合がある。<br>昨今の先が見通しにくい事業環境のなかで、わが国内での雇用を維持するためにも、国内に拠点を留まらせることは必要不可欠であり、特段の事情が生じた際には柔軟に対応すべきである。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課<br>厚生労働省労働基準局労働基準監督課  |

|                  |  |
|------------------|--|
| 9-(10)           | 労働契約申込みなし制度の廃止   |
| 要望の視点            | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令          | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6(2015年10月1日施行)  |
| 要望の<br>具体的内容     | 労働契約申込みなし制度を廃止すべきである。  |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | 労働契約申込みなし制度は、違法派遣の下で就業していた派遣労働者を保護するため、2012年の法改正により導入された制度であり、2015年10月1日からの施行が予定されている。<br>しかしながら、同制度は、採用の自由、労働契約の合意原則の観点から根本的な問題を抱えているだけでなく、違法類型の一つである偽装請負については、ケースが多様であり、該当するか否かについて予見可能性が低いという点で大きな問題がある。<br>また、特に期間制限違反や偽装請負があった場合に、労働契約を申し込んだものとみなすことは、ペナルティとして過重である。<br>さらに、派遣契約期間の長さに関わらず、みなし効が1年と画一的に定められており合理性に欠けるとともに、実態にそぐわない規定となっている。 |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課  |



|              |  |
|--------------|--|
| 9-(11)       | グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2  |
| 要望の具体的内容     | 派遣元事業主の関係派遣先に対する、労働者派遣の割合に関する制限(8割)の見直しを行うべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしている。<br>しかし、グループ企業内の派遣事業者であるが故に、派遣先の経営実態や組織事情を熟知し、高度な就労マッチングや就労状況の詳細な把握が可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすいなど、派遣労働者にとってのメリットの大きさを考慮すべきである。<br>また、この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難となり、グループの下でトレーニングやOJT等を行わない、様々な場で経験を積むことが、一企業においてスキルアップを図るよりも効率的である場合が多く、こうした規制の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがあるという問題もある。<br>さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難である。<br>「100分の80」という数字の根拠が薄弱であることに加え、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしてもどの会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題を抱えている点も踏まえて、抜本的に見直すべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 9-(12)       | 一年以内に離職した労働者の派遣労働者としての受入れ禁止の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6、同法施行規則第33条の5  |
| 要望の具体的内容     | 離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止(法第40条の6)について、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 労働者派遣の役務の提供を受けようとする派遣先は、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該派遣先を離職したものであるときは、当該離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、当該派遣労働者(例外を除く)に係る労働者派遣の役務を受けてはならないとされている。また、派遣元事業主に対しては、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば上記の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならないとしている。<br>しかし、現行規定には、60歳以上の定年退職者以外に例外規定が置かれていないため、1日しか働いていない場合でも規制の対象となる。全国に複数の事業所を有する企業では、こうした短期就労者を含めた全ての離職した労働者の管理は困難である。さらに、諸般の事情により自発的に離職せざるをえない労働者が、派遣という形であれば元の会社に復帰できる場合であっても、離職後1年間はその就業機会を失われるため、労働者にとっても不合理な状況を生み出している。以上ことから、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くなど、例外を増やすべきである。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 9-(13)       | 日雇派遣の原則禁止の廃止   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項<br>同法施行令第4条<br>同法施行規則第28条の2、第28条の3  |
| 要望の具体的内容     | 日雇派遣の原則禁止を廃止すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>労働者派遣法は、日雇労働者（日々または30日以内の期間を定め、て雇用する労働者）については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合または雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないとしている。しかし、臨時的・一時的な業務のマッチングが存在意義の一つとなっている派遣制度にあって、その典型ともいえるべき日雇派遣を原則禁止とすることは、制度上整合的ではない。</p> <p>また、原則禁止の一方で置かれた例外規定に収入要件に関するものがあるが、その水準の根拠は薄弱である。さらに、配偶者の収入を要件とする規定については、その収入の開示を求めることにはプライバシー保護との関係で問題があり、派遣元の担当者に家計状況を明かすことに抵抗感を持つ労働者は多い。</p> <p>加えて、学生についてはいわゆる昼間学生に限り例外扱いとなっており、学校法人の認可を受けていない専門学校等が除外されるといった不合理が生じているとともに、働きながら夜間の課程に通うなど、就学に関するニーズの多様化に対応することが困難となっている。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 10-1)        | インドユース規制中心の安全保障貿易管理制度への移行  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 外国為替及び外国貿易法 第25条、第48条<br>輸出貿易管理令 第1条<br>外国為替令 第17条   |
| 要望の具体的内容     | 規制対象品目等のリストに基づく該非判定まずありきの現状から脱し、取引される品目等の最終用途に応じた、いわゆるエンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度へ移行すべきである。このような制度の下で、安全保障上の懸念があると政府が判断した取引について許可申請すべき旨を通知すること(インフォーム通知)を基本とすべきである。それ以外の取引についても、外国ユーザーリストによる懸念取引先の一層の可視化を進めるとともに、安全保障上の懸念が極めて低いと考えられる取引は許可申請を原則不要とすべきである。        |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>リスト規制中心の現行の安全保障貿易管理制度の下では、業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制対象品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)が求められる。</p> <p>&lt;要望理由等&gt;<br/>企業の国際競争力を損なうことなく、機微な製品・技術の大量破壊兵器等への転用や安全保障上の懸念が強い国等への流出を防止するという安全保障貿易管理の本来の目的を全うするためには、当該貨物・技術の最終用途こそ重視されるべきである。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 10-2)        | 安全保障貿易管理に係る行政手続法第二章の適用除外規定の撤廃  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 外国為替及び外国貿易法 第55条の13  |
| 要望の具体的内容     | 外国為替及び外国貿易法における行政手続法第二章(申請に対する処分)の適用除外規定を撤廃すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める地域を仕向地とする特定の種類の貨物、または政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を輸出・提供しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならぬが、これらの許可については、行政手続法第二章の規定は適用しないとされている。</p> <p>&lt;要望理由等&gt;<br/>例えば、ジョイントベンチャー(以下、JV)を形成する海外企業に対し提供しようとする技術が規制品目に該当することがある。その際、審査基準が曖昧なため、予め準備しておくべき書類等についてJV相手の十分な理解が得られず、ビジネスが円滑に進まない恐れがある。行政手続法の適用によって、より具体的な基準が示されることになれば、予見可能性が高まり、スムーズな事業展開に資するものと考えられる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 10-(3)       | 「公知の技術」に係る定義の見直し   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   |
| 規制の根拠法令      | 外国為替及び外国貿易法第25条、外国為替令第17条、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第9号  |
| 要望の具体的内容     | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号に規定の「公知の技術」の定義を国際レジームの定義に合わせる見直し、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可を不要とすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号では、公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引については、許可不要とされている。しかしながら、現行の規定では、国際学会や学会での発表、大学での講義等、特定多数を対象とする取引は、すべてから許可を要することになりかねない。これに対し、欧州諸国では、国際レジームにおける「公知の技術」の定義が、そのまま各国の法令に盛り込まれ(例えばNSG(原子的供給国グループ)で定義の“in the public domain” as it applies herein, means “technology” or “software” that has been made available without restrictions upon its further dissemination. (Copyright restrictions do not remove “technology” or “software” from being in the public domain.))、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として規制は不要とされている。</p> <p>&lt;要望理由等&gt;<br/>例えば国際学会等においてリスト規制に該当するような技術に関する議論に加わる場合、予め経済産業大臣の許可を得ておかなければならず、参加に支障をきたす。<br/>わが国においても、国際レジームの規定に則り、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可不要としても問題は生じないと考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 10-(4)       | ODA無償資金協力における運営・維持管理費用の対象化  |
| 要望の視点        | 4.その他   |
| 規制の根拠法令      | 国際協力機構法第13条3、国際協力機構「無償資金協力調達ガイドライン」(2012年10月1日)   |
| 要望の具体的内容     | 無償資金協力による施設・設備・機材の提供を行った場合、一般的に、運営・維持管理費は対象としない運用がなされている。ハコモノを提供するだけでなく、運営・維持を含めた質の高い無償資金協力を推進する観点から、これら費用も対象とすべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 無償資金協力案件においては、施設・設備・機材の引渡し後に、その運営や維持管理のための費用等、相手国側の負担が発生する。例えば、わが国が強みを発揮できるIT分野では、初期の設備導入費に比べ、システムの維持管理や更新のための費用が相当額発生することもある。しかし、現在の無償資金協力では、一般的に運営・維持管理費は、相手国政府の負担とせず運用が行われているため、相手国政府がこれを十分に負担できず、提供した設備・機材が十分に活用されないおそれがある。<br>提供した設備・機材の利用を定着させ、成果を確実に上げるために、運営・維持管理費も無償資金協力の対象とすべきである。<br>「無償資金協力調達ガイドライン」III-5-3は、「契約には、贈与によって調達される生産物および役務が明記されねばならない」と定め、運営・維持管理等の「役務」も対象としており、これに沿った運用が求められる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 外務省 国際協力局 政策課・開発協力総括課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 11-1)        | 永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し   |
| 要望の視点        | 2. 基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 出入国管理及び難民認定法 第22条<br>出入国管理及び難民認定法施行規則 第22条<br>永住許可に関するガイドライン   |
| 要望の具体的内容     | <p>永住許可に必要な在留歴に係る要件について、「引き続き」ではなく「通算で」10年以上本邦に在留していることとすべきである。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>永住者の在留資格に変更を希望する外国人社員が永住許可を申請する際には、1. 素行が善良であること、2. 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、3. その者の永任が日本国の利益に合すると認められることの3つの要件を満たすことが求められている。このうち、3. については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」とされている。</p> <p>しかし、当該外国人社員が永住許可に必要な在留歴に係る要件を満たす前に海外勤務等を命ぜられ海外に居住する場合は、「引き続き」とは見做されず在留歴の算定がリセットされてしまうため、将来的に永住許可申請を希望する当該外国人社員に海外勤務を命じるなど、グローバルな人事異動を行うことを日本企業が躊躇する要因となっている。永住許可に必要な在留歴の算定方法を「通算で」10年以上日本に居住していることとすることにより、日本企業が当該外国人社員にグローバル人材として活躍する機会を提供しやすくなると考えられる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省入国管理局   |

|              |  |              |  |
|--------------|--|--------------|--|
| 12-(1)       | 独占禁止法9条(一般集中規制)の廃止等  | 12-(2)       | 独占禁止法9条ガイドラインの改正による報告の適正化  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し   | 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 独占禁止法第9条<br>「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独占禁止法9条ガイドライン)  | 規制の根拠法令      | 独占禁止法第9条<br>「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独占禁止法9条ガイドライン)  |
| 要望の具体的内容     | ①独占禁止法第9条(一般集中規制)については、グローバル化や市場の巨大化がこれまでに以上に急速に進む今日において、わが国企業の経済活動を過度に制限・萎縮等させるものであり、廃止すべきである。<br>②仮に、独占禁止法第9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独占禁止法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」または「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。   | 要望の具体的内容     | 独占禁止法9条ガイドラインについて、廃止を求めているところではあるが、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。<br>① 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類を活用することは評価すべき市場実態を反映していないため、より大括りな二桁分類を原則とすべきである。<br>② 「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に沿った報告にすべきである。<br>③ 分社化した会社や上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 【規制の現状】<br>独占禁止法9条において、「事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない」との禁止規定が存在し、また独占禁止法9条ガイドラインにも、総資産の額の合計額が15兆円を超える場合、5以上の主要な事業分野を有してはならないとされている。<br>【要望理由】<br>① 企業の経済活動がグローバル化し、巨大化が急速に進む今日において、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して一律かつ外形的に課す規制は、企業活動を不当に制限するものであり、既に存在意義を失っていると考えられるため。<br>また、過去一般集中規制の執行事例がないという実態であり、過度な規制によりグループ事業展開や多角化、新分野への進出等、企業の成長を阻害しかねないため。<br>② 9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する事実を探究することがその趣旨であるが、現行では全ての子会社および実質子会社を報告対象としている。最近の企業結合規制の見直しにおいて、株式取得に関する届出基準および様式が簡素化されていることも踏まえ、報告対象についても、独占禁止法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」(単体総資産3,000億円超の会社)または「有力な会社」(当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社)に限定したとしても、9条1項違反の探知に支障はないと考えられるため。 | 規制の現状と要望理由等  | 【規制の現状】<br>独占禁止法9条ガイドラインでは、<br>① 主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類(三桁分類)を活用することを求めている。<br>② 「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額(15兆円以上)と定めている。<br>③ 「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例として、「自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ当該子会社の株式を100%取得する場合(設立当初から100%所有を継続している場合に限る)」と定めている。<br>【要望理由】<br>① (日本標準産業分類)の事業分野は、ビジネスの多角化が進んだ今日において、分類が困難なケースが多数存在しているため。<br>② 事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではないと考えられるため。<br>③ 分社化した会社や、上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、むしろ当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられ、「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなくなると考えられているため。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 公正取引委員会 企業結合課  | 制度の所管官庁及び担当課 | 公正取引委員会 企業結合課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 12-(3)       | 生産出荷集中度調査の調査頻度の見直し  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 独占禁止法27条の2第4号   |
| 要望の具体的内容     | 生産出荷集中度調査が2年に1回実施されているが、データ抽出が容易ではなくかつ対象品目も変更になることから、調査回数を5年に1回などにして調査の頻度を減らすべきである。 |
| 規制の現状と要望理由等  | 実務上の作業負担の緩和   |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 公正取引委員会経済取引局総務課市場構造班  |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(4)       | グループ会社を最終顧客とする製造委託等の下請法の適用除外   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 下請代金支払遅延等防止法   |
| 要望の具体的内容     | グループ内企業を最終需要者とする役務、商品についても下請法の適用対象外とすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 自家使用役務、自家使用製品の発注については、下請法の適用対象外とされている。<br>また、公取委は、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引」とみられる場合として運用上問題としないことを明らかにしているが、これは連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられる。<br>以上から、グループ内企業を最終需要者とする役務、製品は実質的には自家使用であり、自家使用役務、自家使用製品として下請法の適用対象外とするのが合理的と考えられる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 公正取引委員会取引部企業取引課  |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(5)       | アウトレットにおける景表法上の二重価格表記要件の緩和   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 景品表示法  |
| 要望の具体的内容     | <p>消費者庁は、景品表示法のガイドライン (<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf</a>) において、不当な二重価格になるケースを例示しており、このガイドラインに従えば、プロパー店舗からアウトレット店・アウトレットサイトに移管した商品については、当該店舗での販売実績がないことから二重価格が不可能となっている。【アウトレット店・アウトレットサイト等において、限定した要件の下、】二重価格を容易にする規制緩和を要望する。</p>  |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>消費者による消費行動の多様化により、近年はアウトレット店舗およびオンライン上のアウトレットサイトが増加している。その結果、プロパー店からアウトレット店舗・サイト(以下、アウトレット等)への移管在庫は従来に増して頻繁になっている状況である。</p> <p>消費者庁は、そのガイドライン (<a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf</a>) において、不当な二重価格になるケースを例示しており、このガイドラインに従えば、二重価格による表示を行う場合、「当該店舗」での「最近相当期間(過去8週間の過半、かつ少なくとも直近2週間以内の)販売実績」が必要となる。この点、プロパー店舗からアウトレット等に移管した商品については、それぞれ要件を満たせず、二重価格表記が不可能となっている。また、過去の販売価格を比較対象価格に用いる場合の要件については、値札のスペース上の制約から、小売の現場で活用することが難しい。</p> <p>現状、アウトレット価格が記されたシールを従来価格の上に貼る以外にガイドラインに沿う方法がなく、その場合、プロパー価格からどの程度安く買った商品かがわかりにくい表示となる。アウトレットでお値打ち品を求めめる消費者にとっては、不便な状況となっており、改善が必要な状況と考えている。また、とりわけアウトレットにおける主力製品であるファッション小売品については、季節ごとに商品が変わるため、6カ月～1年前に正規店舗で販売した商品を販売することが多い。しかし、上記の規制が、このような流通実態と整合的ではないため、実際に二重価格表記を活用することができなくなっている。</p> <p>消費者にとってもアウトレットは割安感を求めるチャネルであることを踏まえれば、アウトレットにおいては、より消費者がプロパー販売価格からの割引額が把握しやすいう二重価格表記を可能とする要件を緩和することが、消費者の利益に資すると考え、販売業者の立場からは、規制緩和により公平な競争環境が整備される。</p> <p>よって、現行のガイドラインについて、①「当該店舗」、「最近相当期間」の定義を見直す、②「過去の販売価格」の表示の要件を緩和する、③アウトレットの類型について、流通実態に即し、新たに二重価格の表示を可能とする要件を設定する、など所要の見直しを検討すべきと考える。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 消費者庁   |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(6)       | グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 弁護士法第72条   |
| 要望の具体的内容     | <p>一定の基準(親会社が100%子会社に對して法律事務を行う場合に限る等)を満たしたグループ企業間での法律事務は、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示してほしい。法人格が別であっても、親会社が100%子会社に行う法律事務等は、実質の見地からすれば他人性の要件を欠くと考えられる。</p>   |
| 規制の現状と要望理由等  | <p>&lt;規制の現状&gt;<br/>グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受けられる。</p> <p>&lt;要望理由&gt;<br/>子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ経営への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。従って、情報の集約、リスク管理意識の統一、効率性等の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う必要性があるため、実質的に「他人性」を欠くと考えられるグループ会社間であれば、事件性のある法律事務を含めて取り扱うことができることを明確にすべきである。本要望は、同条の趣旨を逸脱するものではないと考える。</p> <p>2012年度改革要望への政府回答において示された仮に上記の要望を採用した場合に懸念される悪質なケース(脱法的に親子関係を創出する場合等)にについては、かかる特異な例が有り得るという不確定な可能性を以て企業の経済活動の効率性を損ねることができ、万が一そのような脱法行為があった場合は個々の事件に応じた場合の效果&gt;<br/>&lt;要望が実現した場合の效果&gt;<br/>企業におけるグループ経営の活性化及び効率的な企業活動が期待できると考えられる。</p> |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 法務省司法法制部   |



|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 12-(7)       | 福祉用具専門相談員の常勤換算方法において例外的取扱が可能であることの周知  | 任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料について、厚生年金から特別徴収を実施   |
| 要望の視点        | 4.その他   | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 介護保険法 第208条1項2項   | 健康保険法第166条<br>健康保険法施行規則 第138条   |
| 要望の具体的内容     | 新潟県では、指定特定福祉用具販売事業所における福祉用具専門相談員の常勤換算方法について、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けずに、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。<br>国は、同様の取扱が全国で可能であることを、各都道府県に周知すべきである。  | 厚生年金受給者である健康保険組合の任意継続被保険者・特例退職被保険者について、厚生年金から健康保険料が特別徴収できるとすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とされている。これは当該事業所の勤務延長時間を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間(32時間)を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員数の員数に換算する方法により求められる。この場合の勤務延長時間は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、且つ、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のために準備等を行う時間として明確に位置づけられている時間の合計数である。<br>指定特定福祉用具の販売においては、他の介護保険サービスの業務を兼務することにより、必ずしもサービス提供に支障が生じるとは言い切れないと考えられる。<br>こうした現状に鑑み、新潟県においては、福祉用具専門相談業務に支障がない場合に限り、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けずに、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。<br>今後、ますます当該事業の需要が高まることを踏まえ、新潟県と同様の取扱を他の都道府県でも認めていくべきである。 | 現状では、健康保険組合の任意継続被保険者と特例退職被保険者の健康保険料については、納付書による納付または口座振替による納付となっている。<br>介護保険料については、厚生年金からの特別徴収を実施していることから、健康保険料についても同様の対応をすべきである。<br>特別徴収が認められれば、厚生年金受給者である加入者の金融機関から納付する手間を省くとともに、収納関係経費を抑えて、確実な取納を行うことが可能となる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省老健局振興課   | 厚生労働省保険局保険課   |

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 12-(8)       | 任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料について、厚生年金から特別徴収を実施   | 任意継続被保険者・特例退職被保険者の健康保険料について、厚生年金から特別徴収を実施   |
| 要望の視点        | 4.その他   | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 介護保険法 第208条1項2項   | 健康保険法第166条<br>健康保険法施行規則 第138条   |
| 要望の具体的内容     | 新潟県では、指定特定福祉用具販売事業所における福祉用具専門相談員の常勤換算方法について、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けずに、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。<br>国は、同様の取扱が全国で可能であることを、各都道府県に周知すべきである。  | 厚生年金受給者である健康保険組合の任意継続被保険者・特例退職被保険者について、厚生年金から健康保険料が特別徴収できるとすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とされている。これは当該事業所の勤務延長時間を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間(32時間)を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員数の員数に換算する方法により求められる。この場合の勤務延長時間は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、且つ、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のために準備等を行う時間として明確に位置づけられている時間の合計数である。<br>指定特定福祉用具の販売においては、他の介護保険サービスの業務を兼務することにより、必ずしもサービス提供に支障が生じるとは言い切れないと考えられる。<br>こうした現状に鑑み、新潟県においては、福祉用具専門相談業務に支障がない場合に限り、福祉用具専門相談業務に係る時間と、その他の業務に係る時間を明確に分けずに、双方の勤務時間を、常勤換算の時間に算入しても差し支えない取扱が可能であることを認めている。<br>今後、ますます当該事業の需要が高まることを踏まえ、新潟県と同様の取扱を他の都道府県でも認めていくべきである。 | 現状では、健康保険組合の任意継続被保険者と特例退職被保険者の健康保険料については、納付書による納付または口座振替による納付となっている。<br>介護保険料については、厚生年金からの特別徴収を実施していることから、健康保険料についても同様の対応をすべきである。<br>特別徴収が認められれば、厚生年金受給者である加入者の金融機関から納付する手間を省くとともに、収納関係経費を抑えて、確実な取納を行うことが可能となる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省老健局振興課   | 厚生労働省保険局保険課   |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(9)       | 任意継続被保険者・特例退職被保険者の保険料前納(支払)期間の追加   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 健康保険法第164条<br>健康保険法施行令第48条<br>健康保険法施行規則第139条   |
| 要望の具体的内容     | 厚生年金支給月に健康保険料を2か月分(翌月分、翌々月分)継続して納付することを可能とすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 現状では、保険料の前納期間は4月～翌年3月の一年分又は、4月～9月・10月～翌年3月の半年分の支払となっている。<br>そこで、厚生年金の支給と同じタイミングで、2か月分の保険料を前納できるようになれば、納付漏れや納付遅延を防止するとともに、加入者の納付手続きの軽減が図れる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省保険局保険課  |

|              |   |
|--------------|---|
| 12-(10)      | 診療放射線技師の検査機器使用時における医師立会いの不要化  |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 診療放射線技師法第26条  |
| 要望の具体的内容     | 診療放射線技師が取り扱可能な検査機器(胃部エックス線、マンモグラフィ、コンピュータ断層撮影装置、画像診断装置等)について、医師の立会いを不要とすべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 診療放射線技師は、原則として、医師又は歯科医師の立会いの下においてのみ、エックス線の照射が認められている。ただし、診療放射線技師法の改正(2014年6月25日)によって、病院または診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査のために100万電子ボルト未満のエネルギを有するエックス線を照射する場合には、医師または歯科医師の立会いがなくても実施できることとなった。<br>胸部エックス線検査と同様に、胃部エックス線、マンモグラフィ、コンピュータ断層撮影装置や画像診断装置等を用いた検査においても、現状、診療放射線技師が的確に運用しており、医師立会いがなくても運用上十分な安全配慮がなされている。<br>医療費抑制の観点から予防医療の拡大は喫緊の課題である。受診者の利便性を考慮した巡回健診は予防医療の要となる。巡回健診時に診療放射線技師の取扱いが認められている検査機器を利用し、法定外健診の選択肢を増やしていくことは、受診者の健康維持、さらには医療費抑制につながると考えられる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 12-(11)             | 保険料の前納に係る割引率の引下げ   |
| <b>要望の視点</b>        | 2.基準や要件の見直し  |
| <b>規制の根拠法令</b>      | 健康保険法施行令49条  |
| <b>要望の具体的内容</b>     | 前納における割引率について、年率4%という足もとの金利情勢から大幅に乖離した現在の規定を見直し、実勢レートと整合的なレートとすべきである。  |
| <b>規制の現状と要望理由等</b>  | 現在の法令で定められている前納に係る割引率は年率4%と、現在の金利情勢から大幅に乖離しており、健康保険組合の財政に大きな悪影響を及ぼしている。<br>割引率を現在の金利情勢と整合的なしレートに見直すことで、全健保組合で少なからず収支改善が図れるものと思われる。 |
| <b>制度の所管官庁及び担当課</b> | 厚生労働省 保険局 保険課  |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 12-(12)             | 特例退職被保険者の標準報酬月額決定方法の柔軟化  |
| <b>要望の視点</b>        | 2.基準や要件の見直し  |
| <b>規制の根拠法令</b>      | 健康保険法附則第3条第4項  |
| <b>要望の具体的内容</b>     | 特例退職被保険者の標準報酬月額の決定方法について、保険者独自で決定できるように柔軟化すべきである。  |
| <b>規制の現状と要望理由等</b>  | 現状では、健康保険法において、特例退職被保険者の標準報酬月額は現役被保険者の平均標準報酬月額 <small>の2分の1と定められている。</small> そのため、高齢者医療費の負担が増加する中、給付に見合う保険料にはなっておらず、現役世代にとつて大きな負担となっており、健康保険組合の財政にも悪影響を及ぼしている。<br>特例退職被保険者の標準報酬月額の決定方法を柔軟化すれば、現役世代との公平性の確保に資するほか、健康組合の財政も改善する。仮に全ての特定健康保険組合が、特例退職被保険者の標準報酬月額を現役世代の平均と同額とした場合、全体で大幅な財政改善につながるものと思われる。 |
| <b>制度の所管官庁及び担当課</b> | 厚生労働省 保険局  |

|              |   |
|--------------|---|
| 12-(13)      | 指定医薬部外品の機能性表示規制の見直し   |
| 要望の視点        | 3.規制・制度の撤廃や見直し  |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第14条、第60条、第54条   |
| 要望の具体的内容     | 日本再興戦略がいわゆる健康食品等加工食品の機能性表示を指しているように、指定医薬部外品の機能性表示も認めるべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法より、指定医薬部外品の製造販売にあたり記載できる効能・効果は規制されている。他方で、政府は、日本再興戦略において、いわゆる健康食品等加工食品の機能性を表示できる方策について検討している。<br>加工食品の機能性表示が認められる一方で、それらと同様に一般店舗で販売される指定医薬部外品については機能性表示が認められないとすることは、国民の適切な商品選択を妨げ、市場競争を歪めるおそれがある。<br>指定医薬部外品の機能性表示は、国民が適切な商品選択を通じてセルフメディケーションを図ることに資する。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医薬食品局  |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(14)      | 医療用医薬品を一般用医薬品として販売するために必要な臨床試験の見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第14条<br>厚生労働省医薬食品局長通知薬食発第1020001号(平成20年10月20日)、厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡(平成20年10月20日)   |
| 要望の具体的内容     | 医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)するために求められる臨床試験について、医療用医薬品として承認を得る際に用いられた臨床試験成績や市販後調査成績等を用いることも容認すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法より、医療用医薬品を一般用医薬品として販売(スイッチOTC)するためには、安全性や有効性等についての臨床試験を行ったうえで厚生労働大臣の承認を得る必要がある。具体的には、5カ所以上150例以上の臨床試験成績を求められ(厚生労働省医薬食品局長通知薬食発第1020001号および厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡)、企業にとっても負担となっている。<br>新たに5カ所以上150例以上の臨床試験を実施しなくとも、欧米のようになり、医療用医薬品として承認を得る際に用いられた臨床試験成績や市販後調査成績等を一般医薬品としての使用態様を踏まえて勘案することにより、一般医薬品としての販売が妥当かどうかを確認することは可能である。<br>スイッチOTCが進めば、国民のセルフメディケーション促進に資する。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医薬食品局   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 12-(15)      | 医療機器の製造業者が自ら製造する医療機器を修理する場合の修理業許可の不要化   | 動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第40条の2の第1項、第2項<br>薬事法施行令第56条、第80条第2項   | 薬事法第14条第1項に基づく告示(2005年3月29日)<br>薬事法第23条の2第1項に基づく告示(2005年3月29日)   |
| 要望の具体的内容     | 医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合、製造する製造所と修理する事業所が物理的に異なっても、製造の責任者の傘下で修理が行われるよう社内体制を構築する等の措置が講じられる際には、修理業の許可を不要とすべきである。  | 動物向けの体外診断用医薬品の製造販売について、品目に応じて、大臣の承認を要せず届出で足りるもの(届出品目)と登録認証機関の認証を要するもの(認証品目)を指定すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法第40条の2の第1項および薬事法施行令第80条第2項より、医療機器の修理業を行うためには都道府県と事より許可を得なければならぬが、薬事法施行令第56条より、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合は修理業の許可は不要とされている。<br>しかし、実際には、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合であっても、製造所と修理事業所が物理的に異なる場合には、都道府県より、修理事業所で修理業の許可を取得するように求めること、修理事業所の迅速な修理の支障となる。<br>同一法人内で製造と修理の両方を行う際に、製造の責任者の傘下で修理が実施され、かつ、技術情報が円滑に共有されるようされる社内体制を構築する等の措置を講ずることにより、製造所と修理事業所が物理的に異なっているにもかかわらず、医療機器の修理の質を確保することは可能である。修理業の許可取得が不要となれば、医療機器の利用者の近くに修理事業所を設けることが容易になり、かつ、迅速・丁寧に修理を行うことができるようになる。 | 薬事法第14条第1項に基づく告示及び第23条の2第1項に基づき、品目に応じて、動物向けの体外診断用医薬品の製造販売にあたり、届出品目として130以上の品目を指定し、また、認証品目として約400の品目を指定している。<br>しかし、動物向け体外診断用医薬品についてはこのような規制緩和が進んでおらず、ヒト向けでは届出とされている医薬品であっても、専ら動物向けに製造販売する場合には、農林水産大臣の承認を得る必要があり、手続上に多大な手間と時間を要している。<br>動物向け体外診断用医薬品は、専ら動物の疾病の診断に使用されることを目的とし、動物の身体に直接使用されることのないものであり、当該医薬品を用いた動物の肉を通じてヒトの生命・健康に影響を与えない。<br>動物向けの体外診断用医薬品等の製造販売についても、品目に応じて、届出品目と認証品目が指定されれば、新規参入や投資の促進が期待される。さらに、体外診断用医薬品の開発において、まず動物向けとして開発し、臨床例を積み上げ、診断手法の開発や各種課題解決を行い、十分な確認を行った上で、ヒト向けに応用していくことが可能となり、結果的にヒト向けの医療の高度化に資することとなる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医薬食品局  | 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課   |

|              |   |  |
|--------------|---|--|
| 12-(16)      | 動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し  | 動物向け体外診断用医薬品の製造販売手続きの見直し   |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第40条の2の第1項、第2項<br>薬事法施行令第56条、第80条第2項   | 薬事法第14条第1項に基づく告示(2005年3月29日)<br>薬事法第23条の2第1項に基づく告示(2005年3月29日)   |
| 要望の具体的内容     | 医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合、製造する製造所と修理する事業所が物理的に異なっても、製造の責任者の傘下で修理が行われるよう社内体制を構築する等の措置が講じられる際には、修理業の許可を不要とすべきである。  | 動物向けの体外診断用医薬品の製造販売について、品目に応じて、大臣の承認を要せず届出で足りるもの(届出品目)と登録認証機関の認証を要するもの(認証品目)を指定すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法第40条の2の第1項および薬事法施行令第80条第2項より、医療機器の修理業を行うためには都道府県と事より許可を得なければならぬが、薬事法施行令第56条より、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合は修理業の許可は不要とされている。<br>しかし、実際には、医療機器の製造業者が自ら製造をする医療機器を修理する場合であっても、製造所と修理事業所が物理的に異なる場合には、都道府県より、修理事業所で修理業の許可を取得するように求めること、修理事業所の迅速な修理の支障となる。<br>同一法人内で製造と修理の両方を行う際に、製造の責任者の傘下で修理が実施され、かつ、技術情報が円滑に共有されるようされる社内体制を構築する等の措置を講ずることにより、製造所と修理事業所が物理的に異なっているにもかかわらず、医療機器の修理の質を確保することは可能である。修理業の許可取得が不要となれば、医療機器の利用者の近くに修理事業所を設けることが容易になり、かつ、迅速・丁寧に修理を行うことができるようになる。 | 薬事法第14条第1項に基づく告示及び第23条の2第1項に基づき、品目に応じて、動物向けの体外診断用医薬品の製造販売にあたり、届出品目として130以上の品目を指定し、また、認証品目として約400の品目を指定している。<br>しかし、動物向け体外診断用医薬品についてはこのような規制緩和が進んでおらず、ヒト向けでは届出とされている医薬品であっても、専ら動物向けに製造販売する場合には、農林水産大臣の承認を得る必要があり、手続上に多大な手間と時間を要している。<br>動物向け体外診断用医薬品は、専ら動物の疾病の診断に使用されることを目的とし、動物の身体に直接使用されることのないものであり、当該医薬品を用いた動物の肉を通じてヒトの生命・健康に影響を与えない。<br>動物向けの体外診断用医薬品等の製造販売についても、品目に応じて、届出品目と認証品目が指定されれば、新規参入や投資の促進が期待される。さらに、体外診断用医薬品の開発において、まず動物向けとして開発し、臨床例を積み上げ、診断手法の開発や各種課題解決を行い、十分な確認を行った上で、ヒト向けに応用していくことが可能となり、結果的にヒト向けの医療の高度化に資することとなる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医薬食品局  | 農林水産省消費・安全局畜産安全管理課   |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 12-(17)      | 指定管理医療機器の製造販売の認証基準の明確化   |  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し  |  |
| 規制の根拠法令      | 薬事法第23条の2第1項、第41条第3項、薬事法第41条第3項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準(厚生労働省告示第122号)(平成17年3月29日)、厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(厚生労働省告示第112号)別表(平成17年3月25日)   |  |
| 要望の具体的内容     | 指定管理医療機器の製造販売の認証基準である「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格の要求を明確にすべきである。  |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法第23条の2第1項より、指定管理医療機器の製造販売を行うためには登録認証機関による認証を受けなければならない。同認証を取得するためには、「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格への適合が求められる。<br>しかし、認証機関によって、両基準の解釈(特定の安全性試験の要否、必要とする試験の種類・手順等)が異なる場合があり、認証を取得するうえで負担となっている。<br>「厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」別表の基本要件適合性チェックリストおよびJIS規格の要求が明確になれば、企業はスムーズに医療機器の認証取得・製造販売を行うことが可能となる。その結果、医療機器の医療現場への迅速な提供やわが国の医療機器の競争力向上が期待される。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省  |  |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 12-(18)      | CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査および使用許可の取扱いに関する運用の徹底  |  |
| 要望の視点        | 4.その他  |  |
| 規制の根拠法令      | 医務法第27条、第7条第2項、「CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(医政発第0710005号(平成20年7月10日))   |  |
| 要望の具体的内容     | 使用前検査及び許可を受けたCT搭載車等移動式医療装置を移動させたとしても、診療用放射線に関する構造設備の内容を変更する場合には該当しない(つまり、都道府県知事による検査・許可は不要)とする「CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(医政発第0710005号(平成20年7月10日))の運用を全国的に徹底すべきである。   |  |
| 規制の現状と要望理由等  | 通達「CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」は、CT搭載車等移動式医療装置(これに準ずる医療装置を含む)について、医療機関が都道府県知事より使用前検査及び許可を受け、一定期間にわたり定期的かつ継続的に使用することを報告している場合には、当該使用前検査及び許可を受けた後に医療装置を移動させたとしても、(医務法第7条第2項の)構造設備の内容を変更する場合には該当しないとす。<br>しかし、医療機関が移動式医療装置を移動させると、都道府県によって、「当該通達は、構造設備の内容を変更する場合の許可申請のみを不要としており、使用許可やX線の備え付け・廃止届け等は必要」、「当該通達の対象は病院のみであり診療所は含まれない、あるいは、MRI搭載車移動式医療装置は対象外であることから、許可を得ることが必要」と回答されることがある。このように通達の運用が都道府県ごとに異なることがあり、CT搭載車等医療装置を使用する医療機関に予期せぬ手間・費用負担が生じている。<br>通達の運用が全国的に徹底されれば、医療機関が低コスト・患者ニーズに応じて機動的にCT等の医療装置を導入することが可能となり、患者の利便性が増し、国民の健康管理・医療費削減にも資することとなる。 |  |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省医政局   |  |

|              |  |
|--------------|--|
| 12-(19)      | 医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法の見直し   |
| 要望の視点        | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令      | 薬事法関係手数料規則第1条  |
| 要望の具体的内容     | 医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法について、手続の簡素合理化や各種申請の電子化促進の観点から、銀行振り込みも容認すべきである。   |
| 規制の現状と要望理由等  | 薬事法関係手数料規則第1条より、医療用医薬品の製造販売承認申請の手数料等の薬事法関係の国に対する手数料は、申請書に収入印紙を貼って納付しなければならない。<br>したがって、申請者は、申請前に郵便局等に(場合によっては多額の)現金を持参し、収入印紙を購入する必要があり、申請者にとって手間となっている。また、収入印紙を破損した場合には交換を認められないこと等も申請者にとって問題となっている。<br>医療用医薬品の製造販売承認申請に係る手数料の納付方法について、銀行振り込みも容認されれば、申請者のみならず、行政窓口の負担も軽減される。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省  |

|              |   |
|--------------|---|
| 12-(20)      | 乳および乳製品の容器に関する規制の見直し  |
| 要望の視点        | 2.基準や要件の見直し   |
| 規制の根拠法令      | 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(厚生省令第52号)の別表の四(二)  |
| 要望の具体的内容     | 乳等の容器をガラスやポリエチレン等に限定する規制を見直すべきである。  |
| 規制の現状と要望理由等  | 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の別表の四(二)より、乳等の容器は、ガラス瓶、合成樹脂製容器(ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート)、合成樹脂加工紙製容器等に制限されている。<br>現在、同省令の制定時に想定されていなかった新たな素材が開発されている。例えば、近年開発されたPEN樹脂(ポリエチレン・ナフタレート樹脂)は、ガラスやポリエチレン等と同様に耐久性、耐水性、耐油性等の長所を有するのみならず、耐熱性、耐薬品性、強靱性(割れない)、軽量等の点においても優れている。こうした新たな素材が乳等容器素材として容認されれば、(リターナブル容器として利用され、)省資源・省エネを促進しながら消費者の安全を確保することが可能となる。 |
| 制度の所管官庁及び担当課 | 厚生労働省   |

|                  |  |
|------------------|--|
| 12-(21)          | 展覧会における美術品損害の補償契約の手続きの見直し  |
| 要望の視点            | 1.行政手続の簡素化   |
| 規制の根拠法令          | 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条   |
| 要望の<br>具体的内容     | <p>展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすべきである。また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除するべきである。</p>   |
| 規制の現状と<br>要望理由等  | <p>展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条は、展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際の手続きを定めている。実際に締結する際には、展覧会開催の3カ月程前に同条に定める書類を提出しなければならない。</p> <p>しかし、展覧会開催3カ月前の時点では、出展作品が全て決定していないため、作品に関する書類(同条第2項第2号、第8号、第9号)を提出することが困難である。提出後の書類変更は認められているが、変更が生じる度の書類提出は手間・コストなどになっている。とくに、出展作品については提出後に追加することが認められないため、出展可能性のある作品は全て書類を準備しなければならず、過度の負担が生じている。</p> <p>また、施設や設備に関する書類(同条第2号第4号～第7号、第8号の一部)について、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、改修等の変更が行われていない場合であっても提出しなければならず、手間となっている。</p> <p>①展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期を、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすること、また、②過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除することにより、出展者が補償制度を利用しやすくなり、国民の美術品鑑賞機会の拡大に資することとなる。</p> |
| 制度の所管官庁<br>及び担当課 | 文化庁  |